

角田市地域防災計画

第3編 震災対策編

目 次

第 1 章 総則	3-1
第 1 節 宮城県を取り巻く地震環境	3-1
第 1 宮城県内の地質、地形.....	3-1
第 2 宮城県の地震被害.....	3-3-1
第 3 角田市の地震被害の状況.....	3-5
第 2 節 地震被害想定	3-8
第 1 東北地方太平洋沖地震の概況.....	3-8
第 2 対象とする地震.....	3-10
第 2 章 災害予防対策	3-14
第 1 節 総則	3-14
第 1 東日本大震災の主な特徴.....	3-14
第 2 基本的な考え方.....	3-15
第 3 想定される地震の考え方.....	3-15
第 2 節 地震に強いまちの形成	3-16
第 1 目的.....	3-16
第 2 基本的な考え方.....	3-16
第 3 地震に強い都市構造の形成.....	3-17-1
第 4 揺れに強いまちづくりの推進.....	3-17-1
第 5 地震防災緊急事業五箇年計画.....	3-18
第 6 長寿命化計画の作成.....	3-18
第 7 河川施設の災害対策.....	3-19
第 8 農地、農業用施設の災害対策.....	3-19
第 9 交通施設の災害対策.....	3-20
第 10 鉄道施設.....	3-20
第 3 節 地盤にかかる施設等の災害対策	3-21
第 1 目的.....	3-21
第 2 土砂災害防止対策の推進.....	3-21
第 3 地すべり等防止事業.....	3-21
第 4 急傾斜地崩壊防止施設.....	3-22
第 5 砂防設備.....	3-22
第 6 農業施設等.....	3-23
第 7 液状化対策の推進.....	3-23
第 4 節 都市の防災対策	3-24
第 1 目的.....	3-24
第 2 市街地開発事業の推進.....	3-24
第 3 都市公園施設.....	3-24
第 5 節 建築物等の耐震化対策	3-25

第1	目的	3-25
第2	公共建築物	3-25
第3	一般建築物	3-26
第4	特殊建築物、建設設備等防災対策	3-26
第5	ブロック塀等の安全対策	3-26
第6	落下物防止対策	3-27
第7	建物内の安全対策	3-27
第8	高層建築物における安全対策	3-27
第9	文化財の防災対策	3-27
第6節	ライフライン施設等の予防対策	3-29
第1	目的	3-29
第2	水道施設	3-29
第3	下水道施設	3-31
第4	電力施設	3-31
第5	液化石油ガス施設	3-31
第6	電信・電話施設	3-33-1
第7	廃棄物処理施設	3-33-2
第7節	危険物施設等の予防対策	3-34
第1	目的	3-34
第2	各施設の予防対策	3-34
第3	危険物施設	3-34
第4	高圧ガス施設	3-35
第5	火薬類施設	3-35
第6	事業所の予防措置	3-35
第7	市長等の措置要領	3-36
第8節	防災知識の普及	3-37
第1	目的	3-37
第2	防災知識の普及、徹底	3-38-1
第3	市民の取組	3-40-2
第4	学校等教育機関における防災教育	3-41
第5	防災指導員の養成	3-42
第6	災害教訓の伝承	3-42
第9節	地震防災訓練の実施	3-43
第1	目的	3-43
第2	防災訓練とフィードバック	3-43
第3	市の防災訓練	3-44
第4	防災関係機関の防災訓練	3-45
第5	救助・救急関係機関の教育訓練	3-45
第6	学校等の防災訓練	3-46

第7	企業の防災訓練	3-46
第10節	地域における防災体制	3-47
第1	目的	3-47
第2	現況	3-47
第3	地域における自主防災組織の果たすべき役割	3-47
第4	自主防災組織の育成・指導	3-47
第5	自主防災組織の活動	3-48
第6	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	3-50
第11節	ボランティアのコーディネート	3-51
第1	目的	3-51
第2	ボランティアの役割	3-51
第3	災害ボランティア活動の環境整備	3-52
第4	一般ボランティアのコーディネート体制	3-52
第5	日本赤十字社宮城県支部の赤十字防災ボランティアセンター設置	3-53
第12節	企業等の防災対策の推進	3-54
第1	目的	3-54
第2	企業等の役割	3-54
第3	企業等の防災組織	3-55
第13節	情報通信連絡網の整備	3-56
第1	目的	3-56
第2	市における通信施設の現況	3-56
第3	防災行政無線施設の整備	3-57
第4	職員参集等防災システムの整備	3-57
第5	インターネット、携帯電話の活用	3-57
第6	地域住民等に対する通信手段の整備	3-58
第7	災害広報体制の整備等	3-58
第14節	職員の配備体制	3-59
第1	目的	3-59
第2	配備体制	3-59
第3	防災関係機関等の配備体制	3-61
第4	防災担当職員の育成	3-61
第5	人材確保対策	3-61
第6	感染症対策	3-61
第7	マニュアルの作成	3-61
第8	業務継続計画（BCP）	3-62
第15節	防災拠点等の整備・充実	3-63
第1	目的	3-63
第2	防災拠点の整備及び連携	3-63
第3	防災拠点機能の確保・充実	3-63

第4	防災用資機材等の整備・充実	3-64
第5	防災用資機材の確保対策	3-64
第16節	相互応援体制の整備	3-65
第1	目的	3-65
第2	相互応援体制の整備	3-65
第3	市町村間等の応援協定	3-66
第4	県による市町村への応援	3-66
第5	消防機関における相互応援体制等の整備	3-66
第6	医療相互応援体制等の整備	3-67
第7	緊急消防援助隊受入体制の整備	3-67
第8	自衛隊との連携体制	3-67
第9	非常時連絡体制の確保	3-68
第10	資機材及び施設等の相互利用	3-68
第11	救助活動拠点の確保	3-68
第12	関係団体との連携強化	3-68
第17節	医療救護体制・福祉支援体制の整備	3-69-1
第1	目的	3-69-1
第2	医療救護体制の整備	3-69-1
第3	医薬品、医療資機材の整備	3-70
第4	医療救護体制に係る情報連絡体制の整備	3-71
第5	心のケアの専門職からなるチームの整備	3-71
第6	福祉支援体制の整備	3-71
第18節	火災予防対策	3-72
第1	目的	3-72
第2	出火防止、火災予防の徹底	3-72
第3	消防力の強化	3-74
第4	消防水利の整備	3-75
第5	消防計画の充実強化	3-75
第19節	緊急輸送体制の整備	3-76
第1	目的	3-76
第2	緊急輸送ネットワークの形成	3-76
第3	緊急輸送道路の確保	3-76
第4	臨時ヘリポートの確保	3-77
第5	建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備	3-77
第6	緊急輸送体制	3-78
第20節	避難対策	3-79
第1	目的	3-79
第2	徒歩避難の原則の周知	3-79
第3	指定緊急避難場所の確保	3-79

第4	避難路の確保	3-81
第5	避難路等の整備	3-81
第6	避難誘導體制の整備	3-82
第7	避難行動要支援者の支援方策	3-82
第8	消防機関等の対応	3-84
第9	教育機関における対応	3-84
第10	避難計画の作成	3-85
第11	避難に関する広報	3-85
第21節	避難受入れ対策	3-86
第1	目的	3-86
第2	避難所の確保	3-86
第3	避難の長期化対策	3-90
第4	避難所における愛護動物の対策	3-90
第5	応急仮設住宅対策	3-90
第6	帰宅困難者対策	3-91-1
第7	被災者等への情報伝達体制等の整備	3-92
第8	孤立集落対策	3-93
第22節	食料、飲料水及び生活物資の確保	3-94
第1	目的	3-94
第2	市民等のとるべき措置	3-94
第3	食料及び生活物資等の供給計画の策定	3-94
第4	食料及び生活物資の備蓄	3-95
第5	食料及び生活物資等の調全体制	3-96
第6	燃料の確保	3-97
第23節	要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	3-98
第1	目的	3-98
第2	高齢者、障害者等への支援対策	3-98
第3	外国人への支援対策	3-104
第4	旅行者への支援対策	3-104
第24節	複合災害対策	3-105
第1	目的	3-105
第2	複合災害の応急対策への備え	3-105
第3	複合災害に関する防災活動	3-106
第25節	災害廃棄物対策	3-107
第1	目的	3-107
第2	処理体制	3-107
第3	主な措置内容	3-107
第3章	災害応急対策	3-108
第1節	情報の収集・伝達	3-108

第 1	目的	3-108
第 2	緊急地震速報	3-108
第 3	地震・津波情報	3-109-1
第 4	北海道・三陸沖後発地震注意情報	3-109-6
第 5	災害情報収集・体制	3-109-7
第 6	災害情報等の収集・伝達	3-110
第 7	県への被害状況の報告	3-114
第 8	異常現象を発見した場合の通報	3-115
第 9	通信・放送施設の確保	3-115
第 10	郵便関係の措置	3-116
第 2 節	災害広報活動	3-117
第 1	目的	3-117
第 2	社会的混乱の防止	3-117
第 3	広報担当	3-117
第 4	災害広報の要領	3-118
第 5	広報内容	3-118
第 6	広報実施方法	3-119
第 7	報道機関への発表	3-119
第 8	広聴活動	3-120
第 9	安否情報の提供	3-120
第 10	防災関係機関の広報	3-120
第 3 節	防災活動体制	3-121
第 1	目的	3-121
第 2	初動対応の基本的考え方	3-121
第 3	実施責任者	3-121
第 4	市の活動	3-121
第 5	警察の活動	3-122
第 6	消防機関の活動	3-125
第 7	防災関係機関の活動	3-126
第 8	県との連携	3-126
第 9	複合災害発生時の体制	3-126
第 4 節	相互応援活動	3-127
第 1	目的	3-127
第 2	市町村間の相互応援活動	3-127
第 3	職員の派遣の要請	3-128
第 4	防災関係機関の応援協力	3-128
第 5	消防機関の相互応援活動	3-128
第 6	緊急消防援助隊への応援要請及び受入れ	3-129
第 7	広域的な応援体制	3-129

第 8	受入れ体制の確保	3-129
第 9	他県等への応援体制	3-129
第 5 節	災害救助法の適用	3-130
第 1	目的	3-130
第 2	実施責任者	3-130
第 3	災害救助法の適用	3-131
第 4	救助の実施の委任	3-132
第 6 節	自衛隊の災害派遣	3-133
第 1	目的	3-133
第 2	災害派遣要請の基準	3-133
第 3	災害派遣の基準及び要請の手続き	3-133
第 4	自衛隊の連絡幹部等との連絡	3-134
第 5	派遣部隊の活動内容	3-134
第 6	派遣部隊の受入れ体制	3-135
第 7	派遣部隊の撤収	3-136
第 8	経費の負担	3-136
第 7 節	救急・救助活動	3-137
第 1	目的	3-137
第 2	市の活動	3-137
第 3	警察の活動	3-137
第 4	消防機関の活動	3-137
第 5	救急・救助活動	3-138
第 6	住民及び自主防災組織等の活動	3-138
第 7	災害救助法による救出の実施	3-139
第 8	救急・救助活動への支援	3-139
第 9	惨事ストレス対策	3-139
第 10	感染症対策	3-139
第 11	救助・救急用資機材の整備	3-139
第 8 節	医療救護活動	3-140
第 1	目的	3-140
第 2	実施体制	3-140
第 3	情報の収集及び提供	3-141
第 4	医療救護体制・DMA T・医療救護班の派遣・受入れ体制	3-141
第 5	災害時後方医療体制	3-142
第 6	救急患者等の搬送体制	3-142
第 7	医薬品等の調達	3-142
第 8	在宅要医療患者の医療救護体制	3-142
第 9	災害救助法における実施基準	3-143
第 10	専門的な医療を要する患者対策	3-143

第 11	医療機関の状況	3-143
第 9 節	消火活動	3-144
第 1	目的	3-144
第 2	地震発生時の組織体制	3-144
第 3	消火活動の基本	3-145
第 4	市の対応	3-146
第 5	消防機関の活動	3-146
第 6	事業所の活動	3-147
第 7	自主防災組織の活動	3-147
第 8	市民の活動	3-147
第 9	被災地域以外からの応援	3-147
第 10 節	交通・輸送活動	3-148
第 1	目的	3-148
第 2	交通の規制・確保	3-148
第 3	緊急輸送	3-152
第 4	道路障害物の除去	3-156
第 11 節	ヘリコプターの活動	3-157
第 1	目的	3-157
第 2	派遣要請の基準	3-157
第 3	派遣要請の手続き	3-158
第 4	経費の負担	3-158
第 12 節	避難活動	3-159
第 1	目的	3-159
第 2	避難の指示等	3-159
第 3	避難の指示の内容及び周知	3-161
第 4	避難誘導	3-162
第 5	避難所の開設及び運営	3-163
第 6	避難情報の発令等による広域避難	3-166
第 7	避難長期化への対処	3-167
第 8	帰宅困難者対策	3-168
第 9	孤立集落の安全確認対策	3-169-1
第 10	広域避難者への支援	3-169-1
第 11	在宅避難者への支援	3-169-1
第 13 節	応急仮設住宅等の確保	3-170
第 1	目的	3-170
第 2	応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備と維持管理	3-170
第 3	公的住宅等の提供	3-171
第 4	民間賃貸住宅の活用等	3-171
第 5	応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備	3-172

第6	住宅の応急修理.....	3-172
第7	支援制度に関する情報提供.....	3-172
第14節	相談活動.....	3-173
第1	目的.....	3-173
第2	市の相談活動.....	3-173
第3	相談窓口設置の周知.....	3-173
第4	関係機関との連携.....	3-173
第15節	要配慮者・避難行動要支援者への支援活動.....	3-174
第1	目的.....	3-174
第2	高齢者、障害者等への支援活動.....	3-174
第3	外国人対応.....	3-176
第4	旅行者への支援活動.....	3-176
第16節	愛玩動物の収容対策.....	3-177
第1	目的.....	3-177
第2	被災地域における動物の保護.....	3-177
第3	避難所における動物の適正な飼育.....	3-177
第4	仮設住宅における動物の適正な飼育.....	3-177
第17節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動.....	3-178
第1	目的.....	3-178
第2	食料.....	3-178
第3	飲料水.....	3-182
第4	生活必需品.....	3-184
第5	物資の輸送体制.....	3-185
第6	生活必需品の備蓄.....	3-185
第7	義援物資の受け入れ、配分.....	3-186
第8	燃料の調達・供給.....	3-186
第18節	防疫・保健衛生活動.....	3-187
第1	目的.....	3-187
第2	防疫.....	3-187
第3	保健対策.....	3-187
第4	食品衛生対策.....	3-189
第19節	遺体等の捜索・処理・埋葬.....	3-190
第1	目的.....	3-190
第2	遺体等の捜索.....	3-190
第3	遺体の処理、収容.....	3-190
第4	遺体の火葬、埋葬.....	3-191
第20節	災害廃棄物処理活動.....	3-192
第1	目的.....	3-192
第2	災害廃棄物処理.....	3-192

第3	処理体制	3-192
第4	処理方法	3-193
第5	推進方策	3-193
第6	死亡獣畜等の処理	3-193
第21節	社会秩序維持活動	3-194
第1	目的	3-194
第2	生活必需品の物価監視	3-194
第3	警察の活動	3-194
第22節	教育活動	3-195
第1	目的	3-195
第2	避難措置	3-195
第3	学校等施設等の応急措置	3-196
第4	教育の実施	3-196
第5	心身の健康管理	3-197
第6	学用品等の調達	3-197
第7	給食	3-197
第8	修学支援	3-198
第9	通学手段の確保	3-198
第10	学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置	3-198
第11	災害応急対策への生徒の協力	3-198
第12	文化財の応急措置	3-198
第23節	防災資機材及び労働力の確保	3-199
第1	目的	3-199
第2	防災資機材の調達	3-199
第3	労働者の確保	3-199
第4	応援要請による技術者等の動員	3-199
第5	従事命令等による応急措置の業務	3-200
第24節	公共土木施設等の応急対策	3-201
第1	目的	3-201
第2	道路施設	3-201
第3	河川管理施設	3-202
第4	砂防・地すべり関係施設	3-202
第5	鉄道施設（阿武隈急行株）	3-202
第6	農地、農林施設	3-203
第7	都市公園施設	3-203
第8	廃棄物処理施設	3-203
第9	被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定等の実施	3-203
第10	市自らが管理又は運営する施設に関する方針	3-204
第25節	ライフライン施設等の応急復旧	3-205

第1	目的	3-205
第2	水道施設	3-205
第3	下水道施設	3-206
第4	電力施設	3-207
第5	液化石油ガス施設	3-208
第6	電信・電話施設	3-209
第26節	危険物施設等の安全確保	3-211
第1	目的	3-211
第2	住民への広報	3-211
第3	消防法に定める危険物の応急措置	3-211
第4	高圧ガスの応急措置	3-212
第5	火薬類の応急措置	3-212
第27節	農林業の応急対策	3-213
第1	目的	3-213
第2	農業用施設	3-213
第3	林道	3-213
第4	農産物	3-213
第5	畜産	3-215
第6	林産物	3-215
第28節	二次災害・複合災害防止対策	3-216
第1	目的	3-216
第2	二次災害の防止活動	3-216
第3	風評被害等の軽減対策	3-217-2
第29節	応急公用負担等の実施	3-218
第1	目的	3-218
第2	応急公用負担等の権限	3-218
第3	立入検査等	3-219
第4	実施手続き	3-220
第5	公用令書の交付	3-220
第6	損失補償及び損害補償等	3-221
第30節	ボランティア活動	3-222
第1	目的	3-222
第2	一般ボランティア	3-222
第3	専門ボランティア	3-224
第4	NPO・NGOとの連携	3-224
第31節	海外からの支援の受入れ	3-225
第1	目的	3-225
第2	海外からの救援活動の受入れ	3-225
第3	救援内容の確認	3-225

第4 関係機関との協力体制.....	3-225
第4章 原子力災害対策.....	3-226
基本的な考え方について.....	3-226
第1 目的.....	3-227
第2 情報の収集・伝達.....	3-227
第3 屋内退避、避難収容等の防護活動.....	3-229
第4 飲料水、飲食物の摂取等.....	3-229
第5 緊急事態における判断基準.....	3-230
第6 空間放射線量等の測定.....	3-232
第7 放射性物質の除染.....	3-232
第8 広報活動.....	3-232
第9 風評被害等の影響の軽減.....	3-232
第10 心身の健康相談体制.....	3-232
第5章 災害復旧・復興対策.....	3-233

第1章 総則

第1節 宮城県を取り巻く地震環境

第1 宮城県内の地質、地形

地形・地質の特徴から、宮城県は大きく次の4つの地域に分けることができる。

- ・北上高地
- ・阿武隈高地
- ・奥羽山脈とその東側の丘陵
- ・中央低地

北上高地は古生界・中生界及び少量の花崗岩、阿武隈高地は花崗岩とこれに貫入された変成岩から成り、ともに、東北日本の基盤をなしている。

宮城県と山形県を境とする奥羽脊梁山脈は、新第三紀前半においては主に海底の火山活動の場であった。新第三紀後期に隆起し始め、現在の奥羽脊梁山脈の東側丘陵部を含めた広い範囲でカルデラの形成を伴う大規模な珪長質火山活動が起こった。第四紀に至ると、奥羽脊梁山脈の東縁に大規模な逆断層が形成されて急速に山脈化し、同時に安山岩質の火山活動の場となった。したがって、北上・阿武隈高地のような古い山地とは対比的に、若い地形・地質の特徴を持っている。

角田市が位置するのは、北上・阿武隈高地と奥羽脊梁山脈との間の低地帯で、新第三紀には北上・阿武隈地域の安定域とその西側の沈降域との境界（「盛岡－白河構造線」と称されている）域に相当し、最も後まで海域として残っていたところである。第四紀に奥羽脊梁山脈が急速に隆起し始めると、低地帯としての特徴は一層明瞭になった。第四紀の最終氷期の海水準低下によって侵食が一段と進行したが、その直後の最終間氷期における海水準面上昇とともに、広く沖積層で埋め立てられ、平野となった。

平野と丘陵部は人口密集地であり、しかも、沖積層は一般に著しく軟弱であるため、その分布、厚さ及び岩相は重要である。埋没した侵食地形である沖積層下底は起伏に富んでおり、宮城野海岸平野や石巻平野下の沖積層の厚さは60m前後で、北上川河口付近の埋没谷底では約90mに達する。沖積層表層部の岩相は、最終間氷期における埋め立て末期における河川の移動・蛇行を反映して複雑に変化している。

1 浜提

海岸付近で海岸線にほぼ平行にのびる高所で、宮城野平野では海岸から内側約3kmの範囲に、石巻市～東松島市付近の平野では海岸から約6kmの範囲内に4列が断続的に分布している。頂面は高さ2～3m以内で平坦である。自然堤防同様、主に砂層からなり、液状化し易いが、地震動に対しては後背湿地よりは安定である。

2 自然堤防

河川沿いの高所で、現在の河川に沿うもののほか、旧河道に沿うものがある。河川流路の移動による曲流、分流、合流等により、きわめて複雑な分布を示す。周囲の低地からの比高は2～3m以内で、河川ごとに下流ほど不明瞭になる。

3 後背湿地と旧河道

後背湿地は浜提間や自然堤防背後の氾濫原に相当する。旧河道とは蛇行しつつ移動する河川に取り残された河道のことであり、現在でも沼地となつているところもある。後背湿地と旧河道には粘土や泥炭等が堆積しているため、地震動に対しては最も弱い所である。

第2 宮城県の地震被害

1 既往の被害地震

宮城県に被害を及ぼす地震は、主に太平洋沖合いで発生する地震と陸域の浅いところで発生する地震である。

陸域の地震としては、明治以降では、1956年の白石の地震（M6.0）、1900年（M7.0）と1962年（M6.5：宮城県北部地震）に宮城県北部で発生した地震が知られている。最近では、2008年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震（M7.2）で甚大な被害が生じている。また、宮城・岩手・秋田県境の栗駒山周辺は東北地方の中で群発地震活動の比較的活発な地域で、鬼首付近や蔵王山付近でも群発地震が知られている。

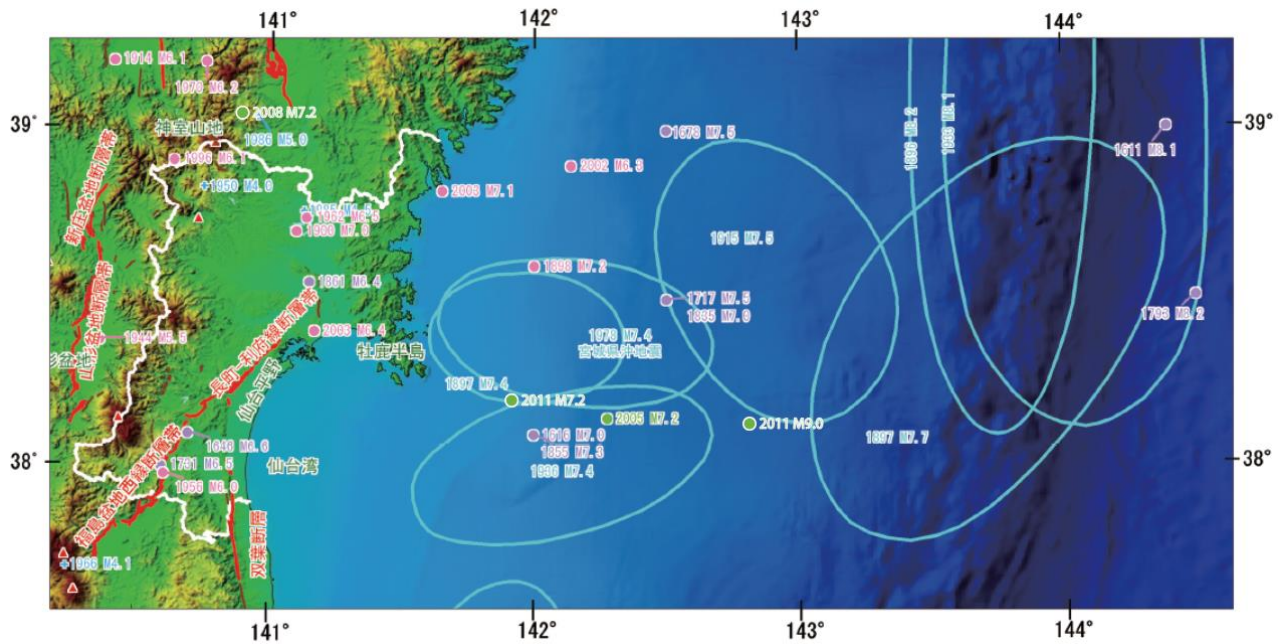
青森県から宮城県にかけての太平洋沖合いでは、1896年の明治三陸地震（M8.2）や1933年の三陸地震（M8.1）、1968年十勝沖地震（M7.9）のようにM8クラスの巨大地震が発生することがある。二つの三陸地震は陸地から離れた日本海溝付近で発生したため、地震動による被害は小さかったが、津波により太平洋沿岸に大きな被害をもたらした。これらの地震より規模の小さな地震でも、1978年宮城県沖地震（M7.4）の際には、丘陵を造成した宅地に大きな被害が生じ、さらに、ガス、水道、電気等のライフラインの被害による市民生活に混乱が生じる等、都市型の災害が生じた。この宮城県沖地震が発生した海域付近では、1855年（M7.1/4）、1897年（M7.4）、1936年（M7.4）と、ほぼ40年間隔で同程度の規模の地震が発生している。

また、2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（M9.0）では、巨大な津波により未曾有の被害が発生した。

表 宮城県に被害を及ぼした地震

西暦 (和暦)	地域(名称)	M	主な被害	被害の出典
869.7.13 (貞観11)	三陸海岸	8.3	(家屋倒壊、圧死者多く、津波による多賀城下で溺死者1,000)	宮城県
1611.12.2 (慶長16)	三陸海岸および北海道東岸	8.1	(津波があり、伊達藩で溺死者1,783、南部、津軽で人馬の死3,000以上)	新編日本被害地震総覧
1646.6.9 (正保3)	陸前・岩代・下野	6.5～ 6.7	仙台城・白石城で被害	理科年表
1793.2.17 (寛政5)	陸前・陸中・磐城	8～ 8.4	仙台藩で死者12、家屋破損1,060以上	新編日本被害地震総覧
1835.7.20 (天保6)	仙台	7	仙台城石垣破損	新編日本被害地震総覧
1896.6.15 (明治29)	(明治三陸地震)	8.2	津波による被害。死者3,452、負傷者1,241、家屋倒壊954、同流出3,121	新編日本被害地震総覧
1900.5.12 (明治33)	宮城県北部	7.0	遠田郡で被害最大。死者13、負傷者4、家屋全壊44	新編日本被害地震総覧
1933.3.3 (昭和8)	(三陸地震)	8.1	津波による被害。死者・行方不明308、負傷者145、家屋倒壊528、同流出950	新編日本被害地震総覧
1960.5.23 (昭和35)	(チリ地震津波)	9.5	津波による被害。死者・行方不明54、負傷者641、家屋全壊977、建物流失434	新編日本被害地震総覧
1962.4.30 (昭和37)	(宮城県北部地震)	6.5	田尻町、南方村を中心に被害。死者3、負傷者272、家屋全壊340	新編日本被害地震総覧
1978.6.12 (昭和53)	(1978宮城県沖地震)	7.4	死者27、負傷者1,273、住家全壊1,180	新編日本被害地震総覧
2003.5.26 (平成15)	宮城県沖(三陸南地震)	7.1	重軽傷者64、住家半壊11、一部破損1,033	宮城県(平成15年6月19日最終報告)
2003.7.26 (平成15)	宮城県北部(宮城県北部連続地震)	6.4	重軽傷者676、住家全壊1,276、半壊3,809、一部破損10,975	宮城県(平成16年3月12日最終報告)
2006.8.16 (平成17)	宮城県沖	7.2	負傷者79	宮城県(平成17年7月27日最終報告)
2008.6.14 (平成20)	岩手・宮城内陸地震	7.2	死亡者14、負傷者365、住家全壊28、半壊141、一部破損1,733	宮城県(平成23年4月29日現在)
2011.3.11 (平成23)	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	9.0	死亡者10,570、行方不明者1,215、住家全壊83,005	宮城県(令和5年2月28日現在)
2011.4.7 (平成23)	宮城県沖(東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)の余震)	7.2		
2021.2.13 (令和3)	福島県沖	7.3	重軽傷者73、住家全壊5、半壊132、一部破損14,116	宮城県(令和3年5月28日現在)
2021.3.20 (令和3)	宮城県沖	6.9		
2022.3.16 (令和4)	福島県沖	7.3	死亡者2、重軽傷者108、住家全壊51、半壊616、一部損壊21,172	宮城県(令和4年6月17日現在)

地震調査研究推進本部地震調査委員会編(2009)に加筆



参考文献 地震調査研究推進本部地震調査委員会編(2009)

：日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－ <第2版>

図 宮城県とその周辺の主な被害地震(～2007年12月)

※ 2008年6月及び2011年3月と4月の地震を追記

第3 角田市の地震被害の状況

角田市の東日本大震災による被害状況 令和3年3月31日現在

1. 災害の概要

- (1) 発生日時 平成23年3月11日(金) 14時46分頃
- (2) 震央地名 三陸沖
(北緯38.0度、東経142.9度、牡鹿半島の東約130km)
- (3) 震源の深さ 約24km
- (4) 規模 マグニチュード 9.0
- (5) 最大震度 震度7
- (6) 角田市の震度 震度6弱
- (7) 災害対策本部の設置 平成23年3月11日 15時00分
- (8) 災害対策本部の廃止 平成24年3月31日

2. 被害の状況

(1) 人的被害

- 死者 なし ○ 行方不明者 なし
- 重傷者 なし ○ 軽傷者 4人

※ ただし、市外での死者2人

(2) 建物被害

○ 住家

- ・全壊 13棟 ・大規模半壊 49棟 ・半壊 109棟
- ・一部損壊 1,036棟 ・床上浸水 なし ・床下浸水 なし

※住家被害は、り災証明に係る被害状況調査によるもの。(令和3年3月31日現在)

○ 非住家

- ・全壊 80棟 ・半壊 83棟 ・一部損壊 318棟
- ・床上浸水 なし ・床下浸水 なし

※非住家被害は、行政区長の調査によるもの。

(3) ライフライン

- 電気 市内全域復旧 平成23年3月17日
- 電話 市内全域復旧 平成23年3月18日
- 水道 隈東地区 断水 平成23年3月11日 約2,000戸
通水 平成23年3月12日
- 隈西地区 断水 平成23年3月11日 約8,500戸
通水 平成23年3月26日
- 断水 平成23年4月7日 約8,500戸
通水 平成23年4月12日
- 下水道 流域関連公共下水道の復旧進捗率59% (延長11,370m)
(平成25年3月31日現在)
農業集落排水 平成24年8月復旧終了

	② 保健衛生施設	1	2,055
	総合保健福祉センター	1	2,055
(4)	文教施設	36	295,348
	① 公立学校施設	23	53,001
	小学校	15	25,038
	中学校	7	27,606
	学校給食センター	1	357
	② 公立社会教育施設	13	242,347
	市民センター	2	82,416
	図書館	1	9,931
	自治センター	6	5,903
	郷土資料館	1	137,122
	総合体育館	1	6,366
	陸上競技場	1	168
	屋内温水プール	1	441
(5)	公共下水道施設	17	3,035,000
	① 污水施設	16	3,000,000
	污水施設	16	3,000,000
	② 雨水施設	1	35,000
	雨水施設	1	35,000
(6)	農業集落排水施設	2	100,000
(7)	水道施設	234	39,415
(8)	その他公共施設・公用施設	4	75,719
	① その他公共施設	2	1,638
	角田駅コミュニティプラザ	1	1,449
	商営駐車場	1	189
	② その他公用施設	2	74,081
	市役所庁舎	1	73,161
	教育総務課書庫書棚	1	920
	合 計	989	4,956,792

- (9) 国土交通省所管角田市関係分 3箇所
- 阿武隈川右岸堤防 2箇所
 - ・坂津田字八反田地内及び枝野字賀川地内の堤防
 - 阿武隈川左岸堤防 1箇所
 - ・角田字野田地内の堤防
- (10) 宮城県所管角田市関係分 2箇所
- 国道349号 1箇所
 - ・江尻字深沼地内
 - 主要地方道丸森柴田線 1箇所
 - ・坂津田字八反田地内の堤防上の道路
 - (国土交通省所管坂津田字八反田地内の阿武隈川右岸堤防と同じ箇所)

第2節 地震被害想定

第1 東北地方太平洋沖地震の概況

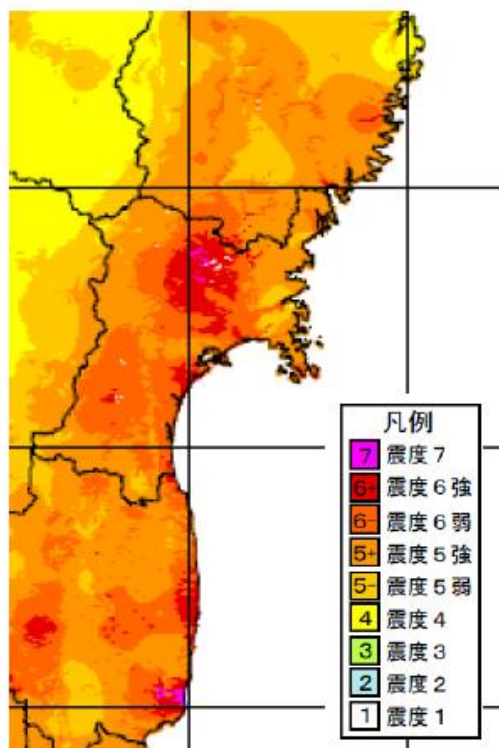
1 地震の発生状況

平成23年3月11日14時46分18.1秒、三陸沖(北緯38°06.2′ 東経142°51.6′ 震源の深さ24km)でマグニチュード(M)9.0の地震が発生し、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県37市町村で震度6強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度6弱から1を観測した。

気象庁はこの地震を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」(英語名:The 2011 off the Pacific coast of Tohoku Earthquake)と命名し、政府はこの地震による災害の名称を「東日本大震災」とした。「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」(M9.0)は、国内観測史上最大規模の地震となる(災害時地震・津波速報 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 気象庁による。)

なお、県内で震度6弱以上を観測した地域は次のとおりであった。

震度	市区町村
7	栗原市
6強	仙台市宮城野区、石巻市、塩竈市、名取市、登米市、東松島市、大崎市、蔵王町、川崎町、山元町、大衡村、涌谷町及び美里町
6弱	仙台市青葉区、仙台市若林区、仙台市泉区、気仙沼市、白石市、角田市、岩沼市、大河原町、亘理町、松島町、利府町、大和町、大郷町、富谷町及び南三陸町



資料：気象庁

図 推計震度分布図

2 地震の特徴

(1) 震源域

震源域が東北地方から関東地方にかけての太平洋沖の幅約 200km、長さ約 500km と広範囲にわたり、日本列島のほぼ全域で揺れを観測するほどの海溝型の巨大地震であった。

(2) プレート境界でのすべり

本震の発震機構は、西北西－東南東方向圧に力軸を持つ逆断層型で、太平洋プレートと陸のプレートとの境界で発生し、巨大津波を発生させた。

断層すべりの大きさは、宮城県沖で最大 25m 以上に達すると推定されている。

(3) 地殻変動

東北地方太平洋沖地震により、石巻市牡鹿では上下変動量で約 1.2m 程度沈下し、水平変動量で約 5.3m 程度東南東方向に移動した。

(4) 余震の発生

過去の大地震と比較して、余震の発生回数が非常に多く、地震から 3 週間後の 4 月 1 日においてマグニチュード 5 以上の余震が 400 回以上発生している。

3 地震発生のメカニズム

(1) 2011 年 3 月 11 日 14 時 46 分本震

2011 年 3 月 11 日以前においては、しっかりと固着していた太平洋プレートと陸側プレートの境界面で、2011 年 3 月 11 日 14 時 46 分に大きなすべりが急激に発生した(東北地方太平洋沖地震 本震)。このプレート境界では 20~30m 程度のすべりが発生したと考えられるが、日本海溝に近い領域では最大 80m 程度にも達するすべりが発生したと考えられる。本震発生時にすべった領域は南北に約 500 km、東西に約 200 km 程度である。このような広範囲におけるプレート境界での膨大なすべりにより、マグニチュード 9.0 という超巨大地震が発生した。

(2) 2011 年 3 月 11 日 本震から 39 分後の地震

本震によるプレート境界での膨大なすべりにより、太平洋プレート内部の応力場が急変し、日本海溝外側(アウターライズ)では圧縮場から伸張場になったと考えられる。これにより本震から 39 分後に、太平洋プレート内部で正断層型地震が発生した。これまで、このような大きなマグニチュードの正断層型地震はごく稀にしか発生していなかった。1933 年 3 月 3 日には、この地震の北側でマグニチュード 8.1 の正断層型地震の昭和三陸地震が発生し、大きな津波を引き起こしている。

(3) 2011 年 4 月 7 日宮城県沖のスラブ内地震

沈み込んだ太平洋プレートの深部でも、本震のすべりにより応力場に変化がみられた。本震発生後には圧縮力がより一層増加したため、深さ約 70 km 付近でマグニチュード 7.1 の逆断層型のスラブ内地震が発生した。

スラブ内地震は震源から放出される地震波に、高周波成分を多く含むことが知られており、この地震により宮城県を中心として、かなりの地震動災害が発生した。

(4) 2011年4月11日 福島県南部の内陸地震

本震の発生時に東北地方の陸地部分は大きく東南東にずれ動いたことが知られている。特に、太平洋側の場所ほど大きくずれている。本震発生以前は、日本海溝から沈み込む太平洋プレートと陸側プレートの境界面が固着していたため、陸側プレート内部では東西方向の圧縮場となっていた。

そのため、例えば2008年6月14日の岩手・宮城内陸地震(マグニチュード7.2)のような逆断層型の内陸地震が多数発生していたが、本震時の内陸での東南東への地殻変動により、陸側プレート内部では伸張場となり、正断層型の内陸地震が発生したと考えられる。これまで、東北地方ではこのように大きな正断層型の内陸地震はほとんど発生してはいなかった。

第2 対象とする地震

宮城県では、これまで被害想定調査に基づき地域防災計画の修正を実施してきたが、東北地方太平洋沖地震では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、甚大な被害が発生した。

このため、今後の地震対策において想定される地震を新たに設定し、その対策に努める。

1 想定される地震の設定と対策の基本的考え方

県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

今後、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行い、減災目標を設定する。

その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

2 想定される地震の考え方

想定される地震動は、構造物・施設等の供用期間中に数度発生する確率を持つ一般的な地震動と、発生確率は低いが内陸直下型又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動とする。

この場合、構造物・施設等は一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。

さらに、重要度が高い構造物・施設等については、高レベルの地震動に際して他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

3 地震被害想定調査について

宮城県では、過去の地震被害に鑑み有効な地震対策を講じるため、昭和59年度から61年度までの第一次から平成14年度から15年度までの第三次まで、三度の宮城県地震被害想定調査を行っている。第三次被害想定調査から8年が経過した平成23年度に、沿岸部の土地利用状況や建造物の整備状況の変化を踏まえ、第四次被害想定調査を実施していたが、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、当初想定していた以上の被害が発生した。

被害想定調査の対象となるべき沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸建造物、社会資本等が毀損し、これらに基づく被害想定調査の実施が出来なくなり、中断することとなった。第五次地震被害想定調査については、令和3年度から着手しており、令和5年度に完了する見込みである。

4 角田市地震防災マップ

角田市では、地震による被害の軽減のために、住宅等の耐震化を図ることが大切であり、併せて市民に地震発生のおそれのある地震による揺れや建物の被害の可能性を分かりやすく示した「地震防災マップ」を作成した。

地震防災マップには地域の揺れやすさを示した「揺れやすさマップ」と木造住宅の倒壊率を示した「地域の危険度マップ」の2種類を作成し、市のホームページに掲載し周知を図っている。

(1) 揺れやすさマップの結果

「宮城県沖地震（単独型）、宮城県沖地震（連動型）、長町ー利府線断層帯による地震、どこでも起こりうる直下の地震」の想定する4つの地震の最大値（4つの地震の最大の震度を採用）では、震度6強（2）の分布が水田等の低地部となっている。市役所周辺の住宅地では、震度6弱となっている。

(2) 地域の危険度マップの結果

想定する4つの地震の最大値（4つの地震の最大の震度を採用）による木造建物の被害想定（倒壊率）では、市全域が0～3%で、3～5%のエリアは、水田内及び縁辺部の集落に点在している。

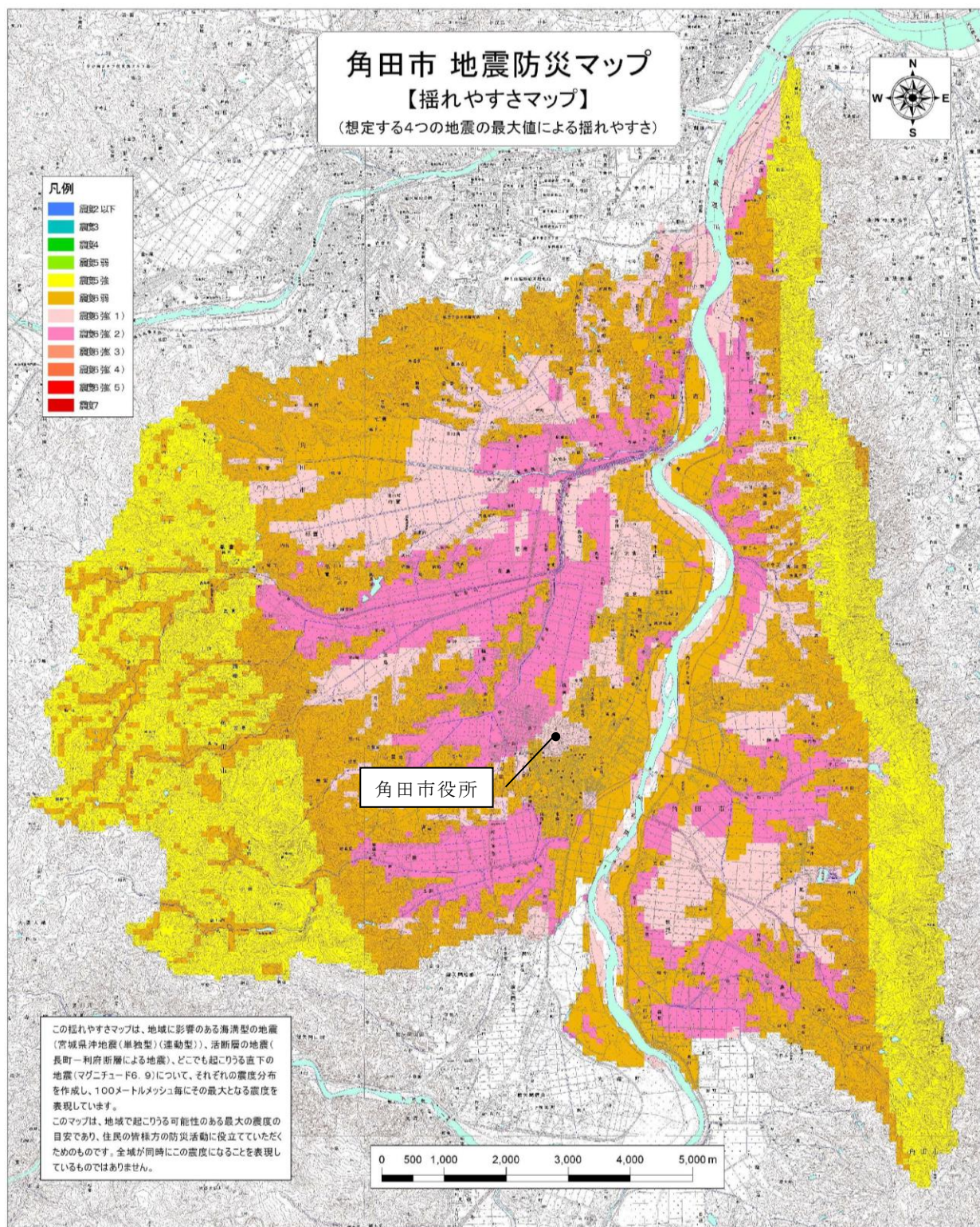


図 角田市地震防災マップ(揺れやすさマップ)

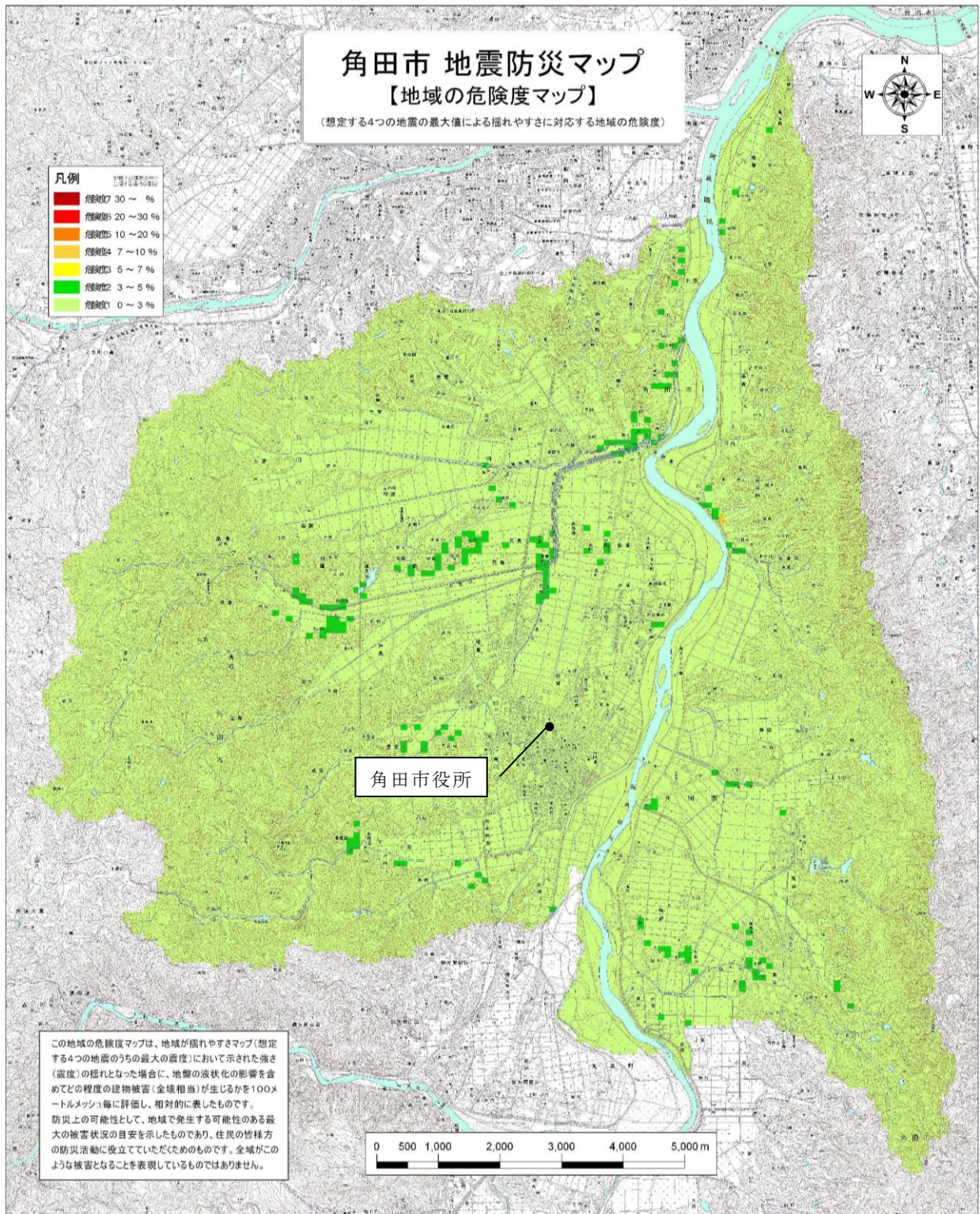


図 角田市地震防災マップ (地域の危険度マップ)

第2章 災害予防対策

第1節 総則

第1 東日本大震災の主な特徴

東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0の規模の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したものであり、栗原市の最大震度7をはじめ、県内のほとんどで震度6弱以上の強い揺れを記録するとともに、巨大な津波を引き起こしている。

地震の揺れによる建物被害は、地震動の周期特性等により、地震規模を考えるとそれほど大きくなかったものの、東北地方から関東地方にかけて埋立地や旧河道等で液状化に伴う家屋被害が発生する等、広範囲に渡って多数の建築物において全壊、半壊、一部損壊等の被害があった。また、ライフラインや交通施設に甚大な被害をもたらした。

長周期地震動による被害についても、超高層ビルの天井材の落下やエレベーターの損傷等の被害が震源から遠く離れた地域においても報告されている。

今回、従前の想定を超えた規模の地震や被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定の考え方を根本的に見直すとともに、主に以下のような問題点を踏まえ、災害予防対策を充実強化していく必要がある。

1 行政機能の喪失

地震及び地震に伴い発生した大津波により、本県の沿岸15市町のうち、10市町で災害対応の中心となる市町村庁舎が被災し、そのうち7市町で本庁舎や支所の移転を余儀なくされた。

2 大規模広域災害

被害が甚大で広範囲に渡ったことから、全国の都道府県、市町村により相互応援協定に基づく被災地に対する人的支援・物的支援が実施されたが、事前の計画や訓練等の不足や、交通手段や宿泊先の確保等、多くの課題も見られた。

3 物資の不足

物資を備蓄していた指定避難所や倉庫が津波の被害に遭った。多数の孤立集落や孤立地区が発生し、発災直後は、飲料水、粉ミルク、紙おむつ等の枯渇も見られた。

4 不十分な要配慮者対策

県内では、高齢者、障害者等の要配慮者について、災害時要援護者支援計画が策定された直後、あるいは未策定という市町村が多く、福祉避難所が被災し利用できなくなる等、要配慮者への対策が十分とは言えなかった。

5 地域防災力の不足

沿岸地域では、従来から一定の津波対策が行われてきたが、東日本大震災での被害を受け、改めて、自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識されている。

6 地震の揺れによる被害拡大

建築物、交通インフラ、ライフラインの被害が、被害拡大と応急対策活動の阻害の要因となっていた。

7 避難指示等の住民への情報途絶

地震による広域的な停電、市町村の庁舎や防災行政無線自体の被災、防災行政無線の内容が聞こえづらかった等、避難に関する情報伝達において、多くの問題があった。

第2 基本的な考え方

地震から市民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせる都市づくり実現のため、県、市及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震に対し、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、建築物、交通インフラやライフライン等の耐震化といったハード対策と防災活動等のソフト対策とを組み合わせた地震災害予防対策を、総力を挙げて講じるものである。

第3 想定される地震の考え方

地震対策を講じるに当たり、科学的知見を踏まえ、以下の地震を想定する。

- 1 発生確率は低いが高レベルの地震動
(東北地方太平洋沖地震)
- 2 構造物、施設等の供用期間中に数度程度発生する確率を持つ地震動
(宮城県沖地震(プレート境界型)、プレート内部で生じるスラブ内地震※)
- 3 発生確率は低いが高レベルの地震動
(長町ー利府線断層帯の地震)

構造物・施設等は、宮城県沖地震(単独・連動)やプレート内部で生じるスラブ内地震※クラスの地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、東北地方太平洋沖地震や長町ー利府線断層帯の地震クラスの高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。

さらに、構造物・施設等のうち、いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対応活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの、広域における経済活動に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、多数の人数を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

なお、本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定の下に作成するものであるが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には限界があることに留意する。

※ 「スラブ内地震」…沈み込むプレート(スラブ)の内部で発生する地震。

第2節 地震に強いまちの形成

(主な実施機関：都市整備課、建築住宅課、農林振興課、財政課、まちづくり推進課、防災安全課)

第1 目的

市は、社会的条件、自然条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に地震防災対策事業を実施していくとともに、その進行管理に努め、地震に強いまちづくりを推進する。

第2 基本的な考え方

市は、地震に強いまちの形成に当たり、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物・施設等の耐震性を確保する。その場合の耐震設計の方法は、以下を基本とする。

- 1 発生確率は低いが高レベルの地震動に起因する高レベルの地震動、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動、発生確率は低いが内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。
- 2 高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと、かつ一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないことを基本的な目標として設計する。
- 3 以下のような構造物・施設等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
 - (1) いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
 - (2) 市全域レベルの広域における経済活動等に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
 - (3) 多数の人々を収容する建築物等

なお、耐震性の確保には、個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

第3 地震に強い都市構造の形成

市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災拠点ともなる都市公園、幹線道路、河川等の骨格的な都市基盤施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及びグリーンインフラの取組推進等、総合的な防災・減災対策を講じることにより、地震に強い都市構造の形成を図る。

事業の実施に当たっては、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画等を踏まえ、災害危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

Eco-DRR (Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)

生態系を活用した防災・減災のこと。自然災害の被害に遭いやすい土地の利用や開発を避けることで、被災する可能性を低下させるとともに、生態系の持続的な管理、保全と再生と行うことで、災害に強い地域をつくるという考え方

グリーンインフラ (Green Infrastructure)

自然環境のもつ多様な機能を人工的なインフラの代替手段や補完手段として活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方

第4 揺れに強いまちづくりの推進

1 建築物の耐震化

市は、詳細なハザードマップの作成・公表による耐震化の必要性の周知、「角田市耐震改修促進計画（平成20年9月策定）」に基づく住宅・建築物の耐震診断や改修の促進等により、建築物の耐震化を推進する。

また、耐震診断や耐震工事の助成事業についても周知を図る。

さらに、庁舎、学校、病院、公民館、駅等様々な応急対策活動や避難所となりうる公共施設の耐震化についても、角田市耐震改修促進計画の数値目標に従い、その耐震化の促進を図るとともに、公共施設等総合管理計画により計画的に堅牢化・安全化に取り組む。

2 耐震化を促進するための環境整備

市は、市民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化やわかりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図るよう努める。

3 火災対策

出火の要因ともなっている揺れによる建築物の被害を軽減するために、市は、建築物の耐震化を促進する。また、円滑・迅速な避難の確保、火災による延焼遮断・遅延を図るため、避難場所・避難路等の整備、周辺建築物の不燃化等を促進する。さらに、消防用設備等の設置・普及を通じ、防火管理対策の一層の確立に努めるとともに、耐震性貯水槽等の消防水利の整備、計画的な配置の推進を図る。

4 居住空間内外の安全確保対策

市は、家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識の普及、家具の適切な固定を促す住宅供給の促進等により、居住空間内の安全確保対策を推進する。

また、液状化対策、宅地造成地安全確保対策、土砂災害対策、屋外転倒物・落下物の発生防止対策の推進等により、居住空間外の安全確保対策を推進する。

第5 地震防災緊急事業五箇年計画

市は、地震により著しい被害が生ずる恐れがあると認められる地区について、市地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関し、宮城県が策定する地震防災緊急事業五箇年計画(以下「五箇年計画」という。)に反映させる。

1 計画期間

- (1) 第1次五箇年計画－平成8～12年度
- (2) 第2次五箇年計画－平成13～17年度
- (3) 第3次五箇年計画－平成18～22年度
- (4) 第4次五箇年計画－平成23～27年度
- (5) 第5次五箇年計画－平成28～令和2年度
- (6) 第6次五箇年計画－令和3～7年度

2 事業対象地区

第3次までの地震被害想定調査結果により、県内全域において震度4以上の強い揺れが観測され、かなりの規模で人的及び物的被害が生じることが予測されることから、県内全域を地震防災緊急事業五箇年計画の対象地区として設定している。

3 対象事業の範囲

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- (6) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (7) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) (6)、(7)のほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (9) 河川管理施設
- (10) 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- (11) 地域防災拠点施設
- (12) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (13) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (14) 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (15) 救護設備等地震災害時における応急な措置に必要な設備又は資機材

第6 長寿命化計画の作成

市は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第7 河川施設の災害対策

地震にともなう河川の被害を防止するために必要な事業の施行、施設の整備、その他の予防対策について定める。

1 河川改修事業

国及び県の機関と常に連絡協議して、阿武隈川の築堤護岸工事の促進と水害の危険性のある地域の河川改修事業の促進を図り、災害への対策の推進に努めるとともに、国及び県管理河川の河川改修実施の要望活動を強化する。

また、本市管理の河川については、積極的に改修工事を実施し、耐震性の強化を図る。

2 河川管理

河川管理者は、震災による治水上の二次災害の拡大を防ぐため、日常における維持管理と機能の点検等に努める。

また、施設の耐震対策については、十分に診断を実施し、計画的に推進する。

3 危険箇所の周知

重要水防箇所、溪流の危険箇所について、その現地表示及びパンフレット、チラシ等の配布により、地域住民への周知に努める。

第8 農地、農業用施設の災害対策

1 ため池の整備

地震による被害に対して、農地、農業施設等を防護するため、ため池等の整備を進める。

既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるため、ため池の浚渫又は嵩上げを行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。また、角田市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、適切な維持管理を行い、橋梁の長寿命化を図る。

2 ため池の調査、点検

ため池の破損、決壊による災害を防止するため、余水吐、堤体等を定期的に調査し、災害の未然防止に努める。特に地震の発生後や大雨が予想される時期においては、堤体等の点検や樋管及び余水吐の管理に努める。

3 農地防災事業

農業用施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、みやぎ農業農村整備基本計画等に則し、総合的に農地防災事業を促進し、災害の発生防止を図る。

第9 交通施設の災害対策

道路、鉄道等は、地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。これらの施設が被災した場合には、住民の避難、救助活動、物資の輸送等の各種の応急対策活動を著しく阻害する。よって交通施設の整備や補強・補修等にあたっては、基準に基づいた耐震対策の実施による安全確保に努めるとともに、未整備部分の解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保等に努める。

1 道路

地震の発生に備え、道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改良や新設にあたっては耐震基準に基づいた整備を図る。

2 橋梁

主要な道路の橋梁について、道路橋示方書等に基づき耐震性調査を実施し、補修等の対策工事の必要な橋梁を抽出する。その結果、落橋、変状等の被害が想定される道路橋については、橋梁補強工事を実施し耐震性を高める。また、角田市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、適切な維持管理を行い、橋梁の長寿命化を図る。

3 トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落等が想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

4 道路付属施設

道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置・電線共同溝等の道路施設について、耐震性の確保及び補強に努める。

第10 鉄道施設

鉄道事業者である阿武隈急行(株)は、橋梁、土地構造物等の施設を主体に、必要により補強対策を推進し、耐震性の向上を図るとともに、地震等による異常事態が発生したときは、運転規制等によって鉄道災害の防止を図るとともに災害等対応マニュアルに基づき運行する。また、土木建造物の変状若しくは、既変上の進行の有無を把握するため、定期検査を実施する。さらに、線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。

なお、地震発生後の早期復旧を期するため、次により復旧体制を整備する。

- 1 復旧要員の確保及び関係機関との協力応援体制
- 2 復旧用資材・機器の手配
- 3 防災意識の普及・向上

第3節 地盤にかかる施設等の災害対策

(主な実施機関：都市整備課、農林振興課、防災安全課)

第1 目的

市及び防災関係機関は、地震に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等における災害防止策を講じるとともに、住民及び事業者に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

第2 土砂災害防止対策の推進

1 土砂災害危険箇所の調査把握

市は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、県が実施する土砂災害危険箇所等の調査に協力するとともに、県が指定する、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を常に把握しておくよう努める。

2 土砂災害警戒区域等の公表

市は、土砂災害警戒区域等を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現地への標識の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

3 土地利用の適正化

市は、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底に努めるとともに、既存住宅等の移転等の対策を促進する。また、土砂災害による被害軽減のための施策を策定するとともに、県に対して、防災工事の実施の要望活動を強化する。

第3 地すべり等防止事業

地すべり防止区域は、地震等によりひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設等に直接被害を与えるにとどまらず、降雨等により重大な二次災害の発生が予想される。このため、国及び県は、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づき、現に地すべりが発生している地域又は地すべりのおそれが極めて大きい地域で、公共の利害に密接な関係を有する地域を地すべり防止区域として指定し、市の意見を踏まえ、活動の著しい地区の防止工事を重点的に実施する等、災害防止に必要な諸対策を実施する。

第4 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊(がけ崩れ)防止施設の整備については、本来、がけの所有者あるいは管理者が自ら実施することを原則としているが、本人が実施することが困難あるいは不適當な自然がけについては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づき、県が急傾斜地崩壊危険区域に指定し、区域内の立木竹の伐採、土石の採取又は集積等の行為を制限し、防災体制の確立を図るとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。

市は、県に対する防災工事实施の要望活動を強化するとともに、市として防災工事を実施するための財源確保に努める。

第5 砂防設備

市内の山地で地震により崩壊の危険のある砂防指定地については、県に対して各種砂防工事を促進するよう要望を強化する。

地震にともなう土石流の発生による災害から住民の生命、財産を保護するため、県に対して土石流危険溪流の砂防事業推進の要望を強化し、安全確保に努める。

第6 農業施設等

市は、次により災害に強い農村づくりを推進する。

1 農業施設の耐震性の改善

新築、増改築される農業施設は、宮城県地震地盤図等を参考にしながら耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止するとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

2 農業施設に係る情報の収集・連絡体制の整備

農業施設が被災することにより生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に努める。

3 農業被害の予防対策

農業、畜産等等の被害を防止又はそれらに適切に対処するため、応急復旧用資材、種子、飼料等営農用資機材の確保に努めるとともに、営農に係る防災対策を推進する。

(1) 営農用資機材の確保

- ア 営農機材、肥料、農薬、種子、飼料等資機材確保の体制整備に努める。
- イ 稲・麦・大豆種子については、県を通じて、その確保のための対策を講じる。

(2) 営農防災対策の推進

- ア 水稲・畑作物・果樹対策
農地の崩壊等を防ぐため、水路・畦畔、斜面の補強を行う。
- イ 施設園芸・畜産対策
施設の耐震性を強化するとともに、非常用給水、給電施設の整備を進める。

第7 液状化対策の推進

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどなくても、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がる等の被害が発生する。このため市及び各施設管理者は、旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、防災上特に重要な施設の設置にあたっては地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策等を実施する。

住民に対しては、建築物の新築・建て替え時に地震動による液状化対策を講じるよう、危険性の周知と建築物等の施工方法等に関する普及・啓発、相談に努める。

第4節 都市の防災対策

(主な実施機関：都市整備課、防災安全課)

第1 目的

市は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

第2 市街地開発事業の推進

市は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業により、低層木造建築物等の密集した不健全な既成市街地を改造し、土地の合理的で健全な高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。

第3 都市公園施設

市は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進及び配置とネットワークを図るとともに、市が避難場所に指定する都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ等の整備に努める。

第5節 建築物等の耐震化対策

(主な実施機関：都市整備課、総務課、まちづくり推進課、教育総務課、生涯学習課、防災安全課)

第1 目的

地震による建築物等の損壊の被害を防止又は軽減するため、都市計画法、建築基準法及び建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づき、地域特性に見合った整備手法を適切に適用して建築物等の耐震化、不燃化等必要な事業を推進する。

特に、防災拠点となる公共施設については、耐震性の確保に努める。

第2 公共建築物

1 公共建築物全般の対策

(1) 耐震性、不燃性の確保

市及び施設管理者は、庁舎、警察署、消防署、学校等の行政関連施設、病院等の医療施設、社会福祉施設等要配慮者に関わる施設、駅等の不特定多数収容施設等、常に防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性の確保に努める。

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められた場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(2) 停電対策の強化

市及び施設管理者は、地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

(3) 活断層の回避

市は、公共建築物等については、できるだけ、活断層直近を避けた場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず立地する場合には、地質調査等に基づき、活断層直上を回避する。

2 市所有建築物

市は、地震による被害を最小限にとどめるため、「角田市耐震改修促進計画」(平成20年8月策定)に基づき、防災上重要な拠点施設、災害時に甚大な人的被害のおそれのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施し、診断結果に基づき必要のある建築物については、精密診断、改修工事等を行う。

なお、新築、改築の際には、耐震性の一層の確保に努める。

3 教育施設

市及び学校等教育施設の管理者は、災害時における児童生徒等及び教職員の安全の確保を図るため、次の対策を講じる。

(1) 校舎等の耐震性の強化

校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充に努める。

(2) 設備・備品等の安全管理

設備(照明設備等)及び備品(ロッカー、実験実習機器等)等の設置に当たっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、児童生徒等及び教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

4 耐震診断の実施及び公表

市は、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとに、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

第3 一般建築物

市は、耐震関係規定に係る既存耐震不適格建築物(昭和56年5月31日以前の建築基準法の適用を受ける建築物)について、耐震改修促進計画等を策定し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年10月27日公布、同年12月25日施行)に基づき、所有者に対し、耐震診断、耐震改修工事の普及啓発を行う。

第4 特殊建築物、建設設備等防災対策

建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び消防機関との連携を図り、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と防災診断、改修を促進する。

第5 ブロック塀等の安全対策

市は、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に、通学路及び避難道路沿いのブロック塀を対象に、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改修、生け垣及びフェンス等安全な工作物への転換を図るよう指導する。

また、通学路及び避難道路沿いの住民や建築物の所有者等は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行う。新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守する等、ブロック塀の転倒防止策を図る。

第6 落下物防止対策

1 調査及び改善指導

市は、地震災害の発生により広告塔、看板等の屋外広告物や街路灯、道路標識類等の道路付帯構造物及び建築物等が落下、飛散し、被害拡大することを防止するため、市街地の沿道に存する広告物や外装材等、二次部材の落下のおそれのある建築物について調査と改善指導を行う。また、道路管理者やその他公共施設管理者は、施設の点検、補修、補強を行うとともに、市は事業者等に対する落下防止措置の普及啓発に努める。

2 天井の脱落防止等の対策強化

建築物の所有者等は、日頃からの点検や、必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守する等、天井材等の非構造部材の脱落防止対策を図る。

第7 建物内の安全対策

市は、家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための対策について、普及啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策を支援する。

- 1 家具類等は、固定金具、転倒防止金具、テープ等で固定し、転倒を防止する。
- 2 テレビ等の電気製品等は、移動防止粘着パッド等で固定する。
- 3 食器棚等は、ガラス戸に飛散防止シートを貼ったり、ガラスの近くに転倒しやすい物品を置かない等、収納に留意し、ガラスの破損、飛散を防止する。

第8 高層建築物における安全対策

1 エレベーターの閉じ込め防止対策の推進

高層建築物の所有者等は、地震発生時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置の設置等エレベーターにおける閉じ込め防止対策の推進に努めるとともに、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化等、関係団体等と連携し対策を進める。

2 長周期地震動対策及び啓発の実施

高層建築物の所有者等は、長周期地震動対策を講じるよう努めるとともに、居住者等に対し、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止等の防災対策について、啓発に努める。

第9 文化財の防災対策

市は、国及び県とともに文化財保護のため、防災対策に努める。
文化財の指定状況は、資料編2-3-1のとおりである。

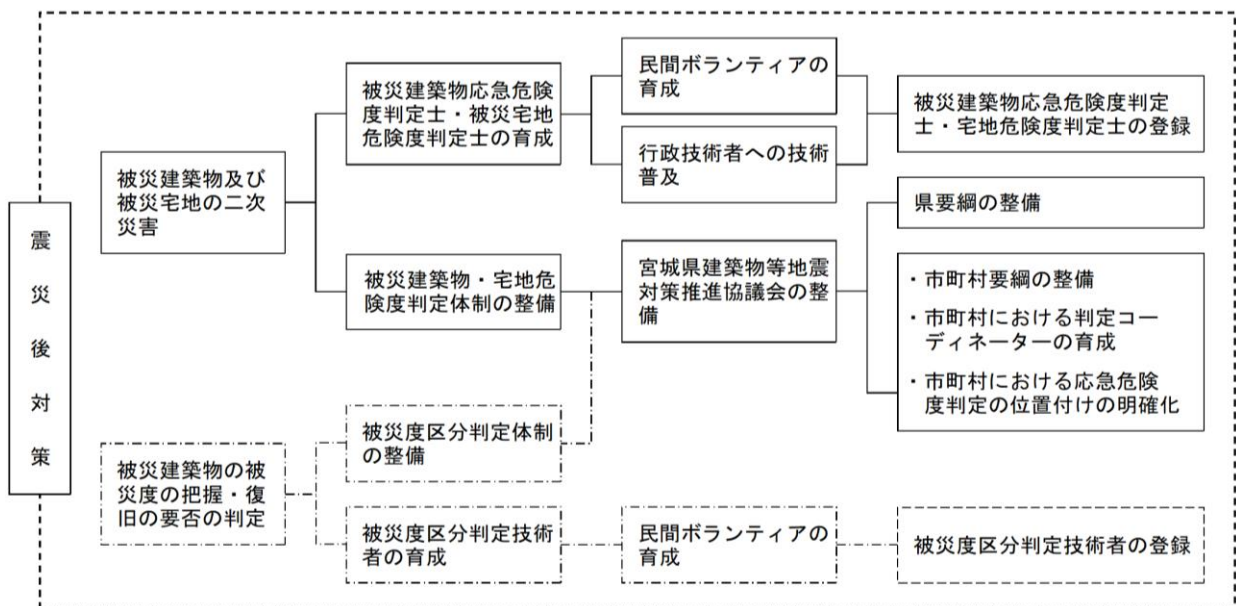
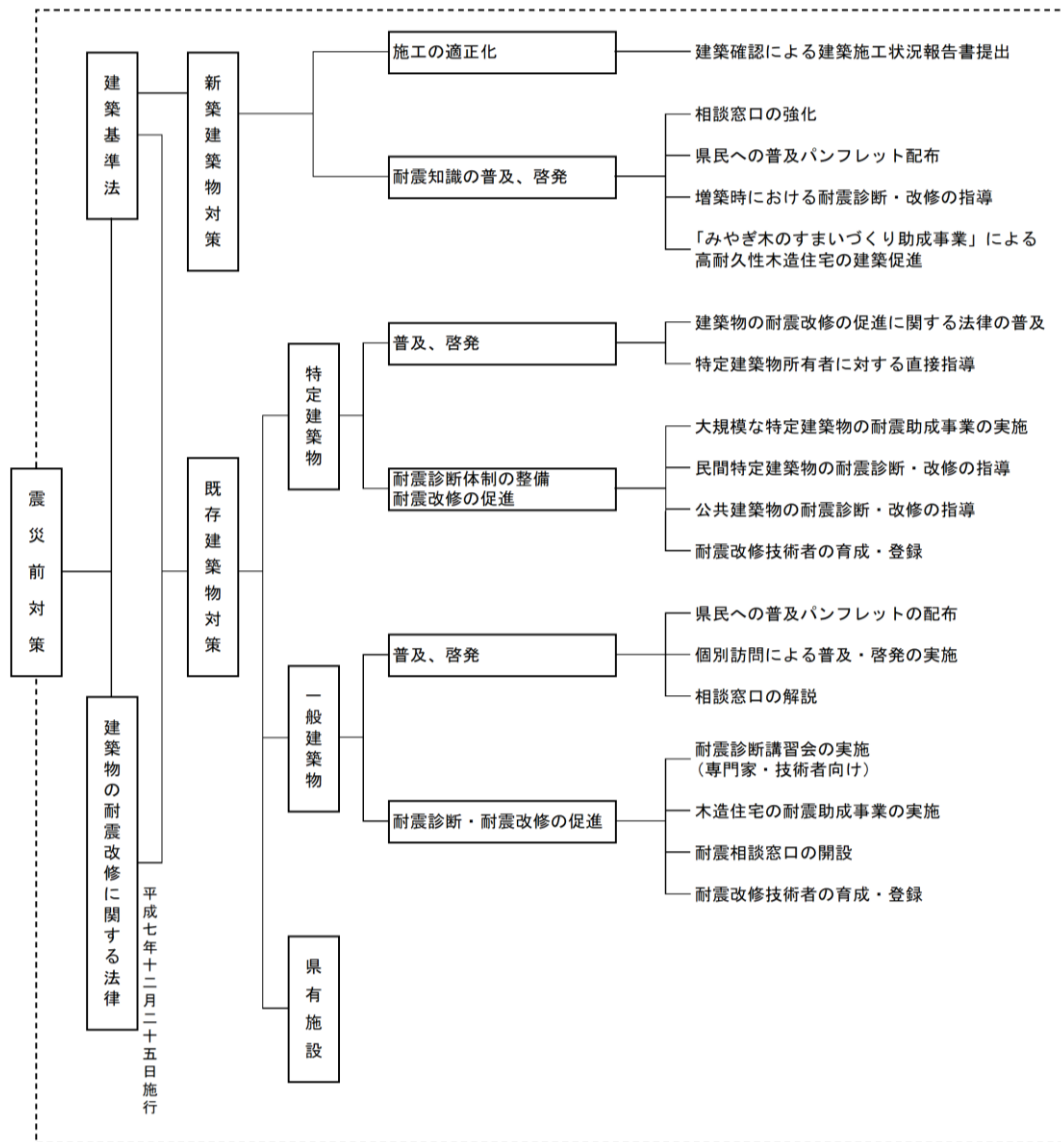


図 宮城県建築物等地震防災総合対策フロー

第6節 ライフライン施設等の予防対策

(主な実施機関：上下水道事業所、防災安全課)

第1 目的

大規模地震の発生により市民生活に直結する上下水道、電力、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等、廃棄物処理施設等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな障害となるだけでなく、避難生活環境の悪化や、市民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるため耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進める等、大規模地震による被害軽減のための諸施策を実施する。

第2 水道施設

1 水道施設の耐震化

- (1) 市上下水道事業所は、震災時においても断水等の影響を最小限にとどめるため、容易に復旧可能となるよう、取水・浄水施設、導水管・送水管・配水管幹線及び配水池等の基幹施設、並びに、指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路の耐震性の強化、液状化対策を優先順位を決めて計画的な整備を行う。

強靱な水道施設の維持管理の観点から、老朽化した施設の計画的な更新により、平常時の事故率は維持もしくは低下し、施設の健全度が保たれ、水道施設の耐震化やバックアップ体制、近隣水道事業者とのネットワーク網を構築することにより、水道施設が被災した場合であっても、迅速に復旧できるしなやかな水道の構築に努める。

- (2) 市上下水道事業所の新設拡張・改良等にあたっては耐震性等を十分に考慮し、老朽化した取水施設・配水施設等の改良、管路等の布設替えを促進し、水道システム全体の防災性向上を図る。
- (3) 基幹施設の分散、送・配水管幹線の相互連絡を図るとともに、給水区域の連絡管整備を推進する等、施設の代替性を確保する。
- (4) 市上下水道事業所の日常の保守点検と合わせて、地盤の不良箇所や周囲の土砂崩れ等危険箇所を把握する。
- (5) 市上下水道事業所は、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講じる。
- (6) 市上下水道事業所は、震災時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等への非常用自家発電機等を整備する。

2 復旧用資機材の整備

- (1) 市上下水道事業所は、水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう、応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、応急時の調達方法を定めておく。
- (2) 市上下水道事業所は、震災時において迅速かつ円滑な対応がとれるよう、管理図面等を整備しておくほか、管理図面等の複数施設への保管等により危険分散を図る。

3 管路図等の整備

市上下水道事業所等は、震災時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

4 危機管理体制の確立

- (1) 市上下水道事業所等は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、震災時における水道施設の被害予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルを作成する（平成13年8月、角田市管工会と「災害時等における水道施設復旧応援に関する協定書」締結）。
- (2) 知事から水道用水の緊急応援の指示（水道法第40条）があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のある行動指針を作成する。
- (3) 災害時における応急給水及び応急復旧体制の整備を図る。
- (4) 大規模な災害予測を踏まえた市町村間の相互応援体制を整備する。（（公社）日本水道協会東北地方支部「災害時相互応援計画」に基づく）

5 教育・訓練等の実施

平常時から災害時の応急対策活動の訓練や研修会・講習会を開催することにより、職員等に対する防災意識の周知徹底を図る。

第3 下水道施設

下水道施設が被災すると生活に多大な影響を与えることから、施設の耐震性の向上や液状化対策を図り災害予防を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

下水道施設の新設、改築、更新にあたっては、震災に対する下水道施設の安全性の向上や液状化対策を計画的に推進する。

2 下水道施設維持管理

下水道台帳の整理、保管を行うとともに、下水道施設を定期的に点検、把握し、機能保持に万全を期する。

3 下水道施設復旧対策

復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた災害対応マニュアルの策定、災害対策用資機材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備強化に努める。

第4 電力施設

東北電力ネットワーク㈱は、震災による施設の被害を最小限に抑えるため、電力供給施設・設備の防災性の向上に努めるとともに、防災訓練の実施、従業員に対する防災教育を実施し、防災意識の高揚に努める。また、被災した場合は、早急な応急復旧のできる体制を確立する。

電気事業の管理者等については、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

電力施設管理者は、協力会社社員を含めた緊急通行の協議、現場へ到着するための道路情報の入手、車両燃料の確保等について、復旧迅速化のため関係機関との連携強化を図る。

第5 液化石油ガス施設

1 液化石油ガス販売事業者の対応

液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(昭和42年法律第149号)及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、震災によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

- (1) 消費者全戸への安全器具(ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S型メーター等)の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進
- (2) 安全性の確認(チェーン止め等による転倒・転落・流出防止状況の把握・温度上昇防止装置)と向上(ガス放出防止装置等の設置)
- (3) 各設備の定期点検等(特に埋設管や地下ピット)の着実な実施と、基準不適合設備の解消
- (4) 周知内容の充実化(災害時の対応等)と多様化(高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等)

2 (一社)宮城県L P ガス協会の対応

(一社)宮城県L P ガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図る。

また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、L P ガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

また、緊急措置、応急措置等を円滑に実施するために、次の事項の書類等の整備を行うよう指導徹底する。

- (1) 緊急連絡網（官公庁、協会、同支部、防災関連社員等）
- (2) 災害対策対応組織図
- (3) L P ガス顧客台帳
- (4) 災害発生時の対応表

なお、緊急時の連絡先は、次の通りである。

・協会

(一社) 宮城県L P ガス協会

仙台市青葉区本町3丁目5-22 宮城県管工事会館5階

電話 022-225-0929

・協議会

(一社) 宮城県L P ガス協会 仙南第一L P ガス協議会角田丸森班 班長

協業組合角田市ガスセンター

角田市角田字町田229

電話 0224-63-1551

第6 電信・電話施設

1 設備の災害予防

電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、震災時においても重要通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急資機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

(1) 電気通信施設の耐震・防火・水防対策

主要な電気通信設備等について、大規模地震に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震対策、防火対策、水防対策を推進する。

(2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

2 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、震災時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

3 災害復旧用資機材の確保

地震による災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置、充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

4 停電とふくそう対策

非常用電源の確保や地震発生後の通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。

第7 廃棄物処理施設

1 処理施設の耐震化等

市及び仙南地域広域行政事務組合並びに廃棄物処理業者は、耐震化が図られていない処理施設の耐震判断を実施するとともに、必要に応じて耐震性能向上（地盤改良を含む）や風水害等の災害を考慮して浸水対策を行う。

また、市及び仙南地域広域行政事務組合は、新規設置等を行う焼却施設及び粗大ごみ処理施設等の中間処理施設については、処理能力などの面で災害廃棄物対策に配慮した施設づくりを実施する。

市及び仙南地域広域行政事務組合の最終処分場については、災害時に備え残余容量を確保することとし、既存の最終処分場の残余容量等を踏まえ、必要に応じて新規の処分場について計画的に整備を進める。

市及び仙南地域広域行政事務組合は、処理施設の停電時の緊急停止や再稼働に必要な非常用災害発電機の設置、地下水や河川水等の予備冷却水の確保、運転に必要な燃料や薬剤などの備蓄等について、施設の被害想定等を踏まえて取り組む。

2 処理施設の補修体制の整備

市及び仙南地域広域行政事務組合及び廃棄物処理業者は、処理施設において、災害時のBCP（業務継続計画）等の対応計画や、処理施設を点検・修復・復旧するためのマニュアルを作成するとともに、机上訓練・実地訓練等を行い災害時の対応体制を整える。

処理施設が被災した場合の補修等に必要な資機材や災害時の移動手段の燃料が不足することを想定して備蓄を行うとともに、点検・修復・復旧に備え、プラント関係業者やメンテナンス業者等との協力体制を確立しておく。

3 処理体制の整備

市及び関係機関は、迅速かつ適正に廃棄物処理が行われるよう災害廃棄物処理計画を策定するとともに、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。

第7節 危険物施設等の予防対策

(主な実施機関：防災安全課、消防署)

第1 目的

震災時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底するなど、地震対策と防災教育や防災訓練の積極的実施を推進する。

また、各危険物施設等の耐震性能の向上、緩衝地帯の整備を図る。

第2 各施設の予防対策

各施設管理者は、緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討するとともに、応急措置又は代替措置により、機能を速やかに回復することができるように計画を策定する。

また、地震発生時の活動や防災組織との連携、周辺住民の避難対策等について検討を行う。

第3 危険物施設

市内には、石油等の危険物施設等が多数あり、震災時においては破損、火災等により、危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられる。これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程等の作成を義務付けられているところであるが、消防機関は、発災した場合の被害を最小限に食い止めるため、自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、災害対策と防災教育の推進を図る。危険物施設等の状況は、資料編2-22-6のとおりである。

1 安全指導の強化

危険物事業所の管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

2 施設基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

3 自衛消防組織等の育成

事業所における自衛防災組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

4 広報・啓発の推進

仙南地方危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び市民に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

5 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

第4 高圧ガス施設

高圧ガス製造、販売、貯蔵等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

高圧ガス施設の状況は、資料編2-22-7のとおりである。

第5 火薬類施設

火薬類製造等の事業者は、火薬類取締法令に基づき、火薬類製造施設・火薬庫等について、地震が発生した場合、定期自主検査、保安教育を確実に実施し、製造施設・火薬庫の維持点検に努め、火薬類による災害が発生しないよう対策を講じるとともに、緊急時連絡体制の整備を行う。

第6 事業所の予防措置

施設の管理者等は、危険物等の保安管理を確実に実施するため危険物保安監督者、火薬類取扱保安責任者を選任し、取扱作業等の保安監督を行わせるとともに、次に掲げる体制を確立し、実施する。

- 1 防災管理組織の確立
- 2 保安検査
- 3 防災設備の点検・維持管理
- 4 防災教育の徹底
- 5 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動の要領の整備
- 6 緊急時における周辺住民に対する広報、避難誘導

第7 市長等の措置要領

1 市長

- (1) 市長は、危険物等の保安取締りを実施する必要があると認めるときは、関係機関に連絡し、必要な措置を要請する。
- (2) 市長は、危険物、火薬類、高圧ガス等の防災対策を実施するため必要と認める場合は、消防本部、消防署、警察署及び県と相互に情報を交換する。

2 仙南地域広域行政事務組合消防本部

仙南地域広域行政事務組合消防本部は、危険物施設等に対し、防災対策の万全を期するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 予防査察の実施
危険物施設等について、位置、設備、構造及び管理状況の関係法令への適合状況並びに火災の危険性の有無について検査を実施し、改善等について指導する。
- (2) 危険物取扱者等に対する指導教育
危険物取扱者等関係者に対し適宜、講習会、研修会等を開催し法令の説明、危険物の貯蔵取扱等適正な保守管理について指導する。
- (3) 火災予防条例の趣旨の徹底を図る。
- (4) その他、火災予防に対する措置を徹底する。

第8節 防災知識の普及

(主な実施機関：防災安全課、総務課、教育総務課、生涯学習課)

第1 目的

自らの命は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの命を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力する等、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努め自主防災思想の普及、徹底を図る。

第2 防災知識の普及、徹底

1 職員への防災知識の普及

災害発生時、市及び防災関係機関は、災害対策の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、それぞれの職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。

このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配布、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

防災教育は、各部、各課等にて行い、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識（後発地震への注意を促す情報が発信された場合を含む。）
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 後発地震への注意を促す情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識
- (8) 家庭及び地域における防災対策

2 住民への防災知識の普及

(1) 防災関連行事の実施

ア 防災訓練、講演会等の実施

市は、住民等の防災意識の向上を図るとともに、避難情報等を正しく理解できるよう、防災関係機関と連携し、防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。

実施に際しては、広報誌、パンフレット、ホームページ、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知するとともに、住民等の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民等に周知する。

イ 防災とボランティア関連行事の実施

市は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く住民等を対象とした、防災関連行事の実施に努める。

(2) 防災マップ等の活用

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを防災マップ等の形で分かりやすく発信し、周知を図る。

(3) 専門家の活用

市は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、地震災害に関する専門家の活用を図るものとする。

(4) 普及・啓発の実施

市は、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストや災害時の対応マニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット(ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等)、テレビ・ラジオ局の番組、DVD等貸出の多種多様な広報媒体の活用や防災をテーマとした研修や講習会等の開催等により、普及・啓発を図る。

【住民等への普及・啓発を図る事項】

- ア 地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震・津波に関する一般的な知識
- エ 後発地震への注意を促す情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識
- オ 災害危険性に関する情報
 - (ア) 各地域における避難対象地区
 - (イ) 孤立する可能性のある地域内集落
 - (ウ) 急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識等
- カ 避難行動に関する知識
 - (ア) 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
 - (イ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
 - (ウ) 「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の意味、行動例
 - (エ) 各地域における災害種別毎の指定緊急避難場所及び避難路に関する知識
 - (オ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - (カ) 各地域における避難情報の伝達方法など
- キ 家庭内での予防・安全対策
 - (ア) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレ用トイレットペーパー等の備蓄
 - (イ) 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防寒具等)の準備
 - (ウ) 自動車へのこまめな満タン給油
 - (エ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - (オ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - (カ) 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - (キ) 出火防止等の対策の内容
 - (ク) 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること等
- ク 災害時にとるべき行動
 - (ア) 地震が発生した場合の出火防止
 - (イ) 近隣の人々と協力して行う救助活動
 - (ウ) 自動車運行の自粛
 - (エ) その他避難情報の発令時、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき行動
 - (オ) 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動
 - (カ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること など

ケ その他

- (ア) 正確な情報入手の方法
- (イ) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (ウ) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (エ) 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」
- (オ) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (カ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動
- (キ) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施 など

(5) 要配慮者及び観光客等への配慮

ア 要配慮者への配慮

市は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に十分配慮する。

イ 観光客等への対応

市は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、市及び施設管理者は、指定緊急避難場所を示す標識を設置するなど、広報に努める。

(6) 相談窓口の設置

市は、災害対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

(7) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底

市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

3 地域での防災知識の普及

(1) 防災マップの整備

ア 防災マップの作成・周知

市は、急傾斜地崩壊危険箇所等を踏まえて避難場所、避難路等を示す防災マップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。

イ 防災マップの有効活用

市は、防災マップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。

(2) 日常生活の中での情報掲示

市は、避難場所や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(3) 観光客等の一時滞在者への周知

市は、観光地、観光施設、鉄道駅といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

4 ドライバーへの啓発

(1) 徒歩による避難の原則の徹底

市は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

(2) 運転中における災害時の対応の周知

市は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

5 防災拠点の活用

市は、自治センター等の防災拠点を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第3 市民の取組

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの命を守るよう行動する、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける等の、防災への寄与に努める。

1 食料・飲料水等の備蓄

「最低3日間、推奨1週間」分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置等に努める。

2 家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直し等に努める。

3 家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル(171)、SNS等の利用等、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

4 防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火等、初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

5 防災関連設備等の準備

非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

第4 学校等教育機関における防災教育

- 1 学校等教育機関は、市及び県、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や地震のリスク、過去の地震の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。
- 2 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。

3 児童生徒等及び指導者に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

- ア 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。
- イ 地理的要件等、地域の実情に応じ、地震等様々な災害を想定した防災教育を行う。
- ウ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきか等を自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校時等、校内外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

- 指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。
- 4 教育委員会及び社会教育関係機関は、市民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。
- 5 市及び教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実にために市内全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には市単位で安全担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。
- 6 市及び教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努める。
- 7 市及び教育委員会は、各学校等において、防災主任、安全担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施等、防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。
- 8 市及び教育委員会は、生涯学習内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、地震防災上必要な知識の普及に努める。
- 9 市及び教育委員会並びに県は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

第5 防災指導員の養成

市は、地域防災力の向上を目指し、地域社会において、リーダーとして活躍する者及び主に事業所における震災対策を推進する者を養成するための講習等を開設し、修了者を市防災指導員として位置づけ、その活動の推進を図る。なお、地域の防災力向上のためには、女性の参画が重要であることから、講習等への女性の積極的な参加を促す。

1 目的

行政区、自主防災組織のリーダーや事業所において積極的に震災対策を推進する者等、地域の防災の担い手が、防災に関する体系的・実戦的な知識・技術を習得する。

2 主な講座内容

災害に関する基礎知識、地震に備えた防災手法、防災ボランティア、被災の形態と災害リスク、震災対策と地域連携、事業継続計画関連等。

第6 災害教訓の伝承

東日本大震災の教訓を活かし、今後の地震対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

1 資料の収集及び公開

市は、県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

2 伝承機会の定期的な実施

市は、学校等教育機関、企業、NPO等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、市民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

3 伝承の取組

市民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第9節 地震防災訓練の実施

(主な実施機関：防災安全課、商工観光課、まちづくり推進課、教育総務課、財政課、社会福祉課)

第1 目的

市は、地震発生時に、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、地震防災訓練を行う。

第2 防災訓練とフィードバック

1 定期的な実施

市は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等、住民に対し、とるべき身を守る行動や地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2 地域の実情に応じた内容

市は、防災訓練を少なくとも年1回以上実施し、北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された場合の情報伝達や地震発生直後からの円滑な避難行動のための災害応急対策について盛り込む等、地域の実情に応じた内容とする。また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における実施についても配慮する。

3 目的及び内容の明確な設定

市は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等、実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

4 課題の発見

市は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

5 フィードバック

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第3 市の防災訓練

市は、毎年、6月12日(みやぎ県民防災の日)又は9月1日(防災の日)頃に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。

この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ(LGBT等)のニーズの違い等多様な視点での配慮やボランティア活動等、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するとともに、事前に実施する関係機関協議時に、過去の災害の教訓を生かした防災訓練となるよう検討する。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。

さらに、市は、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。

【訓練内容】

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1 災害対策本部運用訓練 | 9 避難訓練 |
| 2 職員招集訓練 | 10 救出救護訓練 |
| 3 通信情報訓練 | 11 警備、交通規制訓練 |
| 4 広報訓練 | 12 炊き出し、給水訓練 |
| 5 火災防衛訓練 | 13 自衛隊災害派遣要請等訓練 |
| 6 緊急輸送訓練 | 14 避難所運営訓練 |
| 7 公共施設復旧訓練 | 15 その他必要な訓練 |
| 8 ガス漏洩事故処理訓練 | |

第4 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは地方自治体等の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。

1 実践的かつ効果的な訓練の推進

訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ずるべき事項（シナリオ）については、過去の大震災の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。

2 防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。

3 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。

4 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難誘導訓練等を行うこと等に努める。

5 訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上、必要に応じ訓練のあり方、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。

第5 救助・救急関係機関の教育訓練

救助・救急関係省庁、地方公共団体及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

第6 学校等の防災訓練

- 1 地震災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 2 校内外活動(自然体験学習、校外学習を含む)等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 3 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- 4 学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、市は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第7 企業の防災訓練

- 1 企業は、大規模な地震発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
- 2 企業の敷地と施設等が指定緊急避難場所・指定避難所として指定されている場合は、地震発生の際、指定緊急避難場所・指定避難所となることを想定し、避難者の受け入れや避難所の運営訓練等を実施する。
- 3 災害発生時に備え、各行政区、地域住民の方々並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

【訓練内容】

- (1) 避難訓練(避難誘導等)
- (2) 消火訓練
- (3) 救急救命訓練
- (4) 災害発生時の安否確認方法
- (5) 災害発生時の対応(帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等)
- (6) 災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練
- (7) 災害救助訓練
- (8) 市、行政区、他企業との合同防災訓練
- (9) 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第10節 地域における防災体制

(主な実施機関：防災安全課、まちづくり推進課、社会福祉課、健康長寿課)

第1 目的

大規模な地震災害が発生した場合の被害を最小限に食い止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。

このため、市は地域住民及び事業所等による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地区・行政区等の地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

第2 現況

自主防災組織の結成状況は、資料編2-7-1のとおりである。

第3 地域における自主防災組織の果たすべき役割

1 自主防災組織の必要性

大規模地震発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、市民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備する等の配慮が必要である。

2 自主防災組織の活動

大規模地震発生時における多様な活動を実施するには、市民自らが「自らの命は自らで守る」という意識の下に行動することが必要である。また、市民自身の地震に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

第4 自主防災組織の育成・指導

市は災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組む。

- 1 市は行政区等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。
- 2 市は県及び関係機関と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の活性化を促す。その際、地域における自主防災活動の推進を図るとともに、女性の積極的な参加を促し、女性リーダーの育成に努める。
- 3 自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災資機材の配備について考慮する。また、自主防災組織への女性の参加の促進に努める。
- 4 市は地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、自主防災組織連絡協議会等の設置について検討する。

第5 自主防災組織の活動

市は、自主防災組織に対して以下の措置の実施を要請する。

1 平常時の活動

(1) 訓練の実施

ア 防災訓練への参加

地震災害が発生したとき、適切な措置を取ることができるよう市及び県等が実施する防災訓練に参加する。

イ 防災知識の普及

地震災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

ウ 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な訓練を実施する。

エ 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう避難訓練を実施する。

オ 救出・救護訓練の実施

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当ての方法等を習得する。

カ 避難所開設・運営訓練の実施

災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、市及び施設管理者と協力し、必要なノウハウの習得に努める。

(2) 防火点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として、定期的に避難路や災害危険個所の確認等の地域における防災点検を実施する。

(3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織は災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。

(4) 避難行動要支援者の情報把握・共有

高齢者・障害者等の要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図ることに特に支援を必要とする者を適切に避難誘導し、共助や安否確認を行うため、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者の了解を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、各地区の特性を踏まえた地区防災計画の作成を推進する。

2 地震発生時の活動

(1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して市民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項をきめておく。

- ア 地域内の被害情報の収集
- イ 連絡をとる防災関係機関
- ウ 防災関係機関との連絡方法
- エ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末等、出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出・救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者がいるときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

(4) 避難の実施

市長又は警察官等から避難の指示等が行われた場合には、市民に対して声掛け等、周知徹底を図り、消防団と連携して、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当っては、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

- (ア) 市街地・・・・・・・・・・火災、落下物、危険物
- (イ) 山間部、起伏化の多いところ・・崖崩れ、地すべり
- (ウ) 河川・・・・・・・・・・決壊、浸水
- (エ) 代替避難路の検討

イ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のものとする。

ウ 高齢者、幼児、障害者その他自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

(6) 避難所開設・運営への主体的参画

災害発生時は、市の担当者が避難所への参集が遅れること等も想定されることから、避難所の設置・運営において、自主防災組織は主体的に参画するように努める。

第6 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案する等、市と連携して防災活動を行う。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第11節 ボランティアのコーディネート

(主な実施機関：社会福祉課)

第1 目的

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO・ボランティア等は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、行政機関等防災関係機関は、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実行を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアのコーディネート等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

第2 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

1 生活支援に関する業務

- (1) 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
- (2) 炊き出し、食料等の配布
- (3) 救援物資等の仕分け、輸送
- (4) 高齢者、障害者等の介護補助
- (5) 清掃活動
- (6) その他被災地での軽作業

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護、保健予防
- (2) 被災建築物の応急危険度判定
- (3) 被災宅地の危険度判定
- (4) 外国人のための通訳
- (5) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (6) 高齢者、障害者等への介護
- (7) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (8) 公共土木施設の調査等
- (9) IT機器を利用した情報の受発信
- (10) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第3 災害ボランティア活動の環境整備

市は、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアが自主性に基つきその支援力を向上し、市及び住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備を図る。

また、市は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第4 一般ボランティアのコーディネート体制

1 一般ボランティアのコーディネート体制づくり

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

一般ボランティアのコーディネートは、社会福祉協議会及びNPO等関係機関が中心となって、市レベル、県レベルの2段階に、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平常時から行政、関係機関等の協力も得ながら、次のような準備、取り組みを行う。

(1) ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生した場合、ボランティアがすぐに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

また、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等、養成後のフォローアップに努めるとともに、市と協力し、災害ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の確保、育成及び連携強化に努める。さらに、災害ボランティアの重要性等の周知に努め、市民の防災意識の向上に取り組む。

(2) ボランティアコーディネート拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信ルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保等、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

(3) コーディネート体制の整備

社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用等により、ボランティア受入のための体制を構築するよう努める。

(4) 災害ボランティア機関とのネットワークの整備

災害ボランティアコーディネート支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

2 行政の支援

(1) NPO等との連携

市は、災害ボランティアのコーディネートに必要な環境整備やリーダーの養成等の体制づくりを、社会福祉協議会、NPO等関係機関と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。また、災害時に活動が期待されるNPO・ボランティア等との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

(2) 広域でのサポート体制の構築

県は、大規模災害時の災害ボランティアセンターの設置・運営に備え、県内外を含め、広域でのサポート体制を構築しておくよう努める。

第5 日本赤十字社宮城県支部の赤十字防災ボランティアセンター設置

大規模地震災害時等においては、行政等の救護機関だけによらず自主的できめ細やかなボランティア活動が必要になってくる場合がある。

日本赤十字社宮城県支部では、災害発生後、災害の規模等を考慮した上で、赤十字防災ボランティアセンターの設置を決定する。

1 赤十字防災ボランティア（以下、防災ボランティアという）

災害時に日本赤十字社宮城県支部の調整の下に災害救護活動等の補助的活動を行うため、必要な研修・訓練を受け、防災ボランティアとして登録し、その能力、労力、時間等を、自主的に無報酬で提供するすべての個人又は団体をいう。

2 防災ボランティアの養成

適宜、必要な研修・訓練として「防災ボランティア養成研修会」等を開催し、防災ボランティアを養成するとともに、防災ボランティアの中から防災ボランティアリーダーの養成も図る。

なお、防災ボランティアリーダーは、防災ボランティアセンターの運営・管理にも携わる。

3 活動内容

日本赤十字社が行う災害救護活動に参加・協力する。また、被災地ニーズを調査し、各人又は各団体の技能や特色を生かした活動を積極的に行う。

4 関係機関との連携

防災ボランティア活動を円滑に実施するため、活動場所・活動内容等について、常に関係機関、特に「県災害ボランティアセンター」及び「市災害ボランティアセンター」との緊密な連絡体制維持に努める。

第12節 企業等の防災対策の推進

(主な実施機関：商工観光課、まちづくり推進課、社会福祉課、健康長寿課、教育総務課)

第1 目的

企業等は自ら防災組織を結成する等して、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第2 企業等の役割

1 企業等の活動

(1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、大規模な地震災害の発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

(2) 事業継続上の取組の実施

企業等は地震災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施する等、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等に協力するよう努める。

また、市として事業継続計画（BCP）を策定するとともに、国・県の施策等について、周知・喚起に努める。

(3) 事業継続計画（BCP）の策定

事業継続計画（BCP）においては、地震発生後の緊急時対応（人命救助、安否・安全確認等）と復旧対応（片付け、施設・設備復旧等）を峻別し、規定するとともに、平常時から継続して対応すべき業務についても配慮したものとする。

(4) 帰宅困難者対策の実施

災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄する等の、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

2 市及び防災関係機関の役割

(1) 防災に関するアドバイスの実施

市、防災関係機関は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(2) 企業防災の取組支援

市は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等ニーズへの対応に取り組む。

(3) 企業の防災力向上対策

市は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進に努める。

(4) 避難確保計画に対する助言及び指導

市は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、土砂災害警戒区域内にあり、かつ市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、積極的に支援を行うとともに、市は、避難確保計画を作成していない施設について、必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表するなど、避難確保計画の作成を促すための必要な措置をとる。

第3 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう、的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- 1 防災訓練
- 2 従業員等の防災教育
- 3 情報の収集・伝達体制の確立
- 4 火災その他災害予防対策
- 5 避難対策の確立
- 6 応急救護
- 7 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- 8 施設耐震化の推進
- 9 施設の地域避難所としての提供
- 10 地元消防団との連携・協力
- 11 コンピュータシステム及びデータのバックアップ
- 12 大型の什器・備品の固定

第13節 情報通信連絡網の整備

(主な実施機関：総務課、企画デジタル課、社会福祉課、防災安全課)

第1 目的

大規模な地震が発生した場合には、固定一般回線や携帯電話が通信回線の途絶や発信規制やふくそうが予想されことから、市は、情報の収集・伝達手段として、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図る。

また、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める等、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。

第2 市における通信施設の現況

市における利用可能な通信施設は、次のとおりである。

1 市防災行政無線

市防災行政無線の状況は、資料編2-10-1のとおりである。

2 県防災行政無線

地域衛星通信ネットワーク衛星系地球局を県、市及び消防本部等に設置し運用している。県地域衛星通信ネットワークの全体イメージは、資料編2-10-2のとおりである。

3 衛星インターネット等

市は、衛星インターネット設備、衛星携帯電話を整備している。

第3 防災行政無線施設の整備

1 情報伝達、連絡手段

市は、大規模災害時において住民等への情報提供や被害情報等の伝達手段として防災行政無線等の無線系等、多様な手段の整備拡充に努める。その際、避難場所と市役所との連絡等についても、十分考慮する。また、各機関との情報交換のための収集・連絡体制の整備及び明確化等、夜間、休日等においても速やかに対応する。

2 保守管理体制

常日頃から補修部品の確保、回線監視システムの充実等、保守管理体制の充実に努め、通信設備等の保守点検に万全を期し、災害時の通信手段を確保する。

3 職員の啓発、訓練

常日頃から災害時のより有効な回線の運用を図るため、職員の啓蒙、運用訓練を行う。また、通信ふくそう時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保のため、非常通信その他実践的な訓練を定期的を実施する。

4 通信手段の確保

震災時における情報通信の重要性に鑑み、震災時の通信手段確保のため、情報通信施設の耐震性の強化を図る。また、災害に強い伝送路を構築するため、無停電電源装置、直流電源装置及び非常用発動発電機等の整備状況を把握するとともに、整備ができていない施設には整備を促し、防災体制の強化を図る。

第4 職員参集等防災システムの整備

震災時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した震度情報ネットワークシステム等を利用し、市職員が緊急的に自主参集できるシステムの構築を検討するとともに、発災初動時における情報収集連絡体制の確立に努める。

宮城県総合防災情報システムの概要は、資料編2-10-3のとおりである。

第5 インターネット、携帯電話の活用

インターネット、携帯電話の急速な普及状況を踏まえ、震災時における情報収集や災害対策本部との迅速な連絡調整を行い、災害応急の初動体制を早期に確立するため、また、震災時に住民等へ災害情報等を迅速、かつ的確に提供するためのシステムの安定的な運用に努める。

第6 地域住民等に対する通信手段の整備

1 地域住民等からの情報収集体制の整備

市は、関係機関と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるとともに、体制の強化に取り組む。

2 情報伝達手段の確保

市は、震災時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラート(災害情報共有システム)を介し、NHK、民間放送等への情報配信や活用、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、衛星携帯電話やワンセグ、データ放送、ソーシャルメディア、SNS及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、震災時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

また、気象庁の発表する緊急地震速報及び国・地方公共団体の発表する災害・避難情報を特定エリアの携帯電話に一斉配信するサービスを携帯電話各社が行っており、緊急速報メールについての周知に努める。

3 要配慮者への配慮

市は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段を検討し、伝達手段の強化に努める。

第7 災害広報体制の整備等

1 被災者への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市及びライフライン関係機関等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。
- (2) 市及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備を整備する。
- (3) 広報を行うに当たっては、要配慮者、視聴覚障害者、高齢者、観光者及び外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施する。

2 災害用伝言ダイヤル等の活用体制の整備

大規模な地震災害時においては、被災地への通信がふくそうした場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる災害用伝言ダイヤル(171)や携帯電話各社が提供している災害用伝言板等について市民へ周知する。

第14節 職員の配備体制

(主な実施機関：防災安全課、総務課、企画デジタル課、まちづくり推進課)

第1 目的

大規模な地震による災害時には、市及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、市及び防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や業務継続計画を定めるように努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

第2 配備体制

1 災害対策本部

(1) 災害対策本部の組織・運用

角田市災害対策本部の組織は、「角田市災害対策本部条例」及び「角田市災害対策本部運営要綱」に基づくものとし、その概要は次のとおりである。

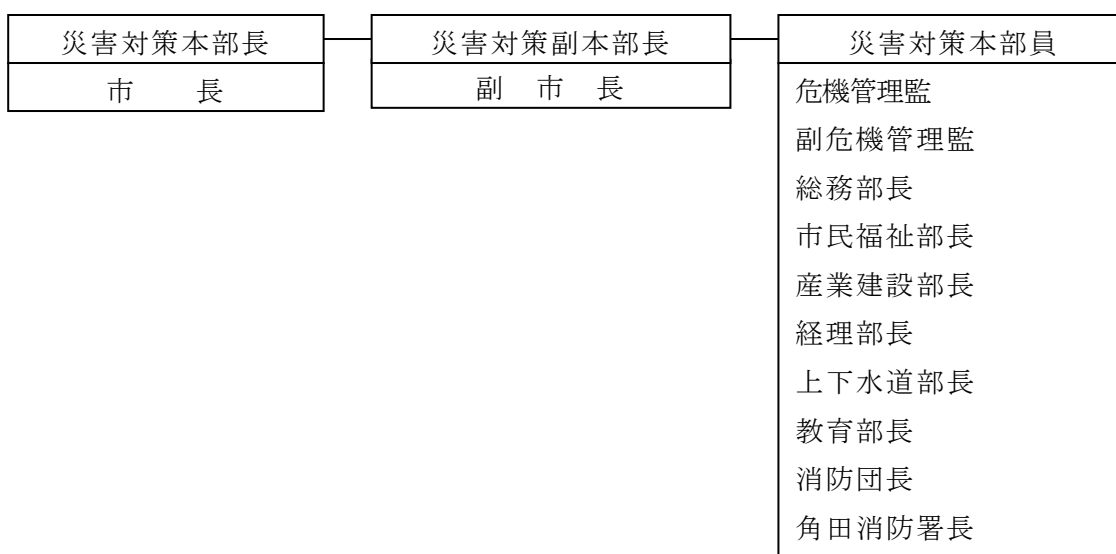


図 災害対策本部の組織概要

(2) 指揮命令系統

市長が不在等により災害対策本部長として指揮を執れない場合、副市長、総務部長の順に指揮を執る。また、職員が迅速に災害対応にあたるよう指揮命令系統を明確に定める。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部は、市内における相当規模以上の災害時において、市長が必要と認めたときに設置(市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したときは自動的に設置する。)し、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策が概ね完了したと市長が認めたときに廃止する。

そのために、平常時から市長が必要と認めた場合における指示系統をあらかじめ周知する。

なお、設置又は廃止した場合は、その旨を直ちに公表するとともに、災害対策本部の標識を災害対策本部前に掲示又は撤去する。

(4) 本部の運営

次の組織を運営するに当たって、平常時から各組織の構成メンバー、設置する際の連絡系統等についてあらかじめ周知する。

ア 本部員会議

本部長は、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部員会議を開催し、災害予防及び災害応急対策に関する重要事項を協議決定する。

イ 部

部は、市における災害対策活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う。

ウ 現地災害対策本部

市長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要があると認めるとき、災害対策本部に現地災害対策本部を設置し、現地において当該災害対策本部の事務の一部を行う。

(5) 関係機関等の出席要請

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(6) 本部連絡会議

危機管理監が主宰する本部連絡会議は、各班及び上下水道部の班員の中から、当該班の所管部長が指名した者で構成し、危機管理監の命を受け各部相互の連絡調整及び各種情報の収集を行う。

2 職員の配備体制

市職員の配備体制は、角田市災害対策本部運営要綱に定めるところによる。また、災害時の窓口を明確にし、効率よく人員配置できる体制について検討し整備に努める。

第3 防災関係機関等の配備体制

地震による災害時、防災関係機関は、必要な職員を動員し、市及び県等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。

第4 防災担当職員の育成

市は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討するとともに、職員に研修を実施し、災害対応全般に対応可能な職員の育成に努める。

第5 人材確保対策

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む)の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第6 感染症対策

市は、災害対応に当たる職員のマスクの着用、定期的な手洗い及び消毒等の感染症対策を徹底する。

第7 マニュアルの作成

1 応急活動のためのマニュアル作成

市は、各担当部署の指揮者や職員が実際に動けるよう役割分担等を決定し、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

2 市における対応

市は、災害対策本部の業務分掌について、より分かりやすく事前に周知する資料を作成し、訓練等を通じて理解を深めるとともに、事前に必要事項を網羅した記録様式や対応マニュアルを整備する。

第8 業務継続計画（BCP）

1 業務継続性の確保

(1) 業務継続計画（BCP）の策定

市及び防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

(2) 業務継続体制の確保

市及び防災関係機関は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討等を行う。

(3) 業務継続体制の検証

市は、定期的に防災訓練や業務継続体制の点検、評価及び検証を行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

2 電源及び非常用通信手段の確保対策

(1) 電源及び非常用通信手段の確保

市は、それぞれの機関の主要な施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設等への太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

3 データ管理の徹底

東日本大震災時に、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認の情報が役立ったことを踏まえ、市は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳等の情報の保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

4 職員のメンタルヘルスケア

市は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう、予め体制を検討する。

第15節 防災拠点等の整備・充実

(主な実施機関：防災安全課、商工観光課、まちづくり推進課、総務課)

第1 目的

震災時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点施設等について、整備・拡充を図る。

また、災害時に必要となる防災物資、資機材等の整備については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図る。

第2 防災拠点の整備及び連携

- 1 市は、市庁舎が被災し、市庁舎に災害対策本部を設置できない場合の代替の設置場所の確保に努める。また、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるよう地域単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備充実に努める。

また、市は、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携に努める。

- 2 防災関係機関は、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災活動拠点の整備充実に努める。

なお、市の防災拠点は、資料編2-12-1のとおりである。

第3 防災拠点機能の確保・充実

- 1 市は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。
- 2 市は、防災拠点施設において、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。
- 3 市は、庁舎等の防災拠点について、被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。
- 4 市は、災害時に地域住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。
- 5 市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第4 防災用資機材等の整備・充実

1 市が整備する資機材

(1) 防災用資機材

応急活動用資機材の整備充実について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備充実を努める。

(2) 水防用資機材

災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実を図る。

2 防災関係機関

迅速かつ的確な災害応急対策の実施にあたり必要となる防災用資機材の整備充実を図る。

第5 防災用資機材の確保対策

1 地域内での確保対策

市及び防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

2 備蓄困難な資機材の確保対策

市は、支援物資を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウス等の備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

3 防災用備蓄拠点の整備

市は、スーパー、百貨店、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

4 救助用重機の確保対策

市は、都市部における地震災害において、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。

第16節 相互応援体制の整備

(主な実施機関：総務課、防災安全課、消防署)

第1 目的

大規模な地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ確かな防災対策を実施するにあたって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、市は、他の公共団体等との相互応援体制の整備充実を図り、その実効性の確保に留意する。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

第2 相互応援体制の整備

1 受入れ体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、適切な空間の確保に配慮するものとする。

2 協定の締結

人の生命を守るための災害応急対策は、迅速な対応が必要であるため、市は、平素から関係機関間で協定を締結する等、計画具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

3 外部専門家による支援体制の構築

市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第3 市町村間等の応援協定

- 1 市の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、震災時における隣接市町等との相互の応援協力が円滑に行われるよう、県及び市は、「災害時における宮城県市町村相互応援協定書」に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努めるものとする。
- 2 相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行う。
- 3 市は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町に加え、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。
- 4 市は、必要に応じ、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付ける等、必要な準備を整える。

災害時における相互応援協定等締結先一覧は、資料編2-13-1のとおりである。

第4 県による市町村への応援

1 市への応援体制の確立

(1) 支援体制の構築

市は、被災による市機能の低下等により情報収集や救助活動に支障をきたす場合等を想定し、地方振興事務所職員を中心とした被災地への派遣要請等、独自の情報収集体制を構築する必要があること等から、災害対策本部や現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について検討するとともに、防災資機材の備蓄、他の市町村、都道府県等からの人的、物的支援の受入れ等の支援体制を構築する。

(2) 大規模災害発生時等の対応

県は、市からの要請に応じ各種の支援を実施するほか、大規模な災害の発生等により必要と認める場合には、市からの応援要請を待たずに必要な支援を行う。

2 連携体制の構築

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

3 応援体制の強化

市は、大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市合同での総合防災訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

第5 消防機関における相互応援体制等の整備

大規模地震災害時には、被災地の地方公共団体だけで全ての対策を実施することは困難であり、隣接する地方公共団体もまた、同時に大きな被害を受ける可能性があるため、国・県の計画に基づき県内外の地方公共団体間の広域的な消防相互応援体制の拡充を図る。

第6 医療相互応援体制等の整備

県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

第7 緊急消防援助隊受入体制の整備

緊急消防援助隊は、災害発生初期の救援活動を迅速に行うため、「消防組織法」(昭和22年法律第226号)及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(平成16年2月6日付け消防震第9号総務大臣通知)並びに「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」(平成16年3月26日付け消防震第19号消防庁長官通知)に基づき各都道府県に編成された全国規模の組織であり、各消防本部に所属する救助隊や救急隊等を事前に登録し、消防庁長官の求め又は指示に応じて地震等の大規模災害時に被災地に出動する。

市は、「宮城県緊急消防援助隊受援計画(令和2年6月1日施行)」に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の整備を図る。

第8 自衛隊との連携体制

1 連携体制の強化

市及び自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておく等、平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。

2 円滑な連携への備え

市は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

3 派遣要請基準の想定

市は、いかなる状況において、どのような分野(救急、救助、応急医療、緊急輸送等)について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。

4 リース器材の運用

市は、自衛隊の災害派遣活動において、道路の途絶等により自衛隊の資機材を被災現場に輸送できない場合に備え、リース器材の自衛隊員による運用等について平常時より調整しておく。

第9 非常時連絡体制の確保

1 非常時連絡手段の確保

市は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関とは、確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。

2 通信不通時の連絡ルールの策定

市は、通信不通時の連絡方法(担当者が集合する場所等)についても、事前にルールを決めておく等、連絡体制の確保に努める。

第10 資機材及び施設等の相互利用

市は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

第11 救助活動拠点の確保

市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第12 関係団体との連携強化

市は、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するほか、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続きの確認を行う、活動拠点に係る関係機関との情報の共有化を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間業者のノウハウや能力等の活用を図る。

第17節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

(主な実施機関：健康長寿課、防災安全課)

第1 目的

大規模な地震災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、市は、医療関係機関と緊密な連携を図りながら、市民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。

第2 医療救護体制の整備

1 市の役割

(1) 保健医療福祉活動の担当部門の設置

ア 市は、震災が発生したときに円滑な保健医療福祉活動を実施するために、災害対策本部内に保健医療福祉を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。

イ 市は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ定めておく。

ウ 市は、医療救護体制について県が設置した仙南地域保健医療福祉調整本部（仙南保健福祉事務所）への連絡方法についてあらかじめ決めておく。

(2) 地域医療関係機関との連携体制

市は、地域の医師会、歯科医師会等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定を締結しておく。

(3) 医療救護班の編成

ア 市は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては市医師会、地区歯科医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。市独自で医療救護班編成が困難な場合は、仙南保健福祉事務所(仙南保健所)の協力のもと、広域圏で編成する。

イ 市等で編成された医療救護班については、仙南保健福祉事務所(仙南保健所)へ報告する。変更した場合も同様とする。

(4) 応急救護設備の整備と点検

市は、震災が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。

2 在宅要医療患者の医療救護体制

- (1) 県及び市は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その
他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要
な医療が確保できるように、医療体制を整備する。
- (2) 医療機関は、自院で診療を行っている在宅要医療患者の台帳の整備に努めるとともに、
災害時の対応について市及び患者に周知する。
被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。

第3 医薬品、医療資機材の整備

市は、初期医療救護活動等に必要な救急医療セット等を備蓄し、総合保健福祉センター等に配備する。

また、震災時の医療救護実施のため必要な医薬品及び衛生材料等は、薬局から調達できるよう協力体制を確立する。



図 災害拠点病院位置図

第4 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備

1 災害時情報伝達手段の確保

- (1) 市は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話等の複数の通信手段の整備に努める。
- (2) 災害拠点病院は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。
- (3) 救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話を含めた複数の通信手段の保有に努める。

2 医療救護活動に関する情報連絡体制

市は、災害拠点病院からの情報を収集し、整理し、市内の状況を把握するとともに関係機関と情報を共有する。

第5 心のケアの専門職からなるチームの整備

市は、県と連携し、災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備に努める。

第6 福祉支援体制の整備

大規模な災害時においては、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等の福祉支援を必要とするものに対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。

災害派遣福祉チームの体制の整備

1 災害派遣福祉チームの体制における市の役割（平常時）

市の地域防災計画等において災害派遣福祉チームの役割を規定し、避難所の運営体制等を整備する。

2 災害派遣福祉チームの体制における市の役割（災害時）

避難所において、災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。

第18節 火災予防対策

(主な実施機関：防災安全課、消防署)

第1 目的

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模になる可能性が高い。市及び防災関係機関は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図る等、火災予防対策の徹底に努める。

第2 出火防止、火災予防の徹底

1 防災教育の推進

市及び消防機関は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、市民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備え等の防災教育を推進する。

また、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての婦人防火クラブの活動員の確保に取り組み、育成指導を強化する。

2 火気使用設備・器具の安全化

地震時の火災は、火気使用設備・器具等から出火する危険性が極めて高いことから、市及び消防機関は、仙南広域行政事務組合火災予防条例に基づき、耐震安全装置付石油燃焼器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の普及、火気使用設備・器具の点検と整備を図ることにより、出火の抑制に努める。

3 市民への指導強化

市及び消防機関は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、市民の出火防止に関する知識及び地震に対する備え等の防災について啓発を推進する。

4 出火防止のための査察指導

市及び消防機関は、大地震による火災が発生した場合、人命への影響が極めて高い飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等への可燃物の転倒・落下防止装置、震災時における従業員の対応等について指導する。

5 初期消火体制の強化

地震発生時の火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。

このため、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により初期消火の徹底や延焼拡大防止について周知し、市民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

6 防火管理制度の確立

消防機関は、大地震による火災発生及び延焼拡大を防止するためにも、病院、店舗、旅館等の防火対象物に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防用設備等の設置及び防火性を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な消防体制を確立させる。

なお、消防計画に定める主たる事項は、次のとおりである。

- (1) 自衛消防隊組織
- (2) 火気取扱、取締り、点検要領
- (3) 消防施設設備の点検、維持管理要領
- (4) 通報、消火、避難訓練、消防教育
- (5) 火災時の消火活動、通報、避難誘導の要領

7 予防査察の実施

消防機関は、地震発生時の出火の危険性を把握し、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物貯蔵所等に対し、計画的な予防査察を実施し、防火管理の指導、消防用設備等の改善、勧告を行う。

- (1) 対 象：病院、店舗、旅館、工場、危険物施設等
- (2) 実施期間等：対象物の用途等により1年～3年に1回
- (3) 実施要領：消防法第4条及び第16条の5の規定により実施
- (4) 査察後の措置：施設の改善命令、措置の指示、その後の再査察

第3 消防力の強化

1 消防力の状況

消防施設強化促進法(昭和28年法律第87号)及び消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)の規定に基づき、消防施設整備計画により本市の実状に応じて施設の強化を図り、消防力の充実に努める。消防力の状況は、資料編2-22-3のとおりである。

また、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)の規定に基づき、消火栓、防火水槽等の消防水利の整備充実に努める。

なお、消防力強化の基盤となる消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、川や池等の自然水利とプール等の人工水利の適切な組み合わせによる消防水利の多様化を推進し、震災時における消防活動体制の整備に努める。

2 消防団の育成

消防団は、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等の防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年、消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となっている。

このため、市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

- (1) 消防団員の知識・技能等をより地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団への参加・協力等、環境づくりを推進する。
- (2) 消防団員数が減少の傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の入団促進、大学・高校への働きかけ、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実に努める。
- (3) 市は、県の指導に基づき、施設・設備の充実に、安全靴等の基本装備の充実に、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、長期化した場合の備え等に努める。

3 連携強化

市は、平常時から仙南地域広域行政事務組合消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

4 消防用機械・資機材及び装飾品の整備

市は、消防用機械・資機材の整備促進に努める。消防ポンプ自動車等について高年式車両となり修理部品の調達が困難になる等から、適宜更新整備の推進を図る。

5 広域応援体制の整備

市は、広域応援体制を構築するため、消防応援協定等の締結に努めるとともに、仙南広域行政事務組合で作成している広域応援体制に関する計画を踏まえ、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。その際、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化するよう努める。

6 自主防火組織の現況

自主防火組織の結成状況は、以下のとおりである。

(1) 角田市婦人防火クラブ連合会 7支部

- ア 角田支部
- イ 枝野支部
- ウ 藤尾支部
- エ 東根支部
- オ 桜支部
- カ 北郷支部
- キ 西根支部

(2) 幼年消防クラブ 3クラブ

- ア 角田光の子保育園幼年消防クラブ
- イ 中島保育所幼年消防クラブ
- ウ ミネ幼稚園幼年消防クラブ

第4 消防水利の整備

大規模地震災害時には、消防施設等も被害を受け、消防水利を十分確保することができないことが予想されるため、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池、用排水路等を消防水利としての活用を指導し、優先順位を付けてこれらの施設整備を促進する。

第5 消防計画の充実強化

市は、消防組織法に基づき、仙南地域広域行政事務組合消防本部及び消防団が適切かつ効果的な消防活動を行うための市消防計画について、組織・施設の整備拡充が図られるよう見直し等を図る。

第19節 緊急輸送体制の整備

(主な実施機関：都市整備課、防災安全課)

第1 目的

大規模な地震災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となることから、市及び関係機関はあらかじめ緊急輸送道路、輸送体制について定める。

第2 緊急輸送ネットワークの形成

1 緊急輸送ネットワークの設定

市及び関係機関は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送道路網や集積拠点について把握・点検し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、優先順位を付けて整備を実施し、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

2 緊急輸送ネットワークの安全性確保

市及び関係機関は、緊急輸送ネットワークとして指定された集積拠点等については、特に耐震性の確保に配慮する。

第3 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

市は、県が選定した緊急輸送道路と市の防災拠点や避難所等の防災施設とを結ぶ道路を市の緊急輸送道路として選定し、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策の計画を定め安全性・信頼性の高い道路網を整備する。角田市の緊急輸送道路は、資料編2-15-1のとおりである。

2 緊急輸送道路の確保及び整備

- (1) 道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結に努める。

また、広域農道等の管理者は、緊急輸送道路として確保できるよう管理し、整備に努めるとともに、緊急輸送道路が被災し通行できなくなった場合を想定し、代替する道路についても検討する。

(2) 啓発活動

道路管理者は、自動車の運転者、地域住民に対し、道路施設の被害を発見したとき、直ちに道路管理者に通報するよう啓発を促進する。

(3) 災害発生時の運転者の義務の周知

災害発生時において、災害応急対策等に必要な人員、物資等の緊急輸送等を確保するために交通規制が実施された場合、できる限り安全な方法により車両を左側に停止させる、避難のために車を利用しない、といった車両の運転者の義務等について周知を図る。

3 道路啓開体制の整備

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定等の締結に努める。

また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

市及び県は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支える物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

第4 臨時ヘリポートの確保

市は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図る。

災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

第5 建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備

市は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上(病院、役所、学校等)に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示する等の対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

第6 緊急輸送体制

1 緊急通行車両であることの確認手続き

市は、災害対策基本法に基づき、震災時における緊急通行の交通需要を事前に把握するとともに、震災時の確認事務処理を省力化、効率化するため、大規模災害発生時の交通規制実施要領に基づき、市有車両等公用車について、緊急通行車両として角田警察署に確認手続きを行う。

2 関係機関との連携

市は、緊急物資輸送に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備するとともに、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指し、必要に応じて宮城県トラック協会仙南支部等と協定を締結する等、連携強化を図る。

3 緊急輸送の環境整備

市は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

4 燃料優先協定の締結

市においては、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、市内販売店等と協定の締結に努める。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

5 緊急通行車両の確認申出制度の周知

市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両の確認申出制度が適用され、発災後に後当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付することができることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、確認申出制度の普及を図る。

6 復旧体制の整備

道路管理者は、橋梁、一般道と鉄道の立体交差点、トンネル等の重要構造物が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

第20節 避難対策

(主な実施機関：都市整備課、まちづくり推進課、財政課、教育総務課、社会福祉課、健康長寿課、総務課)

第1 目的

大規模な地震災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、市は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所・避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備等、災害発生後に市民や来訪者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

第2 徒歩避難の原則の周知

地震発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、地震発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行う等、徒歩避難の原則の周知に努める。

第3 指定緊急避難場所の確保

1 市の対応

(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

市は、災害から市内の住民が一時避難するための場所について都市公園、グラウンド、体育館、学校、自治センター等の公共施設を対象として、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の避難場所を災害種別に応じてあらかじめ定めておき、誘導標識の設置等により、住民や来訪者への周知に努める。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けることも検討する。

また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

市は、公共施設が確保できない場合は、民間施設所有者等の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

(2) 公共用地等の有効活用

市は、指定緊急避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

(3) 教育施設を指定する場合の対応

市は、教育施設を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

なお指定緊急避難場所は、資料編2-16-1のとおりである。

(4) 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

市は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

(5) 備蓄倉庫及び通信設備の確保

市は、指定緊急避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。

(6) 指定緊急避難場所の指定基準

地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

ア 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所を開放できる管理体制を有していること。

イ 構造条件：指定緊急避難場所が地震に対して安全な構造であること。又は、場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

ウ 二次災害・複合災害の危険性のない場所であること。

エ 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。

オ 住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。

カ 危険物施設等が近くにないこと。

キ 夜間照明及び情報機器等を備えていること。

ク 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。

ケ 指定緊急避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。

コ 被害情報入手に資する情報機器(ラジオ等)が優先的に整備されていることが望ましい。

第4 避難路の確保

市は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- 1 十分な幅員があること。
- 2 万一に備えた複数路の確保。
- 3 崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

また、上記3項目の他、安全に避難できる避難路選定時の留意点について検討を行う。

市は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第5 避難路等の整備

1 避難路の整備・改善

市は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。また、平常時から避難経路について検討し、あらかじめ決めておくことの重要性についても周知に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯、積雪などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

2 避難路等の安全性の向上

市は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施する。

3 避難誘導標識等の設置

(1) 避難誘導標識等の整備

市は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、指定緊急避難場所や避難路の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示する等、住民等が日常生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。避難誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。

(2) 多言語化の推進

市は、指定緊急避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

4 道路の交通容量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、市は、原則徒歩の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生する恐れがある場合は、交差点部や橋梁部等、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行う。

第6 避難誘導體制の整備

1 行動ルールの策定

市は、消防職団員、警察官、市職員等、防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

2 避難誘導・支援の訓練の実施

市は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

第7 避難行動要支援者の支援方策

1 避難行動要支援者の支援方策の検討

市は、地震等災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。この地域防災計画において、避難行動要支援者の避難支援についての主な項目を定め、より詳細な計画として「避難行動要支援者避難支援プラン」を別に策定して支援を行うものとする。

2 避難行動要支援者の支援体制の整備

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

3 社会福祉施設等における対応

(1) 動員計画及び非常招集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練等を定めた計画を作成するとともに、自衛防災組織を整備するよう努める。

(2) 緊急時情報伝達手段の確保

市及び社会福祉施設等の管理者は、地震災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(3) 非常時持ち出し品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄等、持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を普段から行っておくよう努める。

4 在宅者対応

(1) 情報共有及び個別避難計画の策定

市は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携して、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が迅速かつ円滑に行われるように避難支援者がどのような支援を行うかを記載した個別避難計画の策定等に努める。

(2) 避難支援に配慮した方策の検討

市は、個別避難計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示するなど、避難支援に配慮した方策の検討を行う。

(3) 在宅人工呼吸器使用者への対応

市は、災害時の停電が命に直結する在宅人工呼吸器使用者について、情報の把握、及び災害時個別避難計画の策定を支援するなど、対策強化を図る。

(4) 感染症の自宅療養者への対応

市の防災担当部局は、仙南保健所が自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供することができるよう、保健所と連携を図る。

5 外国人等への対応

市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。

- (1) 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。
- (2) 指定緊急避難場所や避難路の標識等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- (3) 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める。

第8 消防機関等の対応

1 救助・救急活動の実施体制確保

市及び県は、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。

なお、救助・救急活動の実施体制の整備に当たっては、孤立集落や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。

2 消防団員の安全確保対策

団員の安全確保については、強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

第9 教育機関における対応

1 児童生徒等の安全対策

(1) 引渡しに関するルールの策定

市及び教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

(2) 安全確保対策の検討

学校等の校長又は園長(以下「校長等」という。)は、地震が発生した場合又は市長等が避難情報の発令を行った場合における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。

(3) 引渡し対応の検討

学校等の校長等は、児童生徒等の引渡しにおいては、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留める等の事前の協議・確認を行うとともに、登下校園中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒等を引渡さず、保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促す等の対応等も合わせて検討する。

2 連絡・連携体制の構築

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・児童館・児童センター等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第10 避難計画の作成

1 市の対応

市は、下記の事項に留意し、指定緊急避難場所や避難路等を明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、防災マップの作成・修正にあたっては住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

避難計画の作成にあたっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておく等、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

- (1) 避難情報の発令を行う具体的な基準及び伝達方法
- (2) 避難路及び避難経路、誘導方法
- (3) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員
- (4) 指定避難所の名称、所在地、収容人員

2 公的施設等の管理者

学校等、病院、市民センター、駅、その他不特定多数の人が利用する施設の管理者は、大規模地震災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施に努める。

なお、この際、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第11 避難に関する広報

市は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等に関する防災マップ、地震発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等へ積極的に配布し、周知の強化に努める。

なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努めるものとする。

- 1 通行止め等の状況を情報提供できるような仕組みを検討し整備するとともに、発災後でも通行止め等の情報を迅速に提供できる体制の整備に努める。既に情報発信しているものについては、そのツールの周知に努める。
- 2 実際に避難することとなった場合の広報活動を考慮し、広報車、広報無線等を配備する。

第21節 避難受入れ対策

(主な実施機関：防災安全課、建築住宅課、企画デジタル課、まちづくり推進課、財政課、教育総務課、社会福祉課、健康長寿課、生活環境課)

第1 目的

大規模地震災害時には、避難者が多数発生するおそれがあるため、市は事前に指定する避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第2 避難所の確保

1 指定避難所の選定と周知

市は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受入れ、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をその管理者の同意を得た上であらかじめ指定・確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法等を住民に周知する。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

この場合、避難受入れ施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止等の事態に耐えうる施設とする。

なお指定避難所は、資料編2-16-1のとおりである。

2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

市は、避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

3 指定避難所の代替施設の指定

市は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、県、近隣市町や他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。

4 指定避難所の指定基準

- (1) 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。

- (2) 構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- (4) 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

5 指定避難所の施設・設備の整備

(1) 指定避難所の施設の整備

市は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者と連携して災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(2) 物資等の備蓄

市は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資や乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、発熱剤入り非常食等防寒対策に必要な物資、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。加えて要配慮者、女性、子供、食物アレルギーを有する者等にも配慮した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。

6 避難所の運営・管理

市及び各避難所運営者は、避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（令和4年4月改定）を参考にしながら、避難所における良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する見地やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

- (1) 市は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて避難所の自主的な運営管理に必要な知識等の住民への普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
- (2) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、男女両方を配置するよう努める。
- (3) 避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討する。

- (4) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備する。
- (5) 運営に必要な事項について、「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月策定)等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成する。
- (6) ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備する。
- (7) 市は、避難者情報の収集に際し、個人情報保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で、実施ルールを定めるよう努める。
- (8) より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討する。
- (9) 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」(令和2年6月策定)等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所開設に努める。

- (11) 指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

7 県有施設を指定避難所とする場合の対応

市は、県有施設を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分(施設ごとの個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努める。

8 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

(1) 運営体制等についての協議

市は、学校等教育施設を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることを配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であるとの認識の上、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。

(2) 運営取組の促進

学校等での避難所運営が円滑に行われるよう、市教育委員会は、学校等と地域との連携体制に係る基本的な考え方や避難所運営との関連における学校防災マニュアル作成のポイント等を示し、市、学校等、関係機関の取組を促進する。

(3) 防災機能の強化

市は、公立の義務教育諸学校等施設については、天井材や外装材等の非構造部材も含めた耐震強化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の応急避難場所として、防災機能の強化に努める。

9 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の指定及び整備

市は、県と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が介護・医療的ケア等の相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた施設や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定し、整備するように努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、市は福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(2) 福祉避難所の公示

市は、福祉避難所について受入を想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じてあらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。

また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者に対して事前に調整の上、個別避難計画を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難ができるよう努めるものとする。

(3) 福祉避難所の指定基準

ア バリアフリー化等、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ウ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(4) 他市町村での受入れ拠点の確保

市は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

10 広域避難の対策

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に関する応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第3 避難の長期化対策

1 栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。

避難所の栄養調査は被災者の健康維持においては重要であることから、市は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

2 生活環境の確保

市は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッド等、要配慮者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保等、女性や子育て家庭への配慮を行う。

第4 避難所における愛護動物の対策

市は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育する等の注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適切な飼育管理について、啓発する。

なお、被災地域が広域にわたる際の愛護動物の救護活動を見据え、県と(公社)宮城県獣医師会との間で救護活動に関する協定を活用する。

第5 応急仮設住宅対策

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、洪水、土砂災害等の各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅(建設型応急住宅)用の用地を把握し、(一社)プレハブ建築協会や地元企業と連携を図って応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備に要する供給体制の整備に努める。

第6 帰宅困難者対策

1 基本原則の周知

市は、大規模地震災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送等の応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体等への周知を図る。

2 安否確認方法の周知

市は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3 企業・学校等の取組の促進

市は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒等を留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や、建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。

4 事業継続計画（BCP）

市は、企業による従業員の安全な帰宅手段を確保し、帰宅困難者の多数発生を防ぐため、企業に対し事業継続計画（BCP）の作成支援を行う中で、帰宅困難者対策の事例等を示すことにより、企業の取組を促進する。

5 避難対策

(1) マニュアルの作成

市は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

(2) 情報伝達体制の整備

市は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や災害時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。

(3) 備蓄の確保

市は、帰宅困難者が避難することが想定される庁舎等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

6 徒歩帰宅者対策

市は、各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

7 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

市及び県は、店舗を経営する事業者が加盟する、(一社)日本フランチャイズチェーン協会との協定締結を進め、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、市及び県は、事業者と連携して、ホームページや広報誌等を活用した広報を実施する。

8 訓練の実施

市は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

9 帰宅支援対策

市は、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

第7 被災者等への情報伝達体制等の整備

1 情報伝達手段の確保

(1) 多様な伝達手段の確保

市は、防災行政無線等の無線系の整備や、IP通信網、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグ等のあらゆる媒体の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

(2) 多様な主体への情報伝達体制の整備

市は、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者、外国人等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2 役割・責任の明確化

市は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

3 生活情報伝達体制・施設・設備の整備

市及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

4 居住地以外の市町村への避難者への対応

市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

5 被害・安否情報収集・伝達体制の確保

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。また、市は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう努めるとともに、被害状況や安否情報を早急に、かつ多くの人に確実に伝達できる体制の整備に努める。

6 被害・安否情報・伝達体制に関する協定

市は、被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・提供に際し、民間ポータルサイトとの協力協定等についても検討を行う。

第8 孤立集落対策

- 1 市は、中山間地域の集落のうち、道路交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と市間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、災害時公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練等を行い、機器の操作方法の習熟を図る。
- 2 市は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図るとともに、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- 3 市は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。
- 4 市は、避難施設を確保・整備し耐震化等を推進するとともに、あらかじめ住民に対し避難施設を周知する。
- 5 国、県及び市は、交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。
- 6 防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。
- 7 市は、地震による孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着所の確保に努める。

第22節 食料、飲料水及び生活物資の確保

(主な実施機関：防災安全課、上下水道事業所、商工観光課、総務課、農林振興課、社会福祉課)

第1 目的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起った場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、市及び関係機関は物資の備蓄、調達、及び輸送体制を整備する。

第2 市民等のとるべき措置

- 1 市民は、防災の基本である「自らの命は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料(そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのごはん、缶詰等)及び飲料水(缶入りやペットボトルのミネラルウォーター等)を非常時に持ち出しができる状態での備蓄に努める。
- 2 市民は、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備に努める。
- 3 市民は、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- 4 企業等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらにはその地域住民も考慮しながら、3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。
- 5 市は、市民が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。
- 6 市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になること等、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定

市は、大規模な地震災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定される等地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。

第4 食料及び生活物資の備蓄

1 初期の対応に十分な備蓄量の確保

市は、備蓄を行うに当たって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、各々で想定される最大避難者数の3日分等、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。

2 公共用地、国有財産の有効活用

市は、備蓄にあたり、国と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

3 集中備蓄・分散備蓄体制の整備

市は、仮設トイレや投光器等、物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等への集中備蓄、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、避難場所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行い、それぞれの備蓄拠点を設ける等、体制の整備に努める。また、各地区の備蓄状況及び人口等を踏まえて、市として備蓄すべき量を検討し、各地区への備蓄に努める。

4 備蓄拠点の整備

市は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定する等、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

5 備蓄物資の選定時の配慮

市は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。また、避難所用の間仕切りやテント、毛布等の備蓄についても検討し、備蓄する。

6 データベースの構築とパッケージ化の検討

市は、あらかじめ、予想される被災者の数、高齢者の数等のデータベースの構築等に努め、発災時点でその数を予測することができるようにしておくとともに、発災後3日間を目安に、飲料水・食料・生活用品(毛布・タオル・マスク・歯ブラシ・食器・ティッシュ・ラップ等)をパッケージ化して備蓄しておくことも検討する。食料・飲料水の備蓄状況は資料編2-18-1のとおりである。

7 災害時における調達先の確保

非常食の備蓄を補完するため、コンビニエンスストア等とあらかじめ「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」を締結しており、災害時における調達先を確保する。

第5 食料及び生活物資等の調全体制

1 食料の調達

- (1) 米穀については、「農林水産省防災業務計画」（昭和38年9月6日付け38総第915号農林事務次官依命通知）等に基づく農林水産省からの供給体制の確保を図る。
- (2) 日持ちしない等、備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要となる物資等については、調達による確保を基本とし、関係事業者等との協定を締結する等して、体制の確保を図る。
- (3) 市は、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結する等、災害時における調達先を確保しておく。また、協定を締結する民間企業及び物資の輸送・受入れ体制の構築方法について検討し、体制整備に努める。

(4) 国・他都道府県からの調達

ア 政府所有の米穀の調達

市は、災害救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、県を通じて農林水産省農産局長に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。

また、県及び東北農政局は、円滑に買い受け・引き渡しが行えるよう連絡、協力体制の整備を図っておく。

イ 他市町村との応援協定

市は、市のみでは十分な食料の調達・供給ができないと認めた時は、災害時応援協定を締結している市町村に対して応援を要請し、必要量を確保する。

2 生活物資の調達

供給する物資の選定に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

3 飲料水の調達

- (1) 被害想定等を参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため分散備蓄を行う。
- (2) 震災時及び広域水道が稼働できない場合における応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材をあらかじめ整備する。給水資機材及び給水車等の保有状況は、資料編2-18-2のとおりである。
- (3) (公社)日本水道協会東北地方支部等の関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整えるとともに、給水拠点が遠い地域や危険地域にある等の地域特性を踏まえた多面的な飲料水等の確保策について検討する。

第6 燃料の確保

1 燃料の調達、供給体制の整備

(1) 燃料の確保に関する協定

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、市内燃料販売店と必要な協定等を締結する等して、燃料の確保に努める。

2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

(1) 情報の収集

市は、災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院等の重要施設をあらかじめ指定し、それら施設における、非常用電源施設の運転可能時間、燃料の備蓄量、油種、想定される必要補給量、受入れ設備の状況等の情報をあらかじめ収集する。

(2) 停電時の対策強化

重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行うよう努める。

(3) 平常時からの燃料確保

災害応急対策車両に指定された車両の所有者又は使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

3 災害応急対策車両の優先給油所の指定

市は、協定等に基づき、災害発生時において災害応急対策車両が優先して給油が受けられるように努める。

市から指定のあった災害応急対策車両優先給油所は、市と協力して日頃からその旨を明示する等、災害時に混乱が生じないように周知を図る。

4 普及啓発

(1) 燃料管理等の普及啓発

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛ける等、災害発生時に備えた燃料管理等の普及啓発を行う。

(2) 車両を要する住民等の自助努力の徹底

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛ける等、自助努力に努める。

第23節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

(主な実施機関：社会福祉課、健康長寿課、まちづくり推進課、防災安全課)

第1 目的

大規模な地震災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また団体旅行客等も被災することが考えられ、その場合は一般住民より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、市及び関係機関は、その対策について整備する。

第2 高齢者、障害者等への支援対策

一般に要配慮者と考えられる、障害者、介護を必要とする高齢者、一人暮らし高齢者、保護を必要とする児童等に関し、身体機能等を考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。このため、県、市、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設(以下「社会福祉施設等」という。)の管理者は、要配慮者の災害予防に万全を期す。

1 社会福祉施設等の安全確保対策

(1) 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、ライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画の作成に努める。また、市と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び従事者が、災害時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

(4) 業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

2 要配慮者の災害予防対策

(1) 避難行動要支援者等避難支援プランの策定

市は、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月策定、以下「取組指針」という。）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月策定、以下「ガイドライン」という。）等を参考に、地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載の上、策定するよう努めるとともに、避難時及び避難所において要配慮者に対し十分な支援がなされるよう、引き続き要配慮者の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を継続して推進する。

(2) 要配慮者の把握

市は、災害による犠牲者となりやすい要配慮者を把握し、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、取組指針及びガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

ア 要配慮者の所在把握

(ア) 市は、住民登録や福祉等の各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか（所在情報）を取りまとめる。

また、平常時から要配慮者と接している市の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体・高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 市は、自主防災組織や、自治会や町内会等の地域コミュニティを活用する等、地域における共助による所在把握の取組を推進する。

イ 所在情報の管理

(ア) 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。

(イ) 災害時における関係機関の役割を踏まえ、要配慮者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。

(ウ) 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。

なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

市は、市地域防災計画において避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うための措置について定めるものとする。

ア 避難行動要支援者名簿の作成・更新

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

イ 個別避難計画の作成・更新

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局等関係部局との連携の下、民生委員・児童委員、行政区、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が迅速かつ適切に行えるよう、誰がどのような支援を行うのかを具体的に記載した個別避難計画を名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

また、個別避難計画については避難行動要支援者の状況の変化、防災マップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努めるほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援等実施者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援等実施者の安全確保等にも十分留意する。

ウ 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の提供

市は、市地域防災計画に基づき、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人（個別避難計画については避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者）の同意がある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿・個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、情報漏えいの防止等必要な措置を講じる。

エ 個別避難計画未作成の避難行動要支援者への支援

市は個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(4) 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(5) 支援体制の整備

市は、取組指針やガイドライン等を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について行政区等と連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、要配慮者やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

(6) 防災設備等の整備

市及び県は、すでに整備済みである独居老人や障害者を対象とした「緊急通報システム※」を活用しながら協力員(ボランティア等)や市町村等による地域福祉のネットワークづくりを進める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための緊急速報メールや一斉FAX送信等文字情報の提供システムの構築に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。

※ 緊急通報システム

緊急通報システムは、ひとりぐらし老人等の自宅に設置された電話機と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。

ひとりぐらし老人等に急病や事故など突発的な事態が発生したとき、身につけているペンダント(小型無線発信器)を押すことにより、家庭用緊急通報機器から緊急通報受信センターへ自動発信するもの。

緊急通報センターのワークステーションでは、発信された通報を自動受信し、発信者の名前・住所・病歴・協力員(ボランティア等)の電話番号等関係情報を表示し、救援体制を支援している。

〈システム概念図〉

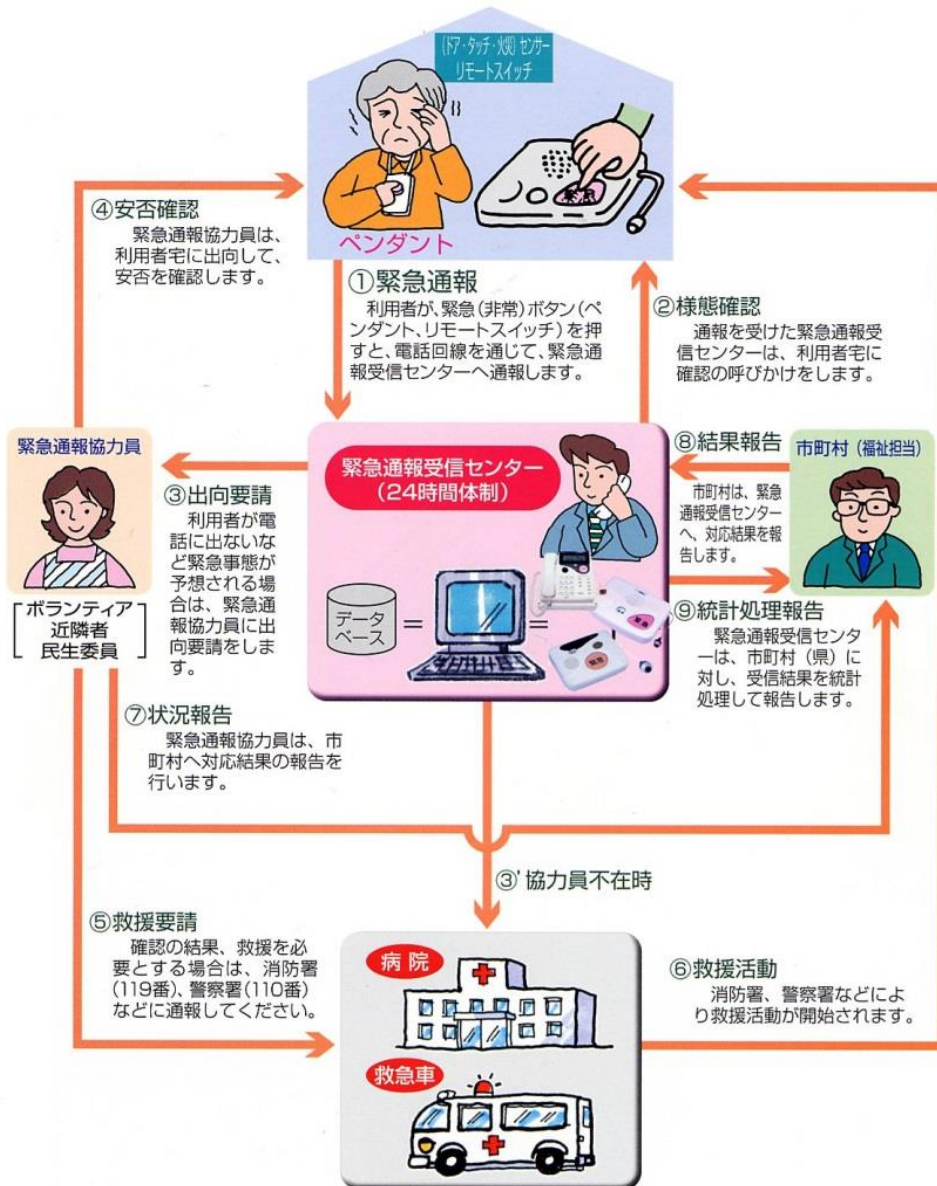


図 緊急通報システム概念図

(7) 相互協力体制の整備

市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体・高齢者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織等との連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

(8) 情報伝達手段の普及

市は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの)の他、視聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

3 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備・指定

市は、施設の土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されている等、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

(2) 市の域を超えた要配慮者の受入れ体制の構築

市は、県と連携を図りながら、市での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、市の域を越えて受け入れる体制の構築に努める。

(3) 福祉避難所の構造・設備

市は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

(4) 支援対策要員の確保

市は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケア等、相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

なお、県においては、広域避難時の要配慮者の支援体制における、市や保健福祉事務所等関係機関間の連携強化と情報の共有化を図るとともに、早期に福祉避難所で介護士等が活動できるよう、市を支援する。

4 福祉サービスの継続と関係機関の連携

市は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケア等の福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

5 家族を含めた防災訓練の実施

市は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等の協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

6 要配慮者自身の備え

市は、平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

- (1) 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく
- (2) 防災用品をそろえる
- (3) 貴重物品をまとめておく
- (4) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
- (5) 防災訓練に参加する等

第3 外国人への支援対策

在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び市は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、外国人旅行者についても念頭に置きながら、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。

- 1 在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。
- 2 外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底に努める。
- 3 避難場所までの案内板等に外国語を併記するように努める。
- 4 防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めるよう努める。
- 5 外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備に努める。
- 6 災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を図るとともに、情報提供のためのマニュアルの作成に努める。
- 7 防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。
- 8 外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

第4 旅行者への支援対策

1 情報連絡体制の整備

迅速な被害状況の把握や応急対策に関する情報提供が行えるよう、関係機関との連携体制をあらかじめ整備しておく。

2 観光施設における防災訓練等の実施

ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、避難場所、経路確認の徹底や観光客参加の防災訓練を実施する。

3 関係機関との連携及びマニュアル策定

公共交通機関が停止した際の旅行者の交通手段の確保が行えるよう、市は関係機関との連携体制をあらかじめ整備するとともに、マニュアルの策定に努める。

4 外国人旅行者の安全確保

外国人旅行者は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有する。このため、県及び市は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月 国土交通省観光庁）等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。

第24節 複合災害対策

(主な実施機関：全部)

第1 目的

大規模災害から市民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合等を意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

第2 複合災害の応急対策への備え

市及び防災関係機関は、地震、火災、大雨、原子力災害等の複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策としては、地域防災計画の各編の災害予防対策の定めるところによるが、各編の予防対策の実施にあたっては、特に以下の点に留意し、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。

1 活動体制

- (1) 市は、複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資機材の搬送等の手段を複数準備しておくとともに、要員・資機材の投入判断についてあらかじめ定めておき、不足することが想定される場合は、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。
また、平常時から防災関係機関相互の連携(要員、装備、資機材等に関する広域応援)について協議しておく。
- (2) 複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。
- (3) 市は、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒態勢を速やかにとることを考慮する。
- (4) 複合災害発生時は、災害の全体像を俯瞰し対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

2 情報の収集・伝達体制の整備

- (1) 複合災害時には、市の災害対策本部等から得られる避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、関係機関で共有化が図られるよう情報共有に努める。
- (2) 市は、県とも連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。

- (3) 市は、県とも連携し、大規模自然災害発生後の原子力施設の状況に係る情報を早期に把握し、必要に応じ、異常の有無に係わらず、その結果を迅速に関係機関に連絡するとともに、公表する。
- (4) 市は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。
 - ア 地方公共団体の機関や派遣依頼により救助活動等を実施している者
派遣部隊の指揮系統を通じて、情報を提供する。その際、伝達に要する時間を考慮するとともに、情報の欠落や誤報等の防止に留意する。
 - イ ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動等に当たっている者
広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線(車載型、携帯型)、携帯電話等を活用することに留意する。
- (5) 複合災害時において、市は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

3 避難・退避体制の整備

- (1) 市は、複合災害時でも適切に避難活動が行えるよう、避難計画において、避難路となる道路の被災や放射性物質の放出までの時間等を考慮した対策をあらかじめ検討する。
- (2) 複合災害時には、避難指示や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、県等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。
- (3) 市は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。
- (4) 市は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。

第3 複合災害に関する防災活動

1 訓練の実施

市及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

2 複合災害に関する知識の普及啓発

市は、原子力災害を含む複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第25節 災害廃棄物対策

(主な実施機関：生活環境課)

第1 目的

大規模な地震災害発生後、大量に発生する災害廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や倒壊物・落下物等による障害物は、市民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、市及び関係機関は、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。

第2 処理体制

1 市の役割

市は、円滑かつ迅速に災害応急対策を推進するため、あらかじめ災害廃棄物処理計画を策定するとともに、廃棄物処理施設の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

2 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物を自らの責任において回収し、適正に処理するための体制を整備する。

第3 主な措置内容

市及び仙南地域広域行政事務組合は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

1 緊急出動体制の整備

- (1) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うこと。
- (2) 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備すること。
- (3) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討すること。

2 災害時における応急体制の確保

- (1) 仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定すること。
- (2) し尿・生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること。
- (3) 広域的な市町村等との協力・応援体制を整備すること。

3 避難所の生活環境の確保

- (1) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行う。
- (2) (1)の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

なお、非常用マンホールトイレの状況は、資料編2-21-1のとおりである。

第3章 災害応急対策

本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定のもとに作成している。

そのなかで被害を最小限とするための対応のあり方を検討しているが、当初の条件を越える災害の発生に対しては、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、各々の職掌において柔軟に対応し、最善の応急策を講じる必要がある。

第1節 情報の収集・伝達

(主な実施機関：防災安全班、市民班、保健福祉班、生涯学習班、財政班、農林振興班、
商工観光班、都市整備班、建築住宅班、上下水道部、教育総務班、生活環境班、
総務班)

第1 目的

大規模な地震が発生した直後に円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害・被害に関する情報を迅速かつ的確に収集し、把握する体制を整える。

第2 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオで放送する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。なお、緊急地震速報(警報)のうち震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

仙台管区气象台は、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に努める。

※ 緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間(数秒程度)がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源付近では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

2 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達するとともに、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

市は、総務省消防庁の全国瞬時警報システム(J-ALERT)を通じて受理した場合、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

3 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度又は長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

表 緊急速報発表時にとるべき行動

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第3 地震・津波情報

仙台管区気象台は、地震・津波情報を伝達する。これらの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知される。

1 情報の種類

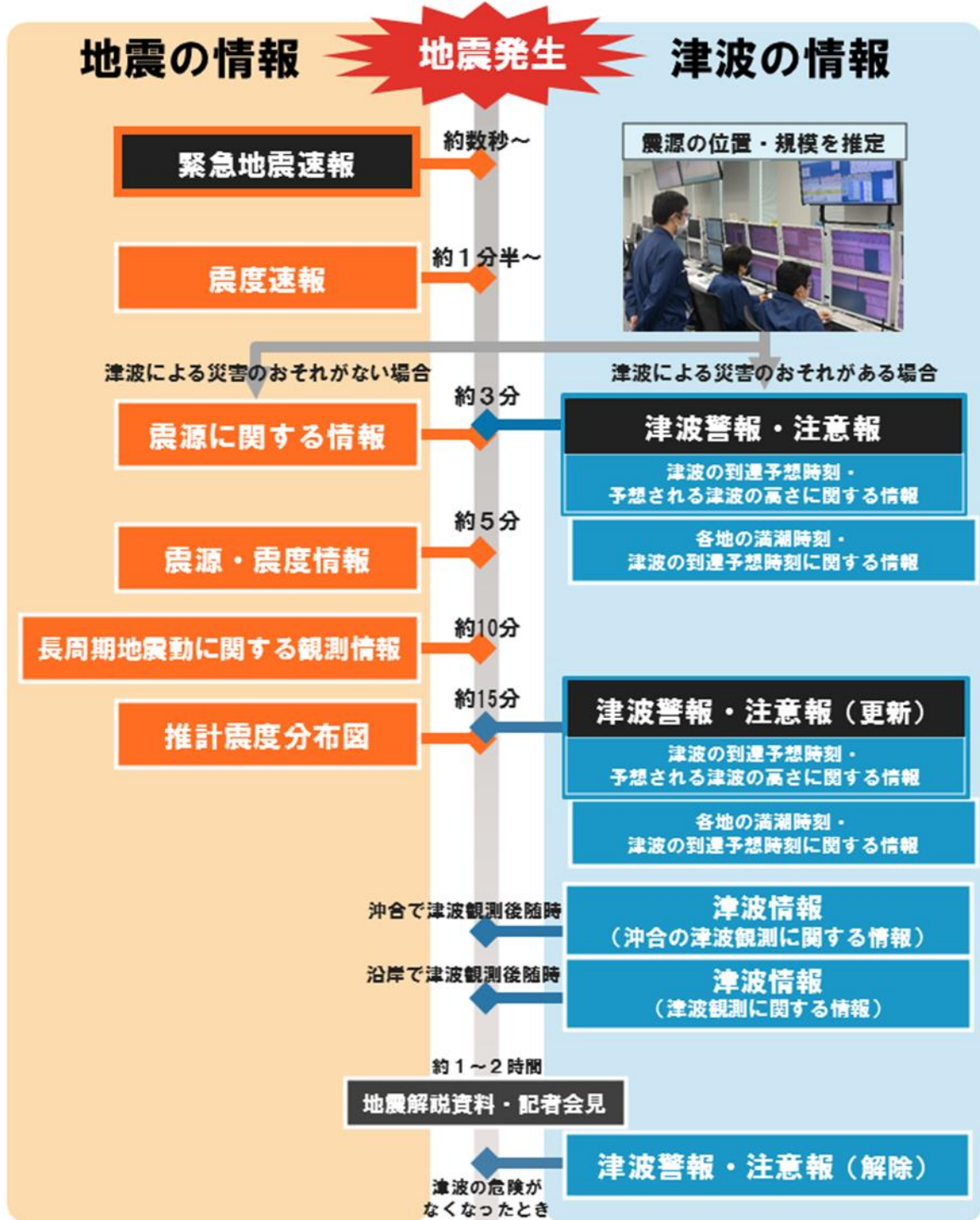
仙台管区気象台は、地震、津波に関する現象及び観測成果を内容とした地震情報を伝達する。

(1) 地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表。※ ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表

その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震度5弱以上 	観測した各地の震度データをもとに250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

地震及び津波に関する情報



注：津波の心配がない場合はその旨を地震の情報に記載する。

注：若干の海面変動が予想される場合は、地震の情報に記載すると共に「津波予報」を発表し、対象予報区を記載する。

(2) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時（遠地震による発表時除く） ・(担当地域で)震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	定期（毎月）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及びその地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

2 その他の情報等の発表

仙台管区気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。また、震度5強以上を観測する地震が発生した市町村では、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報（土砂災害）・大雨注意報及び土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。

第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報

1 情報発表条件

- (1) 北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで M_w （モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合に、情報が発表される。
- (2) 想定震源域の外側で M_w 7.0以上の地震が発生した場合は、地震の M_w に基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情報が発表される。

2 情報発表の流れ

気象庁において一定精度の M_w を推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。

3 情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容

- (1) 合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。
- (2) 防災対応の呼びかけ内容は、先発地震の被害状況等により変わる。

4 情報に関する留意事項

- (1) 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせする情報であるが、様々な留意事項がある。
- (2) 以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。
 - ア この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するということをお知らせするものではない。
 - イ 後発地震の発生可能性は、先発地震が起こってから時間が経つほど低くなる。
 - ウ 後発地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。
 - エ 後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなり、最大クラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなる。
 - オ M_w 8クラスの大規模地震は、後発地震への注意を促す情報が発表されていない状況で突発的に発生することが多い。

カ 最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある直下型の地震や、最大クラスの地震より発生確率が高い一回り小さいMw8クラスの地震等にも備える必要がある。

キ 情報発表の対象とする地震の発生エリア（北海道の根室沖から東北地方の三陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。

ク すでに発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないように配慮することが必要である。

第5 災害情報収集・体制

1 市職員

市長は、大規模な地震が発生したとき、災害情報の収集に万全を期すため、市職員による巡回等を行い情報把握にあたらせるとともに、地区ごとに情報調査連絡員を置き、地域の情報を収集する。

なお、職員の勤務時間外に災害が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

2 県等への連絡

防災安全班は、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害状況を伝達し、事後速やかにその旨を県に連絡する。

3 地区情報調査連絡員

各地区情報調査連絡員は、各行政区長の職にある者をもってあてる。

行政区については、資料編3-2-1のとおりである。

4 消防情報調査連絡員

消防機関の情報調査連絡員は、消防団分団長の職にある者をもってあてる。

消防団の区分については、資料編3-2-2のとおりである。

第6 災害情報等の収集・伝達

災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行い、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有して、被害規模の早期把握を行う。

1 地震発生直後の被害情報の収集・伝達

- (1) 市及び消防機関は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む)、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するとともに、119番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に報告する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害状況を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。

- (2) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県(外国人のうち、旅行者等、住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。

- (3) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。
- (4) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市、県及び指定地方公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市及び県に連絡する。また、市及び県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者等、要配慮者の有無の把握に努める。
- (5) 市及び防災関係機関等は、勤務時間外に地震が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

2 情報の収集

- (1) 市は、消防団等の防災行政無線により情報を収集するとともに、職員による巡回や自主防災組織等の地域住民を通じて得た情報を活用するとともに、県への報告を行う。

(2) 被害調査体制

市における被害状況の調査は、角田市災害対策本部運営要綱第7条(分掌業務)に基づき分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。角田市災害対策本部運営要綱は、資料編1-2-4のとおりである。

被害調査区分、調査担当責任者及び協力団体等は、次表のとおりである。

表 被害調査体制

番号	被害調査区分	調査担当責任者	協力団体等
1	被害状況の総括	防災安全班長	各班長 各地区情報調査連絡員 消防情報調査連絡員
2	人的被害（死者、行方不明者、負傷者）	市民班長	各地区情報調査連絡員
3	病院等医療施設の被害	保健福祉班長	各施設の長
4	社会福祉関係施設の被害		
5	児童福祉施設の被害		
6	市庁舎の被害	総務班長	
7	農林業及び関係施設の被害	農林振興班長	農協 森林組合・土地改良区 各地区情報調査連絡員
8	商工業、観光施設関係の被害	商工観光班長	商工会
9	公共土木施設、都市計画関係施設の被害	都市整備班長	各地区情報調査連絡員
10	市営住宅の被害	建築住宅班長	
11	下水道等の被害	上下水道部長	各地区情報調査連絡員
12	水道関係施設の被害		
13	児童生徒の被害、教育施設等の被害	教育総務班長	各施設の長
14	社会教育施設、社会体育施設、文化財の被害	生涯学習班長	各施設の長
15	交通機関等	まちづくり推進班長	各機関等の長
16	上記以外の被害で各班に属さない被害	総務班長	現地調査班

上記 16 の各班に属さない被害については、総務班長の指示の下で現地調査班を結成し、速やかに状況把握を行う。各班等は、総務班長の要請に基づき応援要員を速やかに派遣する。

また、調査担当責任者は調査結果を災害調査書にとりまとめ防災安全班に報告する。

(3) 調査要領

調査結果は、災害調査書にとりまとめるとともに、被害等の写真撮影を行う。災害調査書は、資料編 3-2-3 のとおりである。

3 情報の伝達

(1) 連絡担当及び連絡先

市が被害情報及び被害状況を伝達する場合、その伝達責任者と県の地方機関、その他の関係機関の連絡先及び責任者は、下表のとおりである。

なお、市と県の間においての情報伝達は、防災行政無線と衛星携帯電話を活用する。防災行政無線が使用できない場合は、非常通信ルート等を用いて対応する。

表 災害及び被害状況の連絡先

班(部)名	連絡責任者	連絡先名		
		機関名	電話番号	防災無線 電話番号
防災安全班	班長	角田警察署	0224-63-2211	—
		角田消防署	0224-63-1011	—
		大河原地方振興事務所	0224-53-3133	6-221-403
		県防災推進課	022-211-2375	6-220-8-2375
		東北電力ネットワーク(株) 白石電力センター	0224-26-1301	—
		東日本電信電話(株) 宮城事業部 仙南営業支店	0224-52-2331	—
		陸上自衛隊船岡駐屯地 第2施設団第3科	0224-55-2301	6-642-1
まちづくり 推進班	〃	阿武隈急行(株)	024-577-7132	—
都市整備班	〃	大河原土木事務所	0224-53-3135	6-221-506
		仙台河川国道事務所 角田出張所	0224-63-2315	—
		県都市計画課	022-211-3131	6-220-8-3131
建築住宅班	〃	県住宅課	022-211-3256	6-220-8-3256
		(災害時)県建築宅地課	022-211-3245	6-220-8-3245
農林振興班	〃	大河原農業改良普及センター	0224-53-3519	6-221-457
		大河原地方振興事務所	0224-53-3133	6-221-403
上下水道部	部長	仙南保健福祉事務所	0224-53-3115	6-221-305
		大河原土木事務所	0224-53-3135	6-221-506
保健福祉班	班長	仙南保健福祉事務所	0224-53-3115	6-221-305
教育総務班	〃	大河原教育事務所	0224-53-3926	6-221-562

4 災害情報等の交換

(1) 災害情報の種類

収集した災害情報は、逐次各関係機関に通報するとともに、情報を交換する。市及び防災関係機関が、相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。

- ア 災害に関連する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること
- イ 災害時において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること
- ウ 法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること
- エ その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項

(2) 災害情報等の相互交換体制

ア 市及び防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報共有を図るよう努める。

イ 市及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定める。

ウ 市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

エ 災害情報等の連絡系統は、次のフローのとおりである。

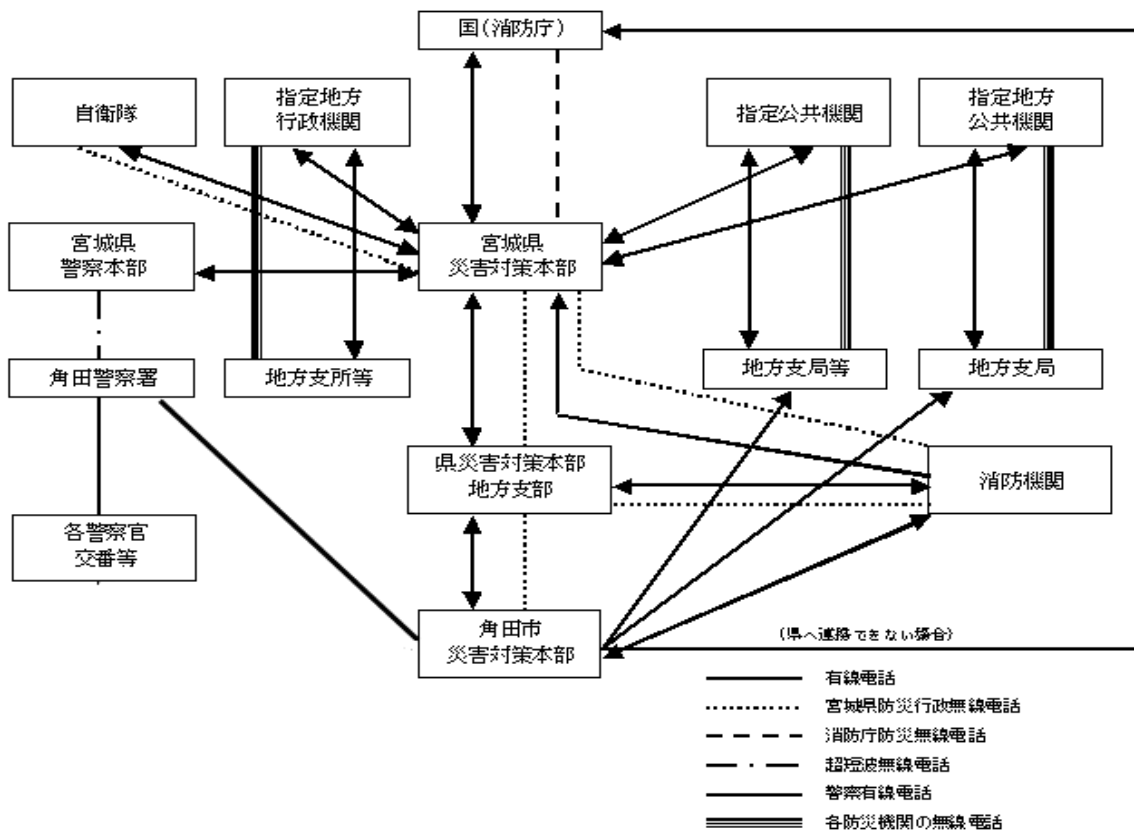


図 情報連絡系統図

第7 県への被害状況の報告

1 被害状況の報告

市長は、市町村被害状況報告要領に基づき、被害情報を収集し、速やかに県に報告する。
県に連絡できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害情報を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

消防庁：03-5253-5111

応急措置が完了した場合、県への最終的な災害確定報告は10日以内に、所定の様式にまとめた上報告する。

2 報告要領

原則として、宮城県総合防災情報システム（MIDORI）により報告する。
細部については、資料編3-2-3のとおりである。

第8 異常現象を発見した場合の通報

防災関係機関及び防災関係機関以外の者が、異常現象を発見した場合は、遅滞なくその旨を角田市長又は警察官に通報伝達する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。また、通報を受けた市長は、その旨を气象台その他関係機関に通報しなければならない。

- 1 地象に関する事項・・・異常音響及び地変
- 2 その他、災害が発生する恐れがある現象

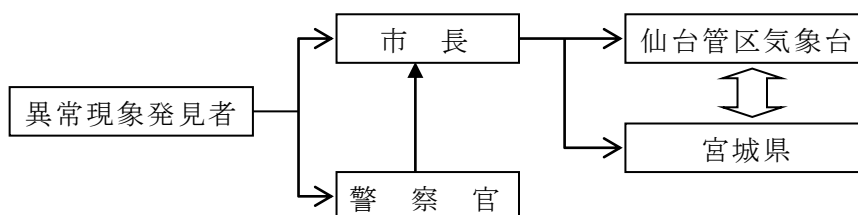


図 異常現象発生時の通報要領

第9 通信・放送施設の確保

大規模な地震が発生したとき、災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達、情報収集、情報提供を迅速かつ確実に実施できる通信手段を確保する。

1 市防災行政無線施設

- (1) 市は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、市防災行政無線等の通信手段を確保する。
- (2) 地震発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の応急復旧を行う。
- (3) 避難場所となった学校等と災害対策本部との通信手段の確保に努める。併せて、他機関及び他市町との通信手段の確保に努める。

2 各種通信施設の利用

(1) 電気通信設備^{*1}の優先的利用

市長は、災害に関する緊急通信が必要な場合、一時的には加入電話の通常の手続きにより通信を確保するが、設備の被害等により、その利用が制限される場合は、「非常・緊急電報」の取り扱いを受け、通信の優先利用を図る。

電気通信設備の優先的利用については、資料編 3-3-1 のとおりである。

※1 電気通信設備とは、有線、無線その他の電磁的方法により、符号、音響又は映像を送り、伝え又は受けるための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいう。

(2) 災害時優先電話^{*2}の利用

市長は、災害に関する緊急通信が必要な場合、一般の加入電話を利用し通信を確保するが、設備の被害等により、その利用が制限される場合は、あらかじめ災害時優先電話として登録されている電話を利用し通話の確保を図る。

※2 災害時優先電話とは、災害時の救助、復旧や公共の秩序を維持するため、法律に基づき NTT 東日本が特定の機関に設置した電話である。なお、災害が発生した場合は、この電話を発信専用電話とし利用すると効果がある。また、市役所及び市内の機関等に設置してある。

(3) 非常無線通信の利用

災害による非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、角田市防災行政無線、宮城県防災行政無線のほか次に掲げる無線通信施設を利用する。

無線通信局一覧及び民間無線局一覧については、資料編3-3-2のとおりである。

(4) 急使の派遣

災害により通信網が寸断され、通信が途絶した場合には、防災機関までの連絡、災害現場等への指示等は、被災状況に応じてバイク、自転車、徒歩等により急使を派遣して通信を確保する。

(5) 災害用伝言ダイヤル等

大規模な災害時においては、被災地への通信がふくそうした場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる災害用伝言ダイヤル(171)や携帯電話各社が提供している災害用伝言板等の利用について市民へ周知する。

(6) その他の通信連絡手段

大規模災害発生時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、各防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努めるものとし、必要に応じて相互に連携をとり通信手段を確保する。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

ア 携帯電話

イ (財)東北移動無線センターが運営しているMCA無線システム

ウ 東北地方非常通信協議会加入機関へ通信依頼

エ インターネット

オ 衛星携帯電話

カ 地域衛星通信ネットワーク

キ 避難所の特設公衆電話(無料)

第10 郵便関係の措置

1 郵便はがき等の交付

日本郵便(株)東北支社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で、収容施設(応急仮設住宅に収容する場合を除く)の供与又は被服、寝具その他生活必需品の給与又は賞与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡(ミニレター)1枚の範囲内で必要と認められる数量を交付する(角田郵便局に限る)。

2 料金の減免

被災の状況により、被災者(法人を除く)が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字郵便物については、料金を減免する。

3 取り扱い郵便局

取り扱う郵便局等については、決定次第周知する。

第2節 災害広報活動

(主な実施機関：総務班、財政班、保健福祉班、市民班)

第1 目的

市は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする防災気象情報、避難情報の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に提供する。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

第2 社会的混乱の防止

1 情報伝達・広報の実施

市は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。また、道路の通行止め箇所等、災害のリアルタイムの情報をホームページやSNS等で発信するよう努めるとともに、市職員間でリアルタイムの災害状況等の情報を共有できるよう努める。

2 住民等への対応

市は、住民等からの問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、市民相談窓口の開設等、適切な対応を行える体制を整備する。

第3 広報担当

市が行う災害広報に関する担当は、以下のとおりとする。

表 広報担当

広報担当区分	責任者	担当者	連絡方法
住民・被災者	総務班長	広報担当	広報車、電話、文書、FAX、口頭、インターネット（市ホームページ）、かくだ安全・安心メール、SNS等
報道機関			記者会見、電話、文書、FAX
防災関係機関			電話、防災無線電話、FAX、広報員の派遣、メール
庁内			庁内放送、庁内電話、文書、口頭

第4 災害広報の要領

- 1 市長は、防災関係機関及び報道機関と密接な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。
- 2 市の実施する広報は、すべて広報責任者（総務班長）に連絡する。
- 3 広報責任者は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、報告、記録等に供する写真の収集又は撮影を行う。
- 4 災害時の広報は、時間の経過とともに変化する住民のニーズや被災者を取り巻く状況に対応した情報を、その時点で活用できる広報手段を効果的に使い、住民等に対して的確に周知する。

第5 広報内容

市内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。

- 1 災害対策本部設置に関する事項
- 2 安否情報
- 3 被害区域及び被害状況に関する情報
- 4 避難情報・避難場所等に関する情報
- 5 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- 6 防疫に関する情報
- 7 地震、危険物等による二次災害防止に関する情報
- 8 ライフラインの被害状況に関する情報
- 9 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- 10 民心安定のための情報
- 11 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- 12 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- 13 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- 14 被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- 15 自主防災組織に対する活動実施要請
- 16 出火防止等地震発生時の注意の呼びかけ
- 17 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- 18 相談窓口の設置に関する情報
- 19 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報
- 20 市のホームページの掲載による情報
- 21 ボランティアの受入れ情報
- 22 遺体の安置場所、死亡手続き等の情報
- 23 市内各施設の復旧状況
- 24 災害ごみの処理に関する情報
- 25 その他必要情報

第6 広報実施方法

広報活動は、あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者（一般・高齢者・障害者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

1 広報手段

- (1) 広報車による巡回広報
- (2) テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じての広報
- (3) 掲示板等、広報紙による広報
- (4) チラシ、パンフレットによる広報
- (5) 避難所への広報班の派遣
- (6) 行政区長や自主防災組織を通じての連絡
- (7) 携帯メールや緊急速報メール
- (8) 市ホームページ、安全安心メールによる広報
- (9) CATV、コミュニティFM放送等への情報提供
- (10) 臨時災害放送局の開設
- (11) Lアラート(災害情報共有システム)による広報
- (12) 口頭、文書による連絡

2 要配慮者への広報

- (1) 行政区長、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、在宅の障害者や高齢者等に対し口頭で連絡するとともに、広報紙を配布する。
- (2) 視聴覚障害者には、口頭で連絡するとともに、点字、音声コード等による情報の提供を行う。
- (3) 外国人に対しては、通訳のできるボランティア等の協力を得て、主要な外国語による広報紙等の翻訳を行い、広報に努める。

第7 報道機関への発表

報道機関への発表は、次のとおりとする。

- 1 災害対策本部長又は副本部長が記者会見し、状況について発表する。発表の主な内容は以下のとおりとする。
 - (1) 被害発生場所及び発生日時
 - (2) 被害状況
 - (3) 応急対策の状況
 - (4) 市民に対する避難指示の状況
 - (5) その他必要事項
- 2 報道機関への発表資料は、総務班長がとりまとめる。
- 3 発表に際しては、日時、場所、目的等を事前に各報道機関に連絡する。

第8 広聴活動

1 相談窓口の設置

地震発生後速やかに、被災者等からの相談、問合せ、要望、苦情等に対応するため、総合的な窓口を設置する。

窓口を設置した場合には、速やかに広報車等により住民へ周知する。

2 広聴内容の処理

住民からの災害に関する要望事項は、直ちに所管課又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理を行う。

第9 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に係わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受けて加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることの無いように当該被災者の個人情報の管理を徹底するように努める。

第10 防災関係機関の広報

1 警察の広報

角田警察署は、関係機関と相互に協力し、次の事項等に関する広報活動を実施するとともに、報道機関の協力を得て災害広報を行う。

- (1) 災害区域及び被害状況
- (2) 避難誘導、救助活動及び緊急輸送ルート等通行路確保のための交通規制広報
- (3) 道路における危険防止及び円滑な交通に関する交通広報
- (4) 災害危険箇所及び危険物の所在、爆発予防等の二次災害の防止に関する防災広報
- (5) 被災地域及び避難場所等における犯罪予防広報

2 その他の機関

防災関係機関は、各々関係する情報について、住民の必要性に応じ積極的に広報活動を行う。必要事項については、随時、市災害対策本部と連絡を図る。

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第3節 防災活動体制

(主な実施機関：全部)

第1 目的

大規模な地震が発生した場合、市内の広い範囲で市民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、市、防災関係機関は、大規模地震を覚知したならば、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、角田市の組織及び職員の災害対策マニュアルに基づき体制を敷き、防災活動を行う。

また、復旧の過程で、これら本災害の後に発生が予想されるアウターライズ地震[※]や余震に対しても、同様に基本的な対応を求めるものである。

なお、災害応急段階において、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るように十分配慮する。

※ 「アウターライズ地震」・・・陸から見て海溝の外側(アウター)の海底の隆起している部分(ライズ)で発生する地震で、陸地での揺れは比較的小さいものの、併発する津波は大規模なものになりやすい

第2 初動対応の基本的考え方

市及び防災関係機関においては、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第3 実施責任者

市長は災害の状況に応じ配備体制を速やかに敷く。

各職員は、勤務時間内外を問わず事前に定められた基準と役割に応じ配置につく。

第4 市の活動

1 配備体制

市内に相当震度以上を観測する地震が発生した場合、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。また、災害対策本部設置に至らない場合であっても（特別）警戒本部の設置、あるいは警戒配備体制を敷く。その際、県と一体となった体制が整うよう配慮する。

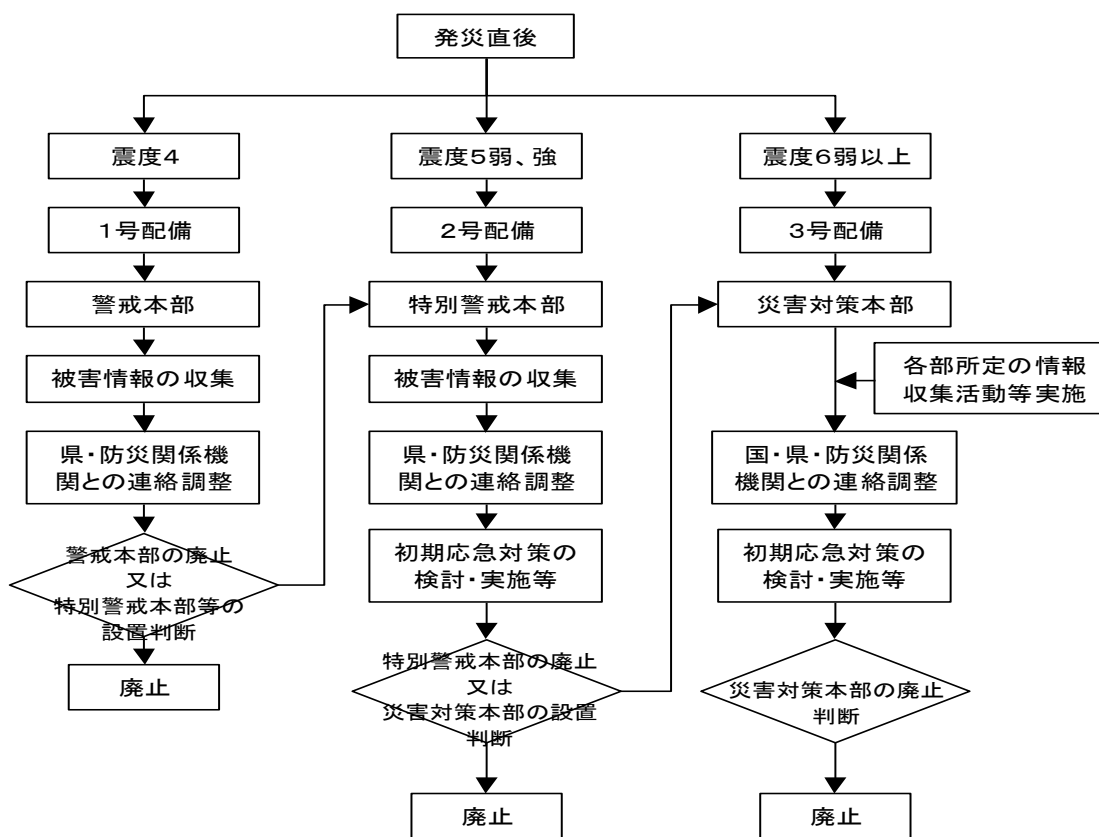


図 初動体制フロー

表 非常配備に関する基準

種別	配備	配備時期	配備内容	配備該当者
警戒本部	1号配備	1 市内で震度4を観測する地震が発生したとき。 2 その他市長が必要と認められたとき。	関係する部の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡並びに応急対策を実施し、状況により特別警戒本部に移行できる態勢とする。	危機管理監、副危機管理監、総務部長、市民福祉部長、産業建設部長、上下水道事業所長及び各部の所属部員で必要人員
特別警戒本部	2号配備	1 市内で震度5弱又は5強の地震を観測したとき。 2 その他市長が必要と認められたとき。	関係する部の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡並びに応急対策を実施し、状況により災害対策本部へ移行できる態勢とする。	危機管理監、副危機管理監、各部長各部の所属部員で必要人員
災害対策本部	3号配備	1 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。 2 災害救助法適用の甚大な被害を受けたとき。 3 その他市長が必要と認められたとき。	所要人員の全員をもって当たるもので、直ちに活動できる完全な態勢とする。	各部の所属職員全員

備考 週休日、休日及び時間外の配備は次のとおりである。

- 1 市内で震度4の地震発生が発表されたときは、1号配備の配備該当者は、被害情報等の収集に努めるものとする。
- 2 1号配備に示す地震震度が発表されたときは、1号配備の配備該当者は、被害情報等の収集及び被害状況に応じた応急災害対策に従事するものとする。
- 3 2号配備及び3号配備に示す地震震度が発表されたときは、配備該当者は、市長の指令を待たずにそれぞれの部署につき各災害業務に従事するものとする。

(1) 警戒本部

市内で震度4を観測する地震が発生したとき、関係する部の所要人員で、災害に関する情報収集、連絡、応急対策を実施し、状況により特別警戒本部に移行できる態勢とする。警戒本部の組織構成、処置事項等は、角田市災害対策本部運営要綱に準じ、配備は1号配備を敷く。

(2) 特別警戒本部

市内で震度5弱、5強を観測する地震が発生したとき、関係する部の所要人員で、災害に関する情報収集、連絡、応急対策を実施し、状況により災害対策本部に移行できる態勢とする。配備は角田市災害対策本部運営要綱に準じ2号配備を敷く。

(3) 災害対策本部

市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき、災害救助法適用の甚大な被害を受けたとき、所要人員の全員をもって当たるもので、直ちに活動できる完全な態勢とする。市長は、災害対策基本法第23条に規定される災害対策本部を角田市災害対策本部条例及び角田市災害対策本部運営要綱等に基づき設置し、3号配備を敷く。

(4) 現地災害対策本部

局地的かつ特に甚大な被害が発生した場合、又は発生するおそれがあり、本部長が特に必要と認めた場合には、災害対策本部に現地災害対策本部を設置する。

2 活動体制

(1) 組織、配備体制

市は、災害応急対策を遂行するため、地震災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について、角田市災害対策本部運営要綱第8条の規定により動員する。

その際、市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、全庁をあげた体制の構築に努める。

また、市は、県と一体となった体制がとれるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図るとともに、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ地震規模等に応じた登庁者等について定めておく。

(2) 災害救助法が適用された場合の体制

市は災害救助法が適用された場合、知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

(3) 市町村間の応援協定

市町村間で応援協定を締結している場合、必要に応じて応援要請等を行う。

3 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部が実施する主な所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- (2) 住民の不安を除くために必要な広報
- (3) 消防、水防その他応急措置
- (4) 被災者の救助、救護、その他の保護
- (5) 施設、設備の応急復旧
- (6) 防疫その他の保健衛生
- (7) 避難情報の発令
- (8) 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- (9) 県災害対策本部への報告、要請
- (10) 県災害対策本部との災害応急対策関連事項についての連携
- (11) 自主防災組織との連携及び指導
- (12) その他必要な災害応急対策の実施

4 代理順位

市長不在の場合は、次の代理順位に基づいて代理者が災害対策本部を運営する。

表 災害対策本部の代理順位

代理順位	代理者
第1順位	副市長
第2順位	総務部長
第3順位	市民福祉部長

第5 警察の活動

角田警察署は、地震による重大な災害時には、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被災者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。また、市が設置した災害対策本部に職員を派遣し、被害情報、活動状況等の情報交換、活動状況等の検討を行う。

角田警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第6 消防機関の活動

仙南地域広域行政事務組合消防本部消防庁は、非常招集の規定等に基づき消防職員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに被害情報の収集活動、被災者等の救出・救助活動等所要の活動を行う。

1 仙南地域広域行政事務組合消防本部の活動

消防本部は、地震災害等に関する情報を迅速かつ正確に収集し、市災害対策本部及び警察署等関係機関と相互に連絡をとり、効果的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、原則として仙南地域広域行政事務組合消防本部の常備消防と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

3 水防団体の活動

水防団は、水害が発生した場合、原則として設置主体である水防管理団体の管理者の指揮下に入り、常備消防と協力して、各種通報、避難誘導等の活動を行う。

第7 防災関係機関の活動

防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、関係職員を呼集し速やかに災害対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社(本部)、関係者等にも情報提供、応援要請を行う等、迅速かつ広範な活動体制を敷く。

第8 県との連携

市は、県による現地災害対策本部が設置された際には、現地災害対策本部との連携を密にして円滑な応急対策を推進する。

また、様々な災害の様態に的確に対応するため、県をはじめとする他関係機関とも積極的に連携をとる等情報の共有化に努める。

第9 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部等が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。災害対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

第4節 相互応援活動

(主な実施機関：総務班、防災安全班)

第1 目的

大規模地震災害時において、市のみでの災害応急対応が困難となる場合は、県外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期す。

第2 市町村間の相互応援活動

1 他の市町村長に対する応援の要請

市長は、応急対策を実施するために、必要と認めたときは、他の市町村長に対し応援を求める。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

(1) 個別相互応援協定

災害時に係る相互の応援協定等を締結している市町村においては、当該協定等に基づく応援要請及び応援活動を実施する。

(2) 県内全市町村間の相互応援協定(災害時における宮城県市町村相互応援協定)

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整し必要な応援を行う。

ただし、県と調整するいとまがないと応援市町村長が認められる場合は、活動実施後に県に報告する。

2 県への情報伝達

市が、応急対策を実施する際に、他の市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨連絡する。

3 応援体制の確保

県内で大規模地震災害が発生した場合、被災市町村に対する応援が必要となる場合があることから、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

第3 職員の派遣の要請

1 職員の派遣の要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長並びに知事及び他の市町村長に対し、職員の派遣を要請することができる。

職員の派遣の要請は、次の事項を記載した文書により行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 派遣職員の身分等

派遣職員の身分、給与等については、災害対策基本法その他法令に定める場合を除くほか、関係機関がその都度協議し決定する。

第4 防災関係機関の応援協力

仙南2市7町における防災関係機関の相互応援協力が円滑に行われるようにするため、次の連絡先責任者を定めておく。

表 関係機関の連絡先責任者

機 関 名	連絡先責任者	電話番号
白石市	危機管理課長	0224-22-1452
柴田町	総務課長	0224-55-2111
村田町	〃	0224-83-2111
大河原町	〃	0224-53-2111
川崎町	〃	0224-84-2111
丸森町	〃	0224-72-2111
蔵王町	〃	0224-33-2211
七ヶ宿町	〃	0224-37-2111
角田警察署	警備課長	0224-63-2211
角田消防署	署 長	0224-63-1011

第5 消防機関の相互応援活動

大規模な地震災害により、仙南地域広域行政事務組合消防本部の消防力のみでは災害の防衛が困難な場合には、市長は災害の態様、動向等を的確に判断し、県下の他の消防機関に対して宮城県広域消防相互応援協定その他の相互応援協定に基づき応援要請を速やかに行う。宮城県広域消防相互応援協定は、「宮城県広域消防応援基本計画」（平成31年4月1日改正）の定めるところによる。

その他の消防相互応援協定に基づく要請にあたっては、それぞれの実施要領によるものとする。

第6 緊急消防援助隊への応援要請及び受入れ

市長は、災害の状況及び仙南地域広域行政事務組合消防本部の消防力を考慮し、大規模な消防応援等が必要であると判断した場合は、知事に対し「緊急消防援助隊」の応援を要請する。

応援要請は、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」の定めるところによる。

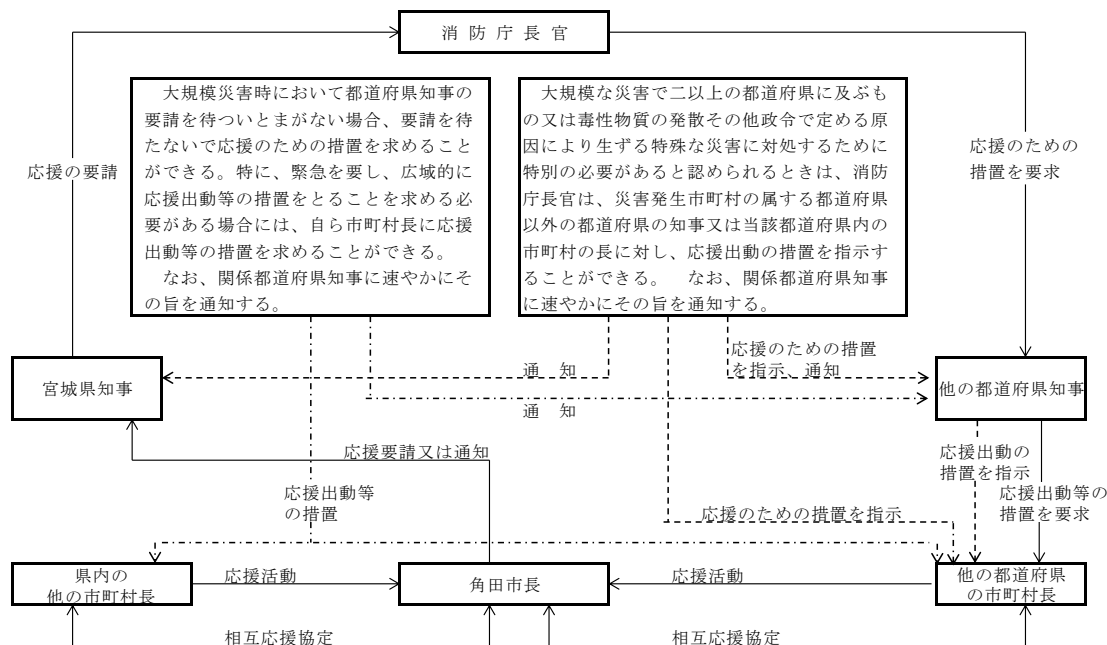


図 大規模な地震災害時における緊急の広域消防応援体制図

第7 広域的な応援体制

市は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

第8 受入れ体制の確保

市は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入れ体制を整備する。

また、市は、広域応援部隊に対し、ヘリコプター臨時離着陸場や広域防災活動拠点等に関する情報を提供する。

第9 他県等への応援体制

市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。なお、応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため派遣職員の健康管理やマスク着用を徹底するものとする。

また、災害時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。

第5節 災害救助法の適用

(主な実施機関：保健福祉班)

第1 目的

大規模地震災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民等の協力の下に、応急的に食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

第2 実施責任者

- 1 市長は、災害が災害救助法（昭和22年法律第118号、以下当節において「法」という。）の適用基準に該当し、又は該当する見込みであるとき、知事に対し災害救助法の適用を要請する。
- 2 知事は、市長の要請に基づき被害状況等を確認し、厚生労働大臣と協議して必要があると認めるときは災害救助法を適用し、速やかに市長へ連絡する。
- 3 災害救助法の実施は、知事が行うが、迅速な救助の必要性が認められる場合は、事務の一部が市長に委任される。ただし、救助及び災害の事態が急迫しており、知事による救助の実施又は事務の委任を待つことができないときの救助の実施は市長が行う。
- 4 福祉班は、災害救助法に基づく救助事務を行い、知事の救助の実施に協力する。

第3 災害救助法の適用

法による救助は、市の区域単位に、原則として同一原因の災害による市の災害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

1 災害救助法の適用基準

本市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

- (1) 市の滅失世帯数が50世帯以上のとき。

※ 滅失世帯は、全壊（焼）、流失等により住家が滅失した世帯をいい、住家が半壊（焼）する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ1滅失世帯とみなす。

(参考) 角田市の人口 27,976人 (令和2年10月1日国勢調査)
〃 世帯 10,276世帯 (〃)

- (2) 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が2,000世帯以上に達したときで、かつ、市内の滅失世帯数が25世帯以上に達したとき。
- (3) 県の区域内の被害世帯数が9,000世帯以上であって、市内の被害世帯数が多数であること。(市の被害状況が特に救助を要する状態であること。)または、災害が隔離した地域に発生したものである等、災害に見舞われた者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであるとき。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。
ア 多数の者が避難して、継続的に援助を必要とする場合。
イ 食品の給与等に特殊の補給方法又は救出に特殊の技術を必要とする場合。
- (5) 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがあるとき。

2 災害救助法の適用手続

法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第23条に規定する救助を実施するときに開始される。

原則…災害発生日＝救助の開始日＝公示日

- 例外…(1) 長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合
災害発生日＝被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日
(2) 被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合
公示日＝被害等が判明した日

市長は、市内における災害の程度が災害救助法の基準に該当し、又は該当する見込みがある場合には、直ちに知事に対して被害状況を迅速、かつ、的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。

県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに市に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、救助の実施を市長に委任する。

3 救助の種類

救助の種類は、避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、被災者の救出、被災した住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の搜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償。(昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」最終改正令和4年6月14日)

救助の種類は、資料編3-8-1のとおりである。

第4 救助の実施の委任

知事は、法第13条の規定に基づき、下記の救助の実施を市(救助実施市(法第2条の2第1項に定める市。以下同じ)を除く。)長に委任することができる。

市長は、同法施行令第17条の規定に基づき知事から委任を受けた場合は、当該事務を行わなければならない。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 学用品の給与
- 8 埋葬
- 9 死体の捜索及び処理
- 10 障害物の除去
- 11 応急救助のための輸送
- 12 応急救助のための賃金職員雇上費

【災害の規模に応じた救助の実施者に係る区分】

救助の実施の委任に関し、より迅速な災害対策を行うため、原則として表のとおり救助の実施者を定める。

ただし、災害毎の被災範囲や被災場所(市の行政機能が損なわれるような状況)等を勘案し、県と市とが協議した上で、実施者及び救助の種類を決定することができる。

表 災害の規模に応じた救助の実施者

実施者		救助の種類
局地災害の場合	市	全ての救助 (県から即時に委任(法第13条1項))
	県	—
広域災害の場合	市	県及び仙台市が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任(法第13条1項))
	県	仙台市を除く区域の応急仮設住宅の供与

※ 広域災害の場合において、県が実施する「応急仮設住宅の供与」については、広域的な調整が整った後は、市へ委任することができる。

第6節 自衛隊の災害派遣

(主な実施機関：防災安全班)

第1 目的

地震災害に際し、人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、知事等は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、その事態が緊急性を有し、人命・身体及び財産の救護を必要とする場合を原則とし、かつ他の機関では対応が不十分であると判断される場合とする。

- 1 災害の発生による人命及び財産の保護が必要と認められるとき。
- 2 給水支援。(緊急を要し、他に適当な手段がないとき。)
- 3 事故車両の引き上げ。(直接人命に影響しているとき。)
- 4 病人、薬等の緊急輸送。(緊急を要し、かつ、他に手段がないとき。)
- 5 遭難事故の救出。(緊急を要し、かつ、他に手段がないとき。)
- 6 大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫。
- 7 交通路上の障害物の排除。(放置すれば人命又は財産に影響すると考えられるとき。)
- 8 その他知事等が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。

第3 災害派遣の基準及び要請の手続き

1 要請による派遣

市長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請をするよう求めることができる。この場合、市長はその旨及び当該市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

また、市長は速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

この場合、市長等は速やかに県知事等にその旨を通知しなければならない。

2 自衛隊の自主派遣

地震災害時において、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ時間的な猶予がない場合、自衛隊指定部隊の長は要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

その場合の判断基準は、資料編3-9-1のとおりとする。

3 要請の手続き

市長は、自衛隊の派遣要請を行うことを決定したときは、次の事項を明らかにした文書により、知事へ要請を依頼する。自衛隊災害派遣要請書及び撤収要請書は、資料編3-9-2のとおりである。

ただし、緊急の場合は、口頭又は電話若しくは電信により要請を行う。この場合、その後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備、派遣を要望する人員、車両、航空機の概要等）

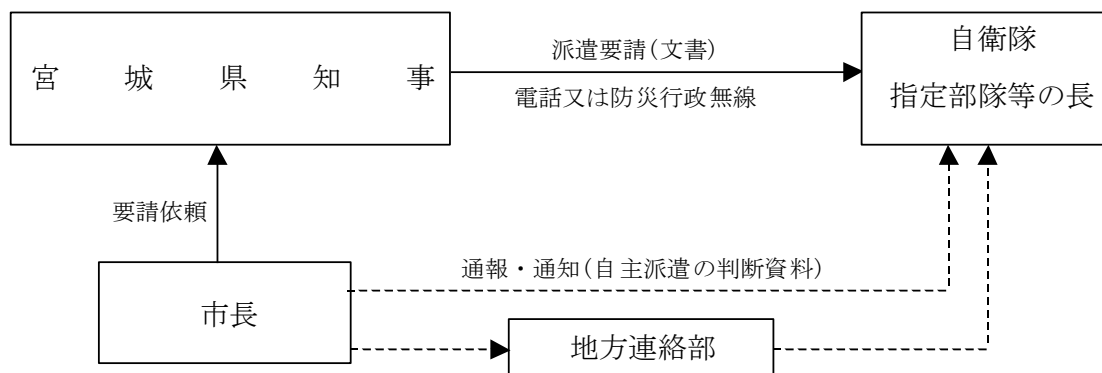


図 派遣要請系統図

第4 自衛隊の連絡幹部等との連絡

大規模な地震災害が発生し、災害対策本部を設置した場合、自衛隊から派遣される連絡幹部等を災害対策本部に受入れ、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保し、災害対処に必要な情報交換等を行う。

第5 派遣部隊の活動内容

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を基準として、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

災害派遣時に実施する救援活動及び災害派遣時等の権限は、資料編3-9-3のとおりである。

第6 派遣部隊の受入れ体制

災害派遣が決定・実行された場合、派遣を受ける市長は、速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入れ体制を整備する。

1 連絡調整者の指定

市長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のための担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

2 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

3 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。

4 作業内容の調整

市長及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

また、各防災関係機関の長は、状況に応じた的確な分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）での派遣要請を行うように努めるとともに、必要な資機材の準備、及び施設の使用に際しての管理者との調整を行う。

5 駐車地区、臨時ヘリポートの設定

(1) 車両駐車場

車両駐車場は資料編3-9-4のとおりとする。このほか、被災状況等に応じて車両駐車に可能な用地を指定する。

(2) 臨時ヘリポート

市のヘリポートは、本章「第10節 交通・輸送活動」による。また、ヘリポートの設置について、資料編3-9-5の事項に留意する。

第7 派遣部隊の撤収

- 1 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、市長は、民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事に要請する。
- 2 撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請（提出）する。自衛隊災害派遣要請書及び撤収要請書は、資料編3-9-2のとおりである。
- 3 災害派遣部隊の長は、知事から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事と調整の上、派遣部隊を撤収する。

第8 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた市が負担する。なお細部については、その都度災害派遣命令者と知事等が協議して定める。

- 1 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料
- 2 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- 4 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- 5 無作為による損害の補償
- 6 その他協議により決定したもの

第7節 救急・救助活動

(主な実施機関：防災安全班、保健福祉班、消防部)

第1 目的

大規模な地震が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、市、県、防災関係機関は、連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。

また、被害が多方面に広がることも予想されることから、自主防災組織、事業所、市民においても防災の基本理念に基づき自ら救急・救助活動に協力する。

第2 市の活動

- 1 市は、救急・救助を必要とする状況を把握し、要救助者が発生した場合、直ちに消防・警察機関等の協力を得ながら、速やかに捜索、救出活動を行う。また、これらの状況については、速やかに県に対し報告する。
- 2 市は、市民からの情報についても適宜関係機関に伝達し、人員、機材等の面で対応が不十分と思えるときは県等に速やかに連絡する。
- 3 市は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ、非常本部、現地対策本部等国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。
- 4 市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施する。

第3 警察の活動

- 1 警察は、救出・救助を必要とする者を発見した場合及び同様の通報等があった場合は、救助関係機関等と連携協力して救出・救助活動を行う。
- 2 警察は、被害状況に基づき、迅速に災害警備部隊を被災警察署等に出動させる。
- 3 警察は、警察署員及び応援部隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出・救助活動等を行う。

第4 消防機関の活動

大規模な地震災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防機関は、医療機関、(公社)宮城県医師会、日本赤十字社宮城県支部及び警察署等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

第5 救急・救助活動

1 救急活動

- (1) 市及び関係機関は、救命措置を必要とする傷病者を優先して医療機関に搬送し、その他軽度な傷病者は消防隊員、自主防災組織、地域住民等の協力を得て自主的な応急手当を依頼する。
- (2) 市及び関係機関は、救命措置を必要としている傷病者が多数いる場合は、医療関係機関と連絡を密にして、効率的な活動を行う。
- (3) 市及び関係機関は、重度傷病者等の搬送については、県防災ヘリコプター及びドクターヘリ等の有効活用を図る。

2 救助活動

- (1) 市及び関係機関は、災害の特殊性、危険性及び事故内容等を的確に判断し、安全かつ迅速に行う。
- (2) 市及び関係機関は、救命措置を必要とする人を優先して救出する。
- (3) 市及び関係機関は、救助を必要としている人が同時に多数いる場合は、多くの人命を救助できる事案を優先して、効果的な活動を行う。
- (4) 市及び関係機関は、救助活動人員に比較して、多数の要救助者がいる場合は、容易に救助できる人を優先し、短時間で少しでも多くの人を救助する。

3 救助資機材の調達

救助活動に必要な資機材は、市長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。

第6 住民及び自主防災組織等の活動

1 緊急救助活動の実施

住民及び自主防災組織等は、自らの担当、在住地区において建物倒壊、火災等による救急・救助の必要性を認識したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに、次の関係機関に連絡する。

2 人材、機材等の確保

住民及び自主防災組織等は、人員、機材等の面で対応が不十分と判断される場合、市等に速やかに連絡し、必要な人員、機材の確保に努める。

3 救急・救助活動への協力

住民及び自主防災組織等は、警察、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力するものとし、その他とるべき行動についても現地の警察官、消防吏員の指示を仰ぐ。

緊急救助活動の連絡先は、資料編3-10-1のとおりである。

第7 災害救助法による救出の実施

1 救出対象者

(1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

- ア 倒壊家屋に取り残されたような状態にある者
- イ 地すべり、がけ崩れ等により、生き埋めになったような状態の者
- ウ 火災の際に火中に取り残されたような状態にある者

(2) 災害のために、生死不明の状態にある者

- ア 行方不明の人で、諸般の情勢から生存していると推定される者
- イ 行方はわかっているが、生命があるかどうか明らかでない者

2 救出期間

災害発生の日から3日以内（4日以降は遺体の捜索として取扱う。）とする。ただし、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て救出期間を延長することができる。

3 費用

救出に関する費用は災害救助法に基づく範囲内とする。

第8 救急・救助活動への支援

市は、角田中央公園及び道の駅かくた等を警察機関・消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させる等、救急・救助活動への支援を行うよう努める。

第9 惨事ストレス対策

捜索、救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第10 感染症対策

捜索、救急・救助活動を実施する救助機関は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第11 救助・救急用資機材の整備

市、県、国及び救助・救急関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

第8節 医療救護活動

(主な実施機関：保健福祉班)

第1 目的

大規模な地震災害の発生時には、同時に多数の負傷者等が発生し、迅速な医療救護が要求されるため、市及び防災関係機関は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

第2 実施体制

1 医療救護担当部門の設置

- (1) 市は、必要に応じて、災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設ける。通信手段の状況を把握し、可能な手段で関係機関との連絡に努める。
- (2) 医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、市医師会等に医療救護班の派遣を要請する。
- (3) 医療救護活動に関して、市のみでは十分な対応ができない場合等には、速やかに隣接市町及び県に協力を求める。

2 救護所の設置

- (1) 市は、施設の被災状況や多数の傷病者により医療機関での対応が十分にできない場合等には、救護所を設置・運営する。
救護所の設置予定場所は、資料編3-11-1のとおりである。
- (2) 市は、設置した医療救護所の場所を、市の実情に応じた適切な方法で住民に周知する。
- (3) 救護所での医療救護は、地域の医療機能の回復とともに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置・運営を検討する。
なお、救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該場所を広報車等を使用して地域住民に周知する。
- (4) 医療救護所で医薬品等の管理等を行う薬剤師の派遣について、市医師会や仙南地区薬剤師会とあらかじめ協議するよう努める。

3 救護所等で対応できない場合の対策

(1) 負傷者の搬送

救護所では対応できない患者や、病院が被災したため継続して治療を受けることができない入院患者は、緊急を要する者から被災を免れた近隣市町の医療機関に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

患者の搬送は、救急車及び市所有車両をもって行うが、必要により市内関係機関の車両を調達し行う。なお、道路状況又は緊急を要する場合等、状況によって県に防災ヘリコプターの要請あるいは自衛隊の派遣要請を行う。

(2) 災害拠点病院における医療救護

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療については、災害拠点病院である公立刈田総合病院、みやぎ県南中核病院に搬送して行う。

第3 情報の収集及び提供

1 情報収集

保健救護班は、的確な医療救護活動を行うため、市内の医療機関等と連絡をとり、施設の災害状況、被災地における人的被害状況、医療ニーズ等について情報を収集する。

2 住民への情報提供

保健救護班は、収集した市内の医療施設等の被害状況及び医療救護の活動状況等を広報担当の企画班に報告し、広報車等により地域住民に提供する。

第4 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制

1 宮城DMAT指定病院

- (1) 宮城DMAT指定病院は、待機要請を受けたときは、宮城DMATを待機させる。
- (2) 宮城DMAT指定病院は、県から「宮城DMATの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、宮城DMATを出動させる。
- (3) 宮城DMAT指定病院は、緊急やむを得ない場合には、地域の消防機関等からの情報あるいは要請に基づき、宮城DMATを出動させる。

この場合、宮城DMATを出動させた旨を速やかに県に報告し、その承認を得る。

(4) DMATの活動内容

- ア 被災状況等に関する情報の収集と伝達、傷病者のトリアージ、救急医療等
- イ 広域医療搬送
- ウ 被災地の病院支援
- エ その他必要な事項

2 災害拠点病院

- (1) 災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

(2) 医療救護班の業務内容

- ア 傷病者のトリアージ、応急処置
- イ 重傷者の後方病院への搬送手続き
- ウ 救護所等における診療
- エ 被災地の病院支援
- オ その他必要な事項

- (3) 医療救護班は、派遣された救護所、病院等であらかじめ定められたルールに従って、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎを行う。

- (4) 災害拠点病院は、他のDMAT及び医療救護班の受入れを行う。

3 公的病院等

- (1) 公的病院等は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

- (2) 公的病院等は、他のDMAT及び医療救護班の受入れを行う。

第5 災害時後方医療体制

- 1 医療機関又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院に搬送し、治療を行う。
- 2 災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。
- 3 市は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、県内の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送を実施する。

第6 救急患者等の搬送体制

1 搬送者及び搬送先の選定

搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状況等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。

2 搬送の実施

災害時後方支援病院で治療する必要のある患者を搬送するときは、市又は県に要請する。原則として、被災現場から医療施設または救護所までの搬送は市が、医療施設または救護所から災害後方支援病院までの搬送については、県及び市が対応する。

第7 医薬品等の調達

- 1 医療施設の管理者及び救護所の責任者等は、医薬品等に不足が生じた場合、市災害対策本部等に調達を要請する。
- 2 市災害対策本部は、医療施設又は救護所等から医薬品等の要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。市において調達できない場合は、仙南地域災害医療調整本部に要請する。

第8 在宅要医療患者の医療救護体制

- 1 市は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。
- 2 市は、医療機関での治療継続が必要な場合は、市内の医療機関若しくは県災害医療本部へ調整を依頼する。
- 3 市は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受入れの調整や資機材の支援等により、透析医療の確保に努める。
- 4 医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて市災害対策本部に提供する。

第9 災害救助法における実施基準

1 医療

(1) 対象者

災害時の医療は、応急的な医療を必要とする状態にあるにも関わらず、災害のため医療の途を失った人を対象とする。

(2) 医療の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(3) 期間

災害発生の日から、原則として14日以内とする。ただし、特殊事情から14日を超えて実施しなければならない場合は、事前に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で期間を延長することができる。

2 助産

(1) 対象者

災害時の助産は、災害発生の日の前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った人を対象とする。

(2) 助産の範囲

- ア 分べん介助
- イ 分べん前後の処置
- ウ 衛生材料の給付等

(3) 期間

分べんした日から、7日以内とする。ただし、医療と同様に延長することができる。

第10 専門的な医療を要する患者対策

市は、スモン、ベーチェット病、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス等の難病患者、人工透析患者等、専門的な医療を必要とする患者に対する災害時の医療を確保するため、県より必要な指導・助言・その他の支援を得て、専門的な医療を必要とする患者の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品の確保及び医療情報の提供に努める。

第11 医療機関の状況

市内の医療機関は、資料編3-11-2のとおりである。

第9節 消火活動

(主な実施機関：消防署、消防部)

第1 目的

大規模な地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて、延焼拡大防止措置や消火活動を行う。

角田市消防団は、消防本部、災害対策本部及び地域住民と連携協力し、消防活動を行う。また、住民及び事業所等は、火災発生時には消防署、消防団、市役所へ通報するとともに、安全に配慮しつつ初期消火活動及び救出救護活動を行うよう努める。

第2 地震発生時の組織体制

1 組織

消防組織は、消防本部、消防署及び消防団をもって組織し、災害発生時に相互の連絡を密にし、有機的に活動を行う。

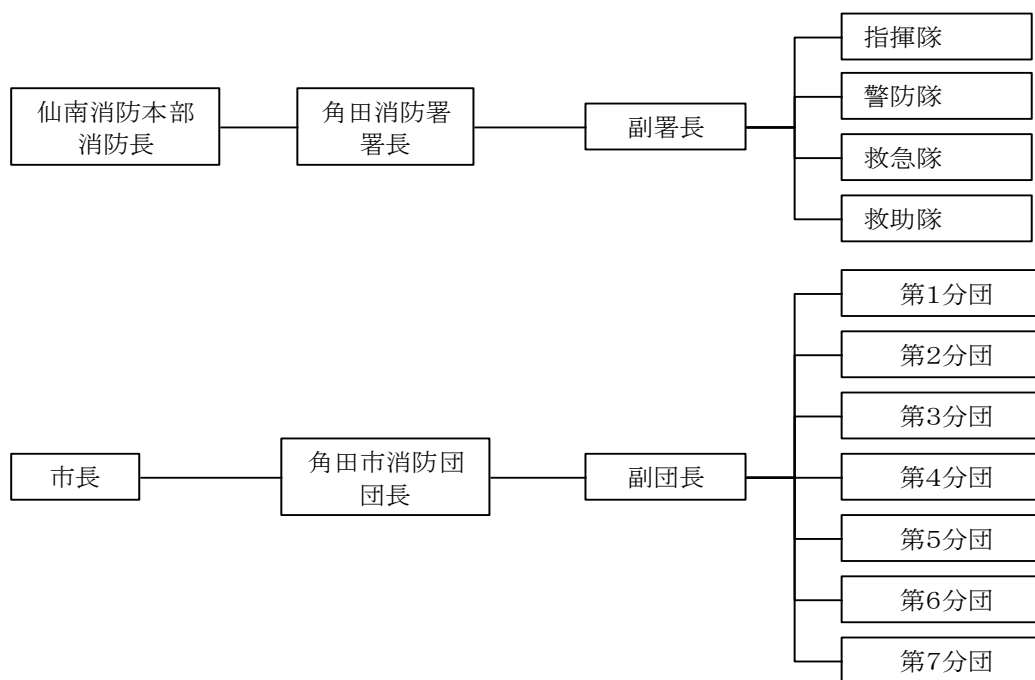


図 消防組織図

2 動員体制

消防職員、消防団員は、市内に震度5弱以上を観測する地震が発生した場合、又は地震による被害の発生が予想される場合は、直ちに所定の場所に参集する。

3 初動活動

(1) 仙南消防本部

仙南消防本部は、本章「第1節 情報の収集・伝達」に基づき情報収集にあたり、状況の把握と消防活動の方針・指揮命令の伝達を行う。

(2) 角田消防署

消防署及び通信施設の機能の確保、車両や消防資機材の確保を行うとともに、消防署周辺の情報を正確かつ速やかに収集し、消防活動体制を確立する。

第3 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により住民等に出火防止、初期消火の徹底及び延焼拡大防止について呼びかける。

1 震災時における消火活動の基本

消火活動にあたっては、火災の状況が消防力を下回るときは、先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

(1) 重要防ぎょ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

(2) 消火有効地域優先の原則

警防区域設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、火災有効地域を優先して消火活動を行う。

(3) 市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動にあたる。

ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救出を優先とした活動を行う。

(4) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防御上必要な消火活動を優先する。

2 火災現場活動の原則

(1) 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(2) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。

(3) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第4 市の対応

市は、速やかに市内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な地震災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。

第5 消防機関の活動

1 消防本部の活動

消防本部の長は、消防署及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、各消防機関で作成している「消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

(1) 初期における情報収集体制

地震発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

(2) 地震による火災の初期消火と延焼防止

地震による火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

(3) 道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

(4) 消防水利の確保

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、仙南地域広域行政事務組合消防本部の消防隊と協力して、以下の消火活動を行う。

(1) 出火警戒活動

災害の発生により火災発生が予想される場合は、地域住民に対して、出火警戒を呼びかける。

(2) 消火活動

出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

(3) 火災情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

(4) 避難誘導

避難情報が発令された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

第6 事業所の活動

1 火災が発生した場合の措置

- (1) 自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

2 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

第7 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行う。

1 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

第8 市民の活動

1 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

3 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

第9 被災地域以外からの応援

市は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第10節 交通・輸送活動

(主な実施機関：防災安全班、都市整備班、総務班、まちづくり推進班)

第1 目的

大規模な地震災害発生に際し、住民の生命の保全、生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要である。

緊急輸送活動は、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する人員、物資等の必要な輸送等を迅速かつ確実に行うため、防災関係機関と密接な連携を保ちながら緊急輸送道路を確保し、輸送を実施する。また、角田市防災・減災構想及び宮城県道路整備プログラムに基づき、優先順位をつけ緊急輸送道路の整備に努めるとともに、現在の資源の長寿命化を図るため、適切な維持管理に努める。

第2 交通の規制・確保

災害発生時において、被災者の避難・救出・救護、救援物資及び応急対策実施に必要な人員・資機材の輸送等を安全かつ円滑に行うため、一般車両の通行禁止等の交通規制を実施し、使用可能な交通・輸送ルートを確保する。

1 実施責任者

- (1) 市長は、交通の規制・確保等の措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な対策を実施する。
- (2) 角田警察署は、交通の危険を防止し、円滑な運営を図るための交通規制等の措置について、道路管理者と連携を保ち行う。

2 被災情報及び交通情報の収集

- (1) 市は、地震発生後速やかに緊急輸送道路及びその沿道の被害状況を、角田警察署と連携協力して道路交通環境の巡回調査を行い、道路、橋梁等の被害状況の把握に努め、通行の禁止又は規制に関する情報を収集する。
- (2) 市内の主要道路のうち、災害を受けやすい箇所、迂回路となる道路等をあらかじめ調査し把握しておく。

3 交通の確保

(1) 通行の禁止

道路が損壊等によって通行上、危険であると認められる場合、道路管理者は関係機関と十分な連絡調整を図り、道路の区間を定めて通行を禁止する。その際、迂回路の確保を行うとともに、交通整理員、立て看板、バリケード、ロープ等によって通行の安全を確保する。

(2) 通行禁止区域内等にある自動車運転者のとるべき措置

- ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所に車両を移動させる。
- イ 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車する。
- ウ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。ただし、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

(3) 主要交通路線の確保

広域にわたって道路被害を受け道路網が寸断された場合は、主要な交通路線についてパトロールを強化し、速やかに応急復旧工事を実施し、緊急通行車両等の路線を確保する。

(4) 道路、橋梁等の応急措置

市の管理する道路、橋梁等に危険箇所、災害箇所を発見した場合は、被災状況を調査するとともに、被災状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により交通の確保を図る。

(5) 通報連絡体制の確立

- ア 災害時に道路、橋梁等の危険な状況や交通の混雑・混乱状況を発見した人は、直ちに市又は警察署に通報する。通報を受けた市、警察署は、道路管理者その他関係機関に通報する。
- イ 電力、通信、水道、その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関に通報する。通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める業務計画により、速やかに応急措置を行い、交通を確保する。

4 交通規制

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

また、警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

(1) 基本方針

- ア 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制
 - (ア) 一般車両の走行を極力規制するとともに、被災区域内への流入を原則的に禁止する。
 - (イ) 被災区域内から被災区域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。

イ 避難路及び緊急交通路への流入抑制

原則として緊急通行車両以外の一般車両は、流入規制と緊急交通路への流入禁止。

ウ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

(ア) 緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は迂回誘導を実施する。

(イ) 一般車両の走行は極力抑制する。

エ 道路管理者との緊密な連携及び道路管理者への必要な措置の要請

(ア) 道路管理者との連携により、交通規制を適切に運用する。

(イ) 緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑に通行できるようにするため、道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

(2) 緊急交通路確保のための措置

ア 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、信号機、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 放置車両の撤去

緊急交通路を確保するために必要な場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。

ウ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

エ 自衛官、消防職員の措置

警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防職員は上記イ、ウの措置をとることができる。

オ 関係機関等との連携

警察機関、道路管理者及び防災担当部局等は、交通規制に当たって、相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者等に協力を依頼し、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には標示等(災害対策基本法施行規則別記様式第2)を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により、必要に応じロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

(6) 交通規制等の周知徹底・広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。

5 緊急通行車両の確認手続

(1) 対象車両

緊急通行車両の対象となる車両は次のいずれにも該当する車両とする。

ア 災害発生時に、地域防災計画に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は次の事項について行うものとされている。

- (ア) 警報発令の伝達、避難指示に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急処置に関する事項
- (ウ) 被災者の救護その他保護に関する事項
- (エ) 被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (カ) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全並びに公衆衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生への防御又は拡大防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、公共団体の長その他執行機関、指定公共機関及び指定公共地方機関（以下これらを「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は災害時に関係の他機関・団体等から調達する車両であること。

(2) 申出者

ア 指定行政機関等の長

イ 指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者

ウ 契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両の使用者又は管理責任者

エ 災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者

(3) 申出先

警察本部又は警察署

(4) 申出事項

ア 番号標に標示されている番号

イ 車両の用途

ウ 活動地域

エ 車両の使用者住所、氏名、緊急連絡先

(5) 必要書類

ア 緊急通行車両確認申出書

イ 添付書類

(ア) 車検証の写し

(イ) 防災計画書、契約書等の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

(ウ) 指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類

(6) 標章等の交付

県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。緊急通行車両の標章は資料編3-12-1、緊急通行車両確認証明書は資料編3-12-2のとおりである。

6 交通整理隊の編成

災害時において、各々の単独機関で交通の安全を確保できない場合、又は特に必要と認める場合は、警察署(駐在所)等関係機関の協議により、次の交通整理隊を編成し、交通整理等を実施する。

(1) 編成

交通安全指導隊員、消防団員、関係機関の職員、その他民間協力者により編成する。

(2) 所要人員等

所要人員等必要な事項は、その都度決定する。

第3 緊急輸送

災害時において、救助活動に必要な人員、水・食料等の生活物資及び復旧作業に必要な資機材等を安全・確実かつ効率的に搬送するための輸送手段・方法の確保対策について定める。

1 実施責任者

市長は、災害時における緊急輸送について関係機関の協力を得て行う。

2 輸送方法

災害応急対策に定める人員、緊急物資、資材等の輸送は、輸送対象の種類、数量及び交通施設の状況等を勘案して、次の種別のうち、最も適切な方法により実施する。

- (1) 貨物自動車、乗合自動車等による輸送
- (2) 鉄道による輸送
- (3) 航空機、ヘリコプターによる輸送
- (4) 人力による輸送

3 輸送の優先順位

輸送活動を行うにあたっては、次のような事項に留意して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止(二次災害の発生防止を含む)
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

4 緊急輸送の対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

(1) 第1段階

- ア 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- イ 消防、水防活動等災害の発生防止・拡大防止のための人員及び物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員及び物資
- エ 医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

(4) その他関連物資

- ア 避難路及び緊急交通路確保のための一般車両使用の抑制について、関係機関等に対する協力要請を行う。
- イ 運転者等への交通路確保等の交通情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び日本道路交通情報センター等との密接な連携の確保を図る。
- ウ 総合的交通対策を実施するため、バス、鉄道等公共輸送機関の運行について、関係機関との連絡調整を図る。

5 緊急輸送の要請

市は、緊急物資輸送の必要があると認めたときは、県に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。

また、独自に収集した情報を県等関係機関に提供する等し、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

6 輸送手段の確保

(1) 市所有車両の確保

車両の掌握、管理は総務課長が行う。

市所有車両等は資料編3-12-3のとおりである。

(2) 市所有以外の輸送力の確保

市所有車両により応急措置の輸送力を確保できないときは、次により市所有車両以外の輸送力確保に努める

ア 自動車の確保

自動車の確保は、旅客自動車運送業者、貨物自動車運送業者より確保する。

旅客自動車運送業者は資料編3-12-4、貨物自動車運送業者は資料編3-12-5のとおりである。

イ 鉄道輸送力の確保

道路の被害等により自動車による輸送が不可能な場合は、阿武隈急行㈱に要請し、輸送力を確保する。

(3) 航空機、ヘリコプター輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急に航空機による輸送が必要となったときは、自衛隊航空機の確保について知事に要請依頼する。

また、宮城県防災ヘリコプター、県警ヘリコプターについても応援を要請する。

航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

ア 航空機輸送の要請事項

(ア) 航空機使用の目的及びその状況

(イ) 機種及び数量

(ウ) 期間及び活動内容

(エ) 発着地点又は目標地点

イ ヘリコプター発着場所

ヘリコプター発着場所は、資料編3-12-6のとおりである。

(4) 人力による輸送力の確保

人力による輸送に必要な労務の確保は、本章「第23節 防災資機材及び労働力の確保」による。

(5) 燃料の確保

市は、緊急通行車両等の燃料を確保するため、業者の把握を行い、必要により協定等の締結を図る。

7 知事及び近隣市町村長に対する輸送要請

市内において、輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう県及び近隣市町長、又は県を通して(公社)宮城県トラック協会に対し、次の事項を明示し、輸送の要請を行い、輸送力を確保する。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 協力要請内容
 - ア 必要となる車両及び人員
 - イ 輸送品目
 - ウ 輸送期間
 - エ 輸送先
- (3) その他必要な事項

8 輸送力の配分

(1) 配分担当

輸送力の配分担当は、総務部総務班が行う。

(2) 配分方法

- ア 災害応急対策の実施担当者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、総務課長に輸送力供給の要請を行う。
- イ 総務課長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

9 応急救助のための輸送基準

(1) 対象

- ア 被災者を避難させるための輸送
- イ 医療及び助産のための輸送
- ウ 負傷者等の救出のための輸送
- エ 飲料水供給のための輸送
- オ 救済用物資の輸送
- カ 遺体の捜索のための輸送
- キ 遺体の処理（埋葬を除く。）のための輸送

(2) 費用

輸送に要した費用は、市内の通常の実費とする。

(3) 期間

各救助種目別に定められている救助期間の範囲内とする。

10 輸送拠点、集積場所

(1) 輸送拠点等の確保

輸送拠点や緊急輸送時における救援物資等の集積拠点の被害状況を把握し、必要な拠点を確保する。

(2) 救援物資等の各避難所への配送

ア 救援物資等の対応専門班の設置

救援物資の受付、配送等の対応業務を行うため、専門班を集積場所に設け、次の業務を行う。

- (ア) 救援物資の受付
- (イ) 救援物資の集積状況の把握
- (ウ) 救援物資の配送指示
- (エ) 集積、配送状況等の情報の提供
- (オ) 救援物資配送計画の作成
- (カ) 輸送車両等の配車指示、借り上げ等

イ 集積・配送拠点への人員配備

集積拠点等へは、生活環境課職員を管理・情報要員として派遣するとともにボランティアの協力を得て、集積や仕分け、指示、輸送車両等の配車指示等の業務にあたる。

第4 道路障害物の除去

災害時の救急、消防、応急復旧対策等を迅速かつ効果的に行うために必要とする道路を緊急輸送道路として位置づけ、他の道路に優先して道路障害物の除去及び応急復旧を行う。

1 実施責任者

市長は、緊急輸送道路（市道）の被災状況を調査し、道路障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

大河原土木事務所は、緊急輸送道路（県道及び県管理国道）の被災状況を調査し、必要に応じ応急復旧工事を実施することとなる。

2 道路障害物除去

道路障害物の除去は、必要に応じ、警察、消防署、自衛隊等の応援協力を得て行う。特に、緊急輸送道路や危険箇所等の障害物の除去を優先する。

3 除去した障害物の処理

除去した障害物について、本章「第20節 災害廃棄物処理活動」に基づき処理する。

第11節 ヘリコプターの活動

(主な実施機関：防災安全班、消防部)

第1 目的

大規模な地震災害時においては、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動期における被害情報の収集、負傷者や緊急輸送物資の搬送等、防災ヘリコプターの災害派遣の要請に関して定める。

第2 派遣要請の基準

防災ヘリコプターの派遣要請は、次の要件を満たす場合に行う。

1 基本要件

(1) 公共性

災害等から住民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。(災害対策基本法又は消防組織法に基づく活動)

(2) 緊急性

差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)

(3) 非代替性

防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材・人員等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

2 緊急運航基準

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況等の偵察、情報収集活動

災害が発生し広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合。

イ 救助物資、人員等の搬送

災害が発生し緊急に救援物資、人員及び資機材等を搬送する必要があると認められる場合。

ウ その他

災害応急対策上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

(2) 救急活動

ア 交通遠隔地からの傷病者搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ原則として医師が搭乗できる場合。

イ 高度医療機関等への転院搬送

遠隔地へ、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合。

ウ 交通遠隔地への医師等の搬送

交通遠隔地において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合。

エ その他

救急活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

(3) 救助活動

水難事故等によりヘリコプターによる救助が有効と認められる場合。その他、救助活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

林野火災において、地上における消火活動では消火が困難であり、ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

イ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又はヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合。

ウ その他

火災防ぎょ活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

第3 派遣要請の手続き

1 要請連絡先

宮城県防災ヘリコプター管理事務所

岩沼市空港西一丁目15番地

T E L 0223-24-0741 F A X 0223-24-0872

2 要請方法

文書をもって要請する。ただし、緊急の場合は、口頭又は電話により要請し、事後速やかに文書を提出する。

防災ヘリコプター緊急運航要請書は、資料編3-13-1のとおりである。

第4 経費の負担

宮城県広域航空消防応援協定書第8条により、宮城県が負担する。

なお、仙台市の消防ヘリコプターが出動した場合には、宮城県広域消防相互応援協定書第8条による。

第12節 避難活動

(主な実施機関：防災安全班、都市整備班、商工観光班、保健福祉班、教育総務班)

第1 目的

大規模地震災害が発生した場合、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、市及び防災関係機関は、適切に避難情報の発令等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地域住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。

1 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

2 住民がとるべき避難行動

地震発生時、揺れが続いている間はその場にあった身の安全確保を図り、揺れが収まってから周囲の状況等により必要に応じて指定緊急避難場所等の安全な場所への移動などの避難行動をとる。

第2 避難の指示等

地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、市長は住民に対して速やかに避難情報の発令を行う。この際、県は、時機を失することなく避難の指示等が行われるよう、市に積極的に助言を行う。

さらに、市は、避難の指示等を行うに当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

1 避難の指示等を行う者

避難の指示等を行うべき権限のある者は、それぞれの法律によって定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。実施者及び根拠法令との関係は資料編3-14-1のとおりである。

また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

2 市長の役割

市長は、大規模な地震災害等に起因して住民等の生命・身体に危険が及ぶと認められるとき、危険区域の住民等に対し、速やかに避難の指示を行う。

ただし、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行使する市職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があった場合は、警察官が実施する。

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難の指示に関する措置の全部又は一部を実施する。また、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象区域、判断時期等について助言する。

3 警察の役割

- (1) 警察官は、住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は市長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。
- (2) 警察署長は、市長が行う避難の指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力をを行う。
- (3) 警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の指示等が行われた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

4 自衛隊の役割

災害により、危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

第3 避難の指示の内容及び周知

- 1 市は迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を作成し、住民及び関係機関へ周知する。
- 2 市長等が避難の指示を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。また、危険の切迫性に応じて指示の伝達文の内容を工夫する等、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。
 - (1) 避難対象地域
 - (2) 避難先
 - (3) 避難の指示の理由
 - (4) その他必要な事項

3 避難の措置と周知

避難の指示をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

(1) 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、緊急速報メール等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。

なお、避難情報の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールにより周知を行う等、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

(2) 関係機関の相互連絡

県、警察、市、自衛隊は、避難の措置をとった場合においては、その内容について県、市の災害対策本部に連絡するほか、相互に連絡通報する。

(3) 周知内容

避難情報発令の理由及び内容、避難先又は避難場所、その他の誘導措置、出火・盗難の予防措置、携行品等とする。

(4) 警察の役割

ア 警察署長は、市長が行う避難の指示について、関係機関と協議し必要な助言と協力を行う。

イ 警察は、避難の指示がなされた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路その他必要事項を周知徹底する。

(5) 施設の管理者への周知

指定緊急避難場所及び指定避難所として指定している学校、総合体育館等の管理者に対して速やかに連絡し、開設準備等を求める。

(6) 近隣市町への連絡

地域住民が避難のため、近隣市町内の施設を利用することもあり、また避難誘導の経路等によっては協力を求める場合があることから、事前に近隣市町に対して連絡する。

(7) 知事への連絡

市長は、避難の指示を行ったときは、次の事項を速やかに知事に報告する。

- ア 指示を行った人
- イ 指示を行った日時
- ウ 避難の理由
- エ 避難の対象地区名・世帯数・人員
- オ 避難先

第4 避難誘導

1 避難誘導の方法

(1) 各地区の誘導

- ア 誘導責任者は、当該地区の各消防団分団長とする。
- イ 各地区の避難誘導は、当該地区の消防団員とする。
- ウ 避難誘導の協力者は、区長及び自主防災組織とする。
- エ 誘導責任者は、危険区域及び避難場所に市職員等を配置し、適切な誘導を行う。
- オ 誘導責任者は、必要に応じ、市長を通じ角田警察署等に避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。

(2) 避難場所、避難路の安全確保

誘導責任者及び避難誘導員は、以下の措置を実施する。

- ア 避難の誘導にあたっては、避難所の安全確認を行うとともに、避難所までの経路に障害物がある場合はこれを撤去する等、避難路の安全にも十分配慮する。
- イ 夜間に避難するときは、投光機等を利用し避難路の安全確認を行う。
- ウ 地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則とするが、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。

(3) 避難の順位等

誘導責任者及び避難誘導員は、以下の措置を実施する。

- ア 住民間の避難の順位は、避難行動要支援者を優先とし、安全の確保を図るとともに、必要な援助を行う。
- イ 地区ごとの避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地区内居住者の避難を優先する。
- ウ 自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、あるいは病院等の入院患者、施設の高齢者、子供の避難については、車両等により移送する。
- エ 駅や観光客等の帰宅困難者の避難について、地区毎の被災状況を把握し、適切に行う。

(4) 避難時の留意事項

避難誘導員は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。

- ア 戸締り、火気の始末を完全にする。
- イ 携行品は必要最小限のものにする。(食糧、飲料水、タオル、ティッシュペーパー、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、現金等)
- ウ 服装はなるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。
- エ 原則として徒歩によるものとし、車での避難は極力さけるよう指導する。
- オ 家族全員の氏名、年齢、血液型、連絡先等を記載した名札等を各自着用または携行する。

2 児童・生徒等の避難

学校長は、市教育委員会が作成した角田市学校防災マニュアルを参考に、児童・生徒の生命、身体の安全に重点をおいた避難計画をあらかじめ策定し、計画に基づき避難を実施する。

3 その他施設等の避難

病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ作成した避難計画に基づき、災害時における避難に万全を期す。

4 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

なお、警戒区域を設定した場合には、退去の確認を行うとともに、避難等に支障のないよう、縄を張る等立ち入り禁止の措置を講じる。

第5 避難所の開設及び運営

指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等、引き続き保護を要する者に対して、市は土砂災害等の危険性を十分配慮し指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。

市は、災害の規模に鑑み必要な避難所を、可能な限り当初から開設するように努めるものとする。

1 指定避難所の開設

- (1) 市は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために指定避難所を開設する必要があるときは、公共建物等を指定避難所として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。その際、あらかじめ施設の安全性を確認する。なお、指定避難所等は、資料編2-16-1のとおり定める。
- (2) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努める。

- (3) 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知をするよう努める。
- (4) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (5) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

2 避難所の運営

(1) 避難所の管理

ア 適切な運営管理の実施

市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。

この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

イ 管理者の設置

市は、避難所を設置した場合には、管理者を置き、避難者数の確認、避難者名簿の作成等によりその実態を把握し必要な設備、備品を確保するとともに、避難の長期化に関しては、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

ウ 相談窓口の設置

市は、避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

エ 自主防災組織やボランティアとの協力

市は、避難所内における住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者はそれに協力する。

オ 自治的な組織運営への移行

市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する見地やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

カ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

市は、それぞれの避難所で受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食料や水等を受取に来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

(2) 避難所の環境維持

ア 良好な生活環境の維持

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

イ 健康状態・衛生状態の把握

市は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ウ 家庭動物への対応

市は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、(公社)宮城県獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

エ 感染症対策

市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(3) 男女共同参画

ア 避難所運営への女性の参画促進

市は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮するとともに、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう努める。

イ 男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いへの配慮

市は、避難所の運営において、男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に配慮する。

特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別及び多目的トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ 女性・子供等への配慮

市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

エ 運営参加者への配慮

市は、避難者が運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(4) 学校等教育施設の管理者及び教職員による支援

学校等教育施設が避難所となった場合、当該施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう市に協力する。この場合、管理者は学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行うよう、教職員に指示する。

教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組む。

(5) 外国人への配慮

市は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

(6) 避難行動要支援者の情報提供

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

(7) ホームレスの受入

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう努める。

第6 避難情報の発令等による広域避難

- 1 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み角田市の区域外への広域的な避難が必要な状況であると判断した場合において、県内他市町村への広域避難については当該市町村と直接協議し、他都道府県の市町村への広域避難については県に対し当該他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他都道府県の市町村に協議することができる。
- 2 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定める等、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第7 避難長期化への対処

- 1 市は住民の避難が長期化した場合には高齢者、障害者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。
- 2 市は、災害の規模、被災者の避難及び受け入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあつせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。
- 3 市は、災害の規模、被災者の避難・受け入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災地域の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等での受け入れが必要であると判断した場合において、受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他都道府県との協議を求める。
- 4 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を市に代わって行う。
- 5 市は、避難所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定める等、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第8 帰宅困難者対策

市街地部においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、市は、以下の帰宅困難者対策を行う。

1 一斉帰宅抑制に関する対応

(1) 一斉帰宅抑制の広報

市は、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、市民、企業、学校等関係機関に対し、国と連携して、テレビやラジオ放送等を通じ、むやみに移動を開始せず、職場や学校等の施設内に留まるよう広報を行う。

また、必要に応じ、携帯電話、緊急速報メール、SNS等の媒体を活用した一斉帰宅抑制の広報についても検討・実施する。

(2) 企業及び学校等関係機関の対応

企業及び学校等関係機関は、従業員、顧客、児童生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関等から提供される災害関連情報等により、施設及び周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒等を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

(3) 大規模集客施設等の対応

大規模集客施設や駅等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、市や警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。

なお、男女別のスペースの確保等にも留意するとともに、要配慮者に対しては、十分な配慮を行い、対応するよう努める。

2 帰宅困難者への情報提供

市は、地震に関する情報、交通機関の状況等について、テレビ・ラジオ放送や携帯電話、ホームページ、SNS等を活用し、情報提供を行う。

また鉄道等、広域公共交通機関が被災した場合、バス等の代替公共交通機関の確保と避難ルートの周知に努める。

3 避難行動要支援者への対応

市は、自力での移動が困難な避難行動要支援者について、臨時バスやタクシー等による搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第9 孤立集落の安全確認対策

1 通信手段の確保

市は、居住地又は避難場所が、道路の寸断、土地の水没等により孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災無線、衛星携帯電話等の通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。

2 通信手段途絶時の対応

孤立した集落の住民は、断線、バッテリー切れ、機械の故障等により通信手段が使用不可能な場合であっても、旗をたてる、シートを広げる、焚き火により煙をたてる等の手段により、生存の証を伝えるよう努める。

第10 広域避難者への支援

1 円滑な手続きの実施

市は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続きを円滑に行うように努める。

2 避難者情報の提供

市は、「全国避難者情報システム」に基づき、避難者から登録された避難先等に関する情報を、避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行うよう努める。

3 滞在施設の提供

市は、被災市町村からの広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

4 広域避難者への支援体制の整備

市は、市外へ広域避難した者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

第11 在宅避難者への支援

1 生活支援の実施

市は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給等、生活支援を行う。それらの支援は行政区や社会福祉協議会等、共助に基づくネットワークを主体として進める。

また、市は県と連携して、在宅の避難者に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等、保険医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるように努める。

2 避難所等での物資の供給

市は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、物資の配布の他、避難所、集落等で物資の供給を行う。

3 支援体制の整備

市は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第13節 応急仮設住宅の確保

(主な実施機関：建築住宅班、保健福祉班)

第1 目的

大規模地震災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることを避けなければならない。このため、市及び県は、応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、さらには被害住宅の応急修理等を積極的に実施する。また、民間賃貸住宅の空き情報の収集や災害公営住宅等を早期に整備できるような体制を構築する。

第2 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備と維持管理

1 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備

市は、応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備に当たり、安全な用地を確保するとともに、県が直接整備することが困難な場合において、県からの委託を受け、市自ら整備する。

2 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の維持管理

(1) 管理体制

市は、県が管理する応急仮設住宅(建設型応急住宅)を状況に応じて、県から委託があった場合、市が管理するものとする。市長に委託した場合は、知事と市長との間で、管理委託協定を締結する。

(2) 維持管理上の配慮事項

市は、応急仮設住宅(建設型応急住宅)の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅(建設型応急住宅)入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(3) 運営上の配慮事項

運営に当たっては、必要性に応じて、適宜以下の対応に努める。

ア 安心・安全の確保に配慮した対応

- (ア) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
- (イ) 街灯や夜間照明等の工夫
- (ウ) 夜間の見回り(巡回)

イ ストレス軽減、心のケア等のための対応

- (ア) 交流の場づくり
- (イ) 生きがいの創出
- (ウ) 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
- (エ) 保健師等による巡回相談
- (オ) 女性専用相談窓口の整備、男性に対する相談体制の整備

ウ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等

- (ア) 集会所の設置
- (イ) 仮設スーパー等の開業支援
- (ウ) 相互情報交換の支援
- (エ) 窓口の一元化

エ 女性の参画の推進と生活者の意見反映

- (ア) 運営における女性の参画推進
- (イ) 生活者の意見集約と反映

第3 公的住宅等の提供

市は、一時的な居住の場として、市内あるいは近隣市町の公的住宅等に空き家がある場合、関係機関にも協力を求め、被災者、特に要配慮者に優先的に提供する。

1 市営住宅の活用

市営住宅のほか、市内の県公営住宅等の空き家情報を収集・提供するとともに、必要な場合は一時入居のあっせんを行う。

2 民間施設等の活用

民間アパート、社宅等の民間施設についての情報を収集し、必要な場合は一時入居のため、所有者、管理者等に入居の協力を依頼する。

第4 民間賃貸住宅の活用等

災害救助法に基づく応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

市は、被災者の罹災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

第5 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備

市は、県等の支援により、被害の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるための活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築等の支援体制を整備する。支援に当たっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化等、関係機関・団体と連携して取り組む。

また、市が自ら応急仮設住宅を建設する場合は、次のとおりとする。

1 設置戸数、規模・費用、仕様

- (1) 設置戸数は、住宅が全壊、全焼又は流失した世帯数を考慮して適正な設置数とする。
- (2) 1戸当たりの規模は、29.7㎡(9坪)を基準とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。
- (3) 建物の構造は、県の定める災害応急仮設住宅仕様による。

2 建設着工及び供与期間

- (1) 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。
- (2) 供与期間は、完成の日から2年以内とする。

3 設置予定場所

応急仮設住宅の建設地は、原則として公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

第6 住宅の応急修理

市は、災害救助法が適用された災害により、住宅が準半壊以上又は半焼の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損個所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない被災者に対し、その被災者に替わって必要最小限の補修を行う。

1 対象

準半壊以上又は半焼し、そのままでは当面の、日常生活を営むことができない住宅で自らの資力をもってしては修理することができない被災者。

2 修理の範囲

屋根等の基本部分及び居室、炊事場、便所等のように日常生活に必要欠くことのできない部分の応急的修理に限る。

3 修理の期間

災害発生の日から3か月以内に完了する。

第7 支援制度に関する情報提供

市は、応急仮設住宅等への居住についての支援制度について、早い段階で全体像を被災者に示すとともに、被災者にわかりやすく伝えるための方策について検討する。

第14節 相談活動

(主な実施機関：総務班)

第1 目的

大規模な地震災害時において、被災者及び被災者の関係者等から市の業務に関する各種問い合わせや相談、要望等に対応するため、また、住民からの身近な相談や要望に対応するため、相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

1 実施責任者

市長は、被災した住民等からの相談に的確に対応する体制を確立する。

第2 市の相談活動

市は、被災者のための相談窓口を設置し、住民からの身近な相談や要望等に対応する。

なお、各種法律相談や専門性を要する相談等に当たっては、各担当窓口への取り次ぎを行うとともに、必要により県の相談窓口を紹介する等、住民の相談や要望の解決を図る。

第3 相談窓口設置の周知

市は、総合相談窓口を設置した場合は、広報車、市ホームページ等をはじめ、報道機関等を活用し、広く住民に周知する。

第4 関係機関との連携

住民からの相談等で十分な情報がないものについては、県及び各相談窓口等関係機関との連絡を取り、速やかに情報を収集し即時対応に努める。

第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

(主な実施機関：まちづくり推進班、保健福祉班、商工観光班)

第1 目的

大規模地震災害発生時には、特に要配慮者や旅行客に対するさまざまな応急対策が必要となる。

このため、市、防災関係機関及び社会福祉団体は、必要な諸施策について速やかに実施する。

第2 高齢者、障害者等への支援活動

災害時には、高齢者、障害者等の要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じた的確に行うことが必要である。

市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

1 安全確保

(1) 社会福祉施設等在所者

市は、施設在所者(入所者、従事者等)の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

(2) 社会福祉施設等以外の要配慮者

市は、あらかじめ登録された要配慮者の在宅情報に基づき、在宅の要配慮者の安否確認を社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の連携のもとに迅速に行い、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要配慮者を把握する。

また、未登録の要配慮者に対しても、行政区や自主防災組織等との連携により把握に努める。

2 支援体制の確立と実施

(1) 施設従事者及び必要な物資の確保

市は、施設従事者の不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急援護を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

(2) 緊急支援

ア 受入れ可能施設の把握

市は、関係機関と連携し、被災による要配慮者の受入れ可能な各社会福祉施設等を把握する。

イ 福祉ニーズの把握と支援の実施

市及び県は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。

また、本人が在宅で福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等(ボランティア含む)の派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、NPO・ボランティア等の協力を得て計画的に実施する。

ウ 福祉避難所の開設

市は、福祉避難所の対象となる避難者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設し、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知するよう努める。

エ 多様な避難所の確保

市は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

オ 相互協力体制

市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織等との連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により支援を行う。

(3) 避難所での支援

ア 支援体制の確立

市は、要配慮者が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者等による支援体制を確立する。特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品等の福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請する等速やかに対処する。

イ 健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・高血圧等の食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

特に避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

ウ 専門職による相談対応

市及び県は、被災地及び避難所における要配慮者に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

エ 福祉避難所への移送

市は、指定避難所に避難した要配慮者について、福祉避難所への移送が必要と判断する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。

(4) 災害派遣福祉チームの活動

高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームは、市の指示のもと、NPO・ボランティア等と連携し、活動を行う。

(5) 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への入居に当っては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障害者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

第3 外国人対応

市は、次のとおり災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。なお、支援活動においては外国人旅行者についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。

- 1 把握している在住外国人の現状やニーズを基に作成した防災計画に従い必要な対策を講じる。
- 2 地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。
- 3 状況に応じ、広報車等により外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。
- 4 災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語での掲示も行い、外国人の不安の解消に努める。
- 5 市は、宮城県国際化協会、地域の国際交流団体等と協力し、相談窓口を設ける等、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決に努める。

第4 旅行者への支援活動

災害時の旅行者の被災状況について、市内旅館、宿泊施設等から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

また、旅行者向けの宿泊情報や交通情報等を様々な言語や方法により市の施設やホームページ、観光地、道の駅かくだ等へ掲示し情報提供に努める。

第16節 愛玩動物の収容対策

(主な実施機関：生活環境班)

第1 目的

大規模な地震災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

市及び関係機関は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等の協力を得て被災動物の救護や応急処置や必要な施策を実施する。

第2 被災地域における動物の保護

1 所有者の確認

飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は県、(公社)宮城県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。

2 負傷動物への対応

負傷動物を発見したときは、保護収容し、(公社)宮城県獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

第3 避難所における動物の適正な飼育

市は、県及び関係団体と協力して飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるとともに、可能な限りペット同行の避難者の受入体制を構築する。

また、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。

- 1 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援
- 2 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- 3 県への連絡調整及び要請

第4 仮設住宅における動物の適正な飼育

市は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

(主な実施機関：上下水道部、商工観光班、まちづくり推進班、税務班、給食班、保健福祉班、農林振興班)

第1 目的

大規模地震災害時における市民の基本的な生活を確保するため、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し備蓄状況の確認を行うとともに、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資をはじめ、暑さ・寒さ対策としての空調など、被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第2 食料

1 実施責任者

市長は、被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料の供給、及び備蓄食料、国、県等によって調達された食料の引き渡し等、供給のための調達等を行う。

2 食料の調達・供給

- (1) 市は、備蓄、調達した食料及び国、県等によって調達され引き渡された食料を被災者に対して供給する。
- (2) 日持ちしない等備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要となる物資等については、関係事業者等との協定により調達を図る等して、確保する。

(3) 調達担当

調達担当は、商工観光班とする。

調達に関して現場責任者を配置し、指導及び関係事項の記録にあたらせる。

- (4) 市及び県は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

3 米穀

(1) 調達

市は、非常災害時において、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、県に対し米穀交付申請を行い、農林水産省の支援を得て給食に必要な米穀(以下「応急用米穀」という。)を調達する。

米穀交付申請は、原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行い、必要数量及びこれの基礎となりうる被災者数、応急対策従事者数等の所要事項を連絡する。

ただし、災害救助法が適用された場合においては、市は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)に基づき、政府所有の米穀(以下「災害救助用米穀」という。)を調達する。

米穀の調達先は、資料編3-19-1のとおりである。

ア 応急用米穀

県は、市の申請に基づき、必要な応急用米穀の数量等について、農林水産省に対し要請するとともに、農林水産省は、県からの要請を踏まえて、米穀販売事業者に対して手持ち精米を、県又は県の指定する者(県又は市が取扱者として指定した届出事業者。以下「取扱者」という。)に売却するよう要請する。

イ 災害救助用米穀

(ア) 県は、市からの要請を踏まえ、必要な災害救助用米穀の引渡しに関する情報(希望数量、引渡場所及び引渡方法等)について、農林水産省に要請する。

(イ) 市は、直接農林水産省に要請した場合は、速やかに県に連絡することとし、県は必要な災害救助用米穀の引渡しに関する情報(希望数量、引渡場所及び引渡方法等)について、農林水産省に要請する。

(2) 供給

ア 応急用米穀

(ア) 市は、県から供給を受けた応急用米穀又は届出事業者から直接売却された応急用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

(イ) 市は、供給を受けた応急用米穀の全体の数量等について、県に報告する。

イ 災害救助用米穀

(ア) 市は、県から供給を受けた災害救助用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

(イ) 市は、災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに県に対して当該引渡を受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。

ウ 供給数量

(ア) 応急用の米穀及び災害救助用米穀についての供給数量は、1人当たりの供給数量に、市の要請に基づき県が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量とする。

(イ) 1人当たりの供給数量は次のとおりとする。

a り災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

1食当たり200精米グラムの範囲内で知事が定める数量

b 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して、給食を行う必要がある場合

1食当たり300精米グラムの範囲内で知事が定める数量

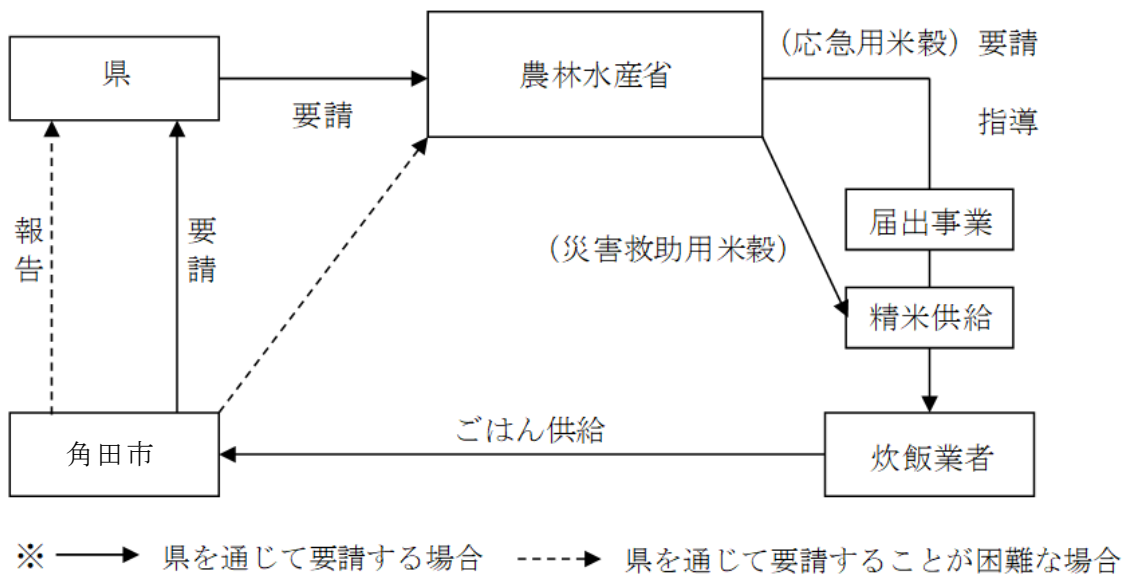


図 緊急時における食料（精米）の供給体制略図

4 その他副食品等

市長がその他副食品等を調達する場合は、あらかじめ協議の上、必要数量を決定し、市内関係業者から調達する。ただし、市内関係者が被害を受けた場合は、知事又は隣接市町長に対し調達を依頼する。

その他副食品等の調達は資料編3-19-2のとおりである。

また、市は「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等に基づき、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストア等に対して協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。

5 調達食料及び救援食料の集積場所

調達食料及び救援食料の集積場所は、資料編3-19-3のとおりである。

6 調達食料及び救援食料の配分方法

(1) 配分担当等

食料の配分担当は商工観光班とする。

(2) 配分要領

商工観光班は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら、自治センター等で配分する。

在宅避難者については、必要個数を確認し配分する。

7 炊き出しの実施

(1) 炊き出し等の担当等

- ア 炊き出しその他による食料の配食の担当は、学校給食センターとする。
- イ 炊き出しを実施する場合は、現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録にあたらせる。

(2) 供給対象者

災害救助法が適用された災害により、一時的に食生活を保護しなければならない場合の供給対象者は、次のとおりとする。

- ア 避難所に避難する等炊事のできない者
- イ 住家の被害が全半壊(焼)、流失又は床上浸水等のため炊事のできない者
- ウ その他食料品をそう失し、炊き出しの必要があると認められる者

(3) 供給品目及び数量

- ア 主食
応急的な炊き出しによるが、実情によりパン等とする。
- イ 副食物
費用の範囲内でその都度定める。
- ウ 数量
主食は1人1日600g以内とする。(1食200g以内)

(4) 費用及び期間

- ア 費用
炊き出しに要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。
- イ 期間
炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

(5) 炊き出しの実施予定場所

炊き出しの実施予定場所は、資料編3-19-4のとおりである。

(6) 炊き出しの協力団体

炊き出し等の実施にあたって、市職員による対応では要員が不足する場合には、協力団体に協力を求める。また、必要に応じ、県及び日赤宮城県支部等の協力を得て実施する。

炊き出しの協力団体は、資料編3-19-5のとおりである。

8 緊急炊き出しの実施

市は、大規模災害発生時に、協定等の締結事業者等の被災や物流の停止により、食料支援要請に伴う食料調達が困難な場合、又は国や県からの食料調達に時間を要する場合は、自衛隊に対し緊急炊き出しの協力要請を行い、食料の供給に努める。

9 食料の備蓄

災害に備えて、市は、計画的に食料を備蓄する。
備蓄倉庫は、市役所西側車庫の二階倉庫を当分の間利用する。

第3 飲料水

災害のため、水道施設の破損又は井戸等の汚染等により飲料水が得られない場合において、最小限必要な飲料水を供給し、被災者を保護する。(公社)日本水道協会東北地方支部を通じて給水応援を依頼し、飲料水の供給を図る。

1 実施責任者

市長は、被災者に対する飲料水の供給を行う。

2 飲料水の供給方法等

(1) 班の編成

応急給水等を実施するための班を編成する。

(2) 給水対象者

被害を受け、現に飲料水を得ることができない被災者とする。また、避難所・医療機関等の重要機関への給水確保についても考慮する。

(3) 給水量

飲料水は最小1人1日3リットル程度を目標とする。目標とする給水量は資料編3-19-6のとおりである。

(4) 給水期間

災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。

(5) 費用

給水に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(6) 給水方法

ア 飲料水が汚染したと認められるときは、浄水器により浄水し、仙南保健福祉事務所等の水質検査を受けて供給する。

イ 応急給水は、緊急時用貯水施設や配水池等の応急給水拠点による給水のほか、給水車等による運搬給水を行うものとし、その時間や場所について広報に努める。

ウ 市は仙南保健福祉事務所の協力を得て飲料水の衛生指導を行い、住民が井戸水、湧水等を飲料水として利用する場合には、煮沸するか消毒して飲用する等の対策を講じるよう指導する。

エ 給水が不能になった場合は、次のとおり飲料水を供給する。

(ア) 汚染の少ないと思われる浄水場等の原水をろ過消毒し供給する。また、必要がある場合には、貯水槽、小中学校のプール等の水を補給・給水源として利用することも状況に応じて考慮する。

(イ) 被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地又は近隣市町から搬送給水する。

(ウ) 給水を必要とする地域が広範にわたるとき、又は災害により混乱し、車両通行が困難であるときは、被災者の避難場所若しくは一定の集落を単位に給水場所を指定して供給する。

(7) 給水順位

給水は、医療機関、避難所、社会福祉施設等緊急性の高いところから行う。

3 給水資機材の調達等

被災者に対する飲料水及び浄化薬品等は、次により確保する。

- (1) 地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。

ただし、関係業者が被害を受け地域内で給水資機材を調達できない場合は、知事、隣接市町又は自衛隊に対し、調達のあつせんを依頼する。

- (2) 給水資機材は、資料編2-18-2のとおりである。

4 給水施設の応急措置

災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

(1) 資材等の調達

応急復旧資材等は、市水道給水工事業者（市公認業者）から調達するが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

(2) 応急措置の重点事項

応急措置の重点事項は次のとおりとする。

- ア 有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の広報
- イ 取水、導水及び浄水施設等の保守点検
- ウ 井戸水の滅菌使用その他飲料水最低量確保

(3) 応援要請

災害時等における水道施設復旧応援に関する協定書に基づき角田市管工会に応援を要請する。また、応急給水に必要な資機材、人材等が不足する場合は、応援協定を締結している近隣市町や県、その他の関係機関に応援要請を行い、円滑な給水を確保する。

5 広報

断水した場合には、住民に対し応急給水の実施、復旧の見通し等について広報車等により広報を実施する。なお、給水実施の広報については、給水方法、給水場所、時間帯その他必要事項の周知を図る。

第4 生活必需品

被災者に対し、衣料、生活必需品等を供給する必要があるとき、その確保と的確な配給を行う。

1 実施責任者

市長は、被災者に対する衣料、生活必需品等の給与、貸与及び調達を行う。

2 生活必需品の給与又は貸与の要領

(1) 対象者

住家の全半壊（焼）、流失又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品等をそう失し、又はき損し、日常生活に困難をきたしている者とする。

(2) 支給品目

- ア 寝具
- イ 衣料品
- ウ 炊事用具
- エ 食器
- オ 日用品
- カ 光熱材料
- キ 緊急用燃料
- ク その他

(3) 費用

衣料、生活必需品等の給与又は貸与に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(4) 期間

災害発生の日から、原則として10日以内とする。

3 生活必需品の調達

(1) 調達方法

市は、民間団体や国、県との連携により、応急時に必要な生活必需品を迅速かつ的確に調達する。

ただし、甚大な被害を受けたことにより、地域内で必要な生活必需品を調達できない場合は、広域応援協定を締結している近隣市町や国、県、その他の関係機関に協力を要請する。

市内の調達先は、概ね資料編3-19-2のとおりである。

(2) 調達物資の集積場所

調達及び救援による物資の集積場所は、資料編3-19-3のとおりである。

4 生活必需品の配分

(1) 配分担当等

配分担当は、商工観光班とする。

(2) 配分方法

ア 配分計画の作成

商工観光班は、衣料、生活必需品等を給与又は貸与する必要があると認める被災者を調査し、救助物資配分計画を作成する。

救助物資配分計画は、次の事項を明確にする。

- (ア) 救助物資を必要とする被災者（世帯人員ごと）
- (イ) 救助物資の品名、数量
- (ウ) 救助物資の受払数量

イ 物資の配分

物資管理者は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら、自治センター等で配分する。

在宅避難者については、必要個数を確認し配分する。

第5 物資の輸送体制

- 1 市は、あらかじめ締結した協定に基づき、トラック協会等民間輸送事業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。
- 2 輸送事業者等は、指定した、物資等の受け取り場所から引渡し場所までの物資の輸送を行うとともに、引渡しを行う。
- 3 市は、被災状況により協定等を締結している事業者等による輸送が困難な場合は、自衛隊の車両、航空機等による輸送を要請する。なお、要請に当たっては、発災直後は、救助活動が優先されることに留意する。

第6 生活必需品の備蓄

災害に備えて、市は、計画的に衣料、生活必需品等を備蓄する。

備蓄倉庫は、市役所西側車庫の二階倉庫を当分の間利用する。

なお、防災備蓄品については、資料編3-19-7のとおりであり、各自治センターにも配置する。

第7 義援物資の受け入れ、配分

1 義援物資の受け入れ

- (1) 市は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、関係機関と連携を図りながら直ちに義援物資受け入れ窓口を設置し、義援物資の募集及び受け入れを開始する。
- (2) 義援物資の募集に当たっては、報道機関等と連携し、義援物資の受け入れ方法等について広報・周知を図る。
なお、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、義援物資の受入方法については、品目及び数量を事前に限定するものとし、併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。
- (3) 市は、県及び関係機関と調整の上、事前に義援物資の（一時）保管先等を確保（指定）し、配分作業が円滑にできるよう努める。

2 義援物資の配分

- (1) 義援物資の配分に当たっては、必要分配量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け、配布作業に当たる各地区協力員及びボランティア団体等に協力を得ながら行う。
- (2) 義援物資の配送に当たっては、宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請する。

第8 燃料の調達・供給

1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時に応急対策の実施及び市民生活の維持や必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう、市内販売店等と必要な協定を締結する等し、燃料の確保供給を図る。また、被災状況の程度に応じて県等へ緊急用燃料の確保を要請し、市民生活の維持に努める。

2 重要施設への供給

市は、災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院等の重要施設については、必要量の情報収集とあらかじめ想定された必要量の供給に努める。

3 災害応急対策車両等への供給

市は、災害発生時における災害応急対策車両への優先給油を行い、災害対応力の強化に努める。

また、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう関係機関との調整に努める。

さらに、病院通院者、医療従事者、行政区長、民生委員・児童委員等、緊急的な災害対応に従事する者に対しても優先的に給油が行えるように努める。

4 市民への広報

市は、燃料類の供給見通し等について、市民に広報するとともに、節度ある給油マナーと省エネ活動を呼びかける。

第18節 防疫・保健衛生活動

(主な実施機関：保健福祉班、生活環境班、教育総務班)

第1 目的

被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となるため、市は、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

第2 防疫

1 感染症の予防

- (1) 感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- (2) 避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- (3) 必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行い感染症予防に努める。
- (4) 疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。
- (5) 必要に応じ、自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。

2 感染症発生時の対応

- (1) 市は、県が実施する疫学調査に協力し、感染拡大の防止に努める。
- (2) 市は、県が実施する感染症指定医療機関等の収容先を確保等に協力する。

3 防疫用資器材等の確保

市において、消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合、県に要請し感染症対策資器材等の供給を受ける。

第3 保健対策

1 健康調査、健康相談

(1) 保健指導及び健康相談の実施

市は、県と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮をしながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせて、総合的な対応を図るよう努める。

(2) 避難所や仮設住宅での配慮

市は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制等対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミークラス症候群(深部静脈血栓塞栓症)や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供するなど、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

(3) 医療体制の確保

市は、高血圧や糖尿病等、慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞等の患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事等、栄養指導を実施する。

2 心のケア

(1) 心のケアの実施

大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、心身の不調をきたしやすく、ストレス反応や精神症状の悪化等が考えられるため、市は、被災後の時期や被災状況に応じた災害後の心のケアを実施する。

(2) 心のケアの実施体制の確保

市は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じ、被災地域外の医療機関、県に対し、災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求める。

また、市は、災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。

(3) 心のケアの継続

市は、被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるため、心のケアを長期的に実施する。

3 栄養調査、栄養相談

市は、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また、避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供等、栄養バランス改善のための対応を行う。

4 子どもたちへの健康支援活動

市、市教育委員会及び学校長等は、被災児童生徒、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、保健所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

第4 食品衛生対策

1 食中毒の未然防止

- (1) 市は、仙南保健所と連携を図り、必要に応じて食品衛生監視員等を避難所に派遣することを要請し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について指導する。
- (2) 市は、仙南保健所と連携を図り、必要に応じて食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣することを要請し、食品の配送等における衛生確保について指導する。

2 食中毒発生時の対応

市は、仙南保健所と連携を図り、必要に応じて食品衛生監視員の派遣を要請し、原因施設の調査、食品の検査等に協力し、被害の拡大防止に努める。

3 食品衛生に関する広報

市は、仙南保健所と連携を図り、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬

(主な実施機関：市民班、生活環境班)

第1 目的

大規模地震災害により、死者、行方不明者が生じた場合は、防災関係機関の連携により、これらの搜索、処理を速やかに行う。

第2 遺体等の搜索

- 1 市は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態から既に死亡していると推定される者の搜索を行う。搜索の実施要領は、資料編3-21-1のとおりである。
- 2 警察官及び防災関係機関は、検視(死体調査)、身元確認(歯牙の調査)、死亡者の措置及び行方不明者の搜索等に関し相互に協力する。
- 3 搜索に関する費用は、災害救助法に基づく範囲内とする。また、搜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第3 遺体の処理、収容

- 1 市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の処理ができない場合に、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置・遺体の一時保存・検案を行う。遺体の一時保存予定地は、資料編3-21-2のとおりである。
- 2 市は、被害地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物等の屋内施設)に遺体の収容所(安置所)及び検視場所を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所の設営が困難となった場合、周辺市町へ協力要請を行う。
- 3 警察は、警察官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視(死体調査)を行う。身元不明の死体は、検視後、身元確認手続きに備えて所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影し、市に所持品とともに引き渡す。
- 4 市は、警察官と緊密な連絡をとり、検視(死体調査)又は検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視(死体調査)を実施した遺体の数を把握し、災害の死傷者を逐次把握する。

第4 遺体の火葬、埋葬

- 1 市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。
- 2 被災による死体の火葬・埋葬に関する実施要領は、資料編3-21-3のとおりである。
- 3 市は、宮城県広域火葬計画に基づき、次の事項に留意し対応する。
 - (1) **被災状況の報告**

市は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。
 - (2) **広域火葬の要請**

市は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。
 - (3) **火葬場との調整**

市は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りをを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。
 - (4) **遺族への説明**

市は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。
 - (5) **広域火葬の終了**

ア 市は、広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。
イ 市は、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。
 - (6) **一時的な埋葬について**

市は、広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」第10条の規定に基づき、事務を行うこと。
- 4 市は、身元の判明しない遺骨及び所持品等について、公営墓地または寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明次第遺族に引き渡す。
- 5 市は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。

第20節 災害廃棄物処理活動

(主な実施機関：生活環境班、上下水道部、農林振興班)

第1 目的

大規模な地震災害発生時には、建築物の倒壊等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、市は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

第2 災害廃棄物処理

- 1 市は、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分等、迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。また、仙南地域内の処理施設で対応できない場合は仙南地域以外の災害廃棄物の処理施設の確保等についても検討する。
- 2 市又は事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。
また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。
- 3 市又は事業者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第3 処理体制

- 1 市は、災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分場の確保を検討するなど、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。
- 2 市は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- 3 市は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。
- 4 市及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の自治体へ協力要請を行う。

第4 処理方法

- 1 市民は、廃棄物を分別して排出するなど、市の廃棄物処理活動に協力する。
- 2 市は、避難所の生活環境を確保し、被災地の衛生状況を保持するため、以下の措置を講じる。

(1) ごみ処理

市は、道路交通の状況等を勘案しつつ、速やかに収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

(2) 災害廃棄物

ア 市は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

また、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

イ 応急活動後は、処理の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の規定に従い、適正な処理を進める。

ウ がれきの処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。

(3) し尿処理

ア 市は、被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設トイレや非常用マンホールトイレの設置をできる限り早期に完了する。なお、仮設トイレ等の設置に当たっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。

イ 市は、上下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

ウ 仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

- 3 事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物について、二次災害及び環境影響の発生防止を考慮しながら、適正な処理を進める。

第5 推進方策

市は県と連携し、建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第6 死亡獣畜等の処理

災害時の死亡獣畜等は、大河原家畜保健衛生所長に連絡し、必要な処理を行う。

第21節 社会秩序維持活動

(主な実施機関：商工観光班)

第1 目的

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

大規模な地震災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。このため、市及び関係機関は、被災者の生活再建へ向けて、物価監視を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

第2 生活必需品の物価監視

市は、県と協力して、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

第3 警察の活動

- 1 被災地及びその周辺において、警察は治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努める。
- 2 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、市、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第22節 教育活動

(主な実施機関：教育総務班、生活環境班、給食班)

第1 目的

市教育委員会及び私立幼稚園設置者は、災害により教育施設等が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童生徒等の教育対策等必要な措置を講じる。

また、市民の貴重な財産である文化財を災害から守り、次世代に継承していくため、各種対策を講じる。

第2 避難措置

学校等の校長等は、災害が発生した場合又は市長等が避難情報の発令を行った場合等においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

1 在校園時の措置

(1) 地震発生直後の対応

災害の状況を的確に判断し、速やかに安全な一時避難場所に児童生徒等の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。

(2) 安全の確認

災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。

最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じる。

(3) 校内外活動時の対応

遠足等校外活動時に地震が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導を行う。

2 登下校園時及び休日等の状況把握

登下校園時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努める。

3 保護者への引渡し

(1) 校園内の児童生徒等への対応

警報発令中等、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内保護する。
その際、迎えに来た保護者も同様に校園内保護する。

(2) 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校園内保護を行い、安全が確実なもの判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

(3) 保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しが不可能な場合についても同様に校園内保護を行う。

第3 学校等施設等の応急措置

市の教育委員会並びに私立学校等設置者は、相互に協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に再開するため、次の措置を講じる。

1 公立学校

- (1) 校長等は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。
- (2) 市教育委員会は、速やかに被害の状況を調査し、関係機関への報告等、所要の措置を講じた上で必要な場合には、応急復旧を行う。

2 私立幼稚園等

- (1) 私立幼稚園等の園長等は、施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置に努めるとともに、速やかに被害状況を調査し県に報告する。
- (2) 私立幼稚園等の設置者は、施設の応急復旧の実施計画等を策定した場合も同様に県に報告する。

3 社会福祉施設、社会体育施設

- (1) 施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。
- (2) 市教育委員会は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

第4 教育の実施

1 公立学校等

校長等は、被災の状況により授業ができないと判断したときは、速やかに臨時休業の措置を取る。また、正規の授業が困難な場合は、授業等が開始できるよう速やかに次の応急措置を講じる。

(1) 教育の実施場所の確保

ア 市教育委員会は、校内での授業が困難な場合、場所及び収容人員等を考慮して、自治センター、その他公共施設又は隣接学校の校舎等を利用できる措置を講じる。なお、代替予定施設は資料編3-24-1のとおりである。

イ 教育委員会は、教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を建築する。

(2) 教職員の確保

校長等及び教育委員会は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。

(3) 教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

2 私立幼稚園等

私立幼稚園等においても、教育の応急的な実施に努めるものとし、その実施にあたり、県は必要に応じ指導助言する。

第5 心身の健康管理

市教育委員会は、スクールカウンセラーの派遣や心のケアに関する研修会の実施等により、被災した児童生徒等及び教職員の心のケアに努める。また、必要に応じて、臨時の健康診断を実施する等して、被災した児童生徒等の健康管理に努める。

第6 学用品等の調達

市は、災害により学用品等を喪失又は損傷し、就学上支障のある学校等の児童・生徒等に対し、災害救助法に基づき学用品等の給与に努める。

1 給与対象者

災害により住宅が全壊(焼)、半壊(焼)の被害を受け、学用品を喪失し、又は損傷し就学に支障のある小・中学校の児童生徒とする。

2 学用品の種類等

- (1) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの。
- (2) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの。

3 給与の方法

- (1) 市教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、学校長を通じ対象者に配付する。
- (2) 教科書及び教科書以外の教材については1ヶ月以内、文房具及び通学用品については、15日以内に支給完了する。
- (3) 学校長は、配付計画を作成し、配付後、親権者から受領書を徴する。

4 学用品の調達

市教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(1) 教科書の調達

教科書は、教科書取扱店又は教科書供給所から調達するものとする。

(2) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、市内の業者等から調達するものとするが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対し斡旋を依頼し、確保する。

第7 給食

- 1 市教育委員会は、給食施設・設備等の復旧や関係機関等との調整を行い、速やかな学校給食再開に努める。また、応急給食を必要とする場合は、一般の炊き出し等で対処する等、災害時においても学校給食の供給に努める。
- 2 学校給食用物資は、公益財団法人宮城県学校給食会(TEL:022-257-2324)及び関係業者の協力を得て確保する。それが不可能の場合は、県教育委員会に対し斡旋を依頼するとともに必要な措置を依頼する。
また、市教育委員会は、通常の学校給食が提供できない期間においても、食中毒や感染症等の発生予防のため衛生管理の徹底を図りながら、必要な措置を講ずる。
- 3 感染症等の発生予防等、衛生管理の徹底を図る。

第8 修学支援

市教育委員会は、災害により被災し経済的に修学が困難な生徒に対し、奨学金の貸付等により修学支援に努める。

第9 通学手段の確保

市教育委員会は、災害により通学が困難な児童生徒等の通学手段の確保に努める。

第10 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置

市、避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講じる。

- 1 市は、避難所等に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会及び自主防災組織等と十分協議しながらその運営にあたる。
- 2 市は、当該施設の管理者及び教育委員会と避難所等の運営に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について県との間で適宜、必要な協議を行う。
- 3 市は、指定避難所とは別に、災害発生時において避難場所・避難所として利用できる協定を締結した私立の学校法人等とも同様の対応を講じる。

第11 災害応急対策への生徒の協力

校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

第12 文化財の応急措置

- 1 被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を市教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。
- 2 市教育委員会は、速やかに国、県、市指定文化財の被害の状況把握に努めるとともに、必要に応じ、関係職員を被災箇所に派遣し、文化財の文化的価値の保存のための応急措置を実施させる等、被害の拡大防止に努める。
- 3 市教育委員会は国及び県指定の文化財について、県と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行うとともに、災害復旧の措置を講じる。
- 4 市教育委員会は市指定の文化財について、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。

第23節 防災資機材及び労働力の確保

(主な実施機関：商工観光班、総務班)

第1 目的

市は、大規模地震災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策に必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、市、県及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期す。

第2 防災資機材の調達

- 1 市は、必要に応じて、災害応援協定等により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。
- 2 各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。
- 3 自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、市へ要請する。

第3 労働者の確保

災害対策を実施するための必要な労働者の確保は、原則としてそれぞれの災害対策実施機関において行い、その手段として次の措置を講じる。

- 1 関係機関の常用労働者及び関係業者等労働者の動員
- 2 公共職業安定所のあっせん供給による労働者の動員
- 3 他機関からの応援派遣による技術者等の動員
- 4 従事命令等による労働者等の強制動員

第4 応援要請による技術者等の動員

市は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

1 指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請手続き

市長が、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 内閣総理大臣又は知事に対する職員のあっせん要求手続き

市長が、内閣総理大臣又は知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県又は他市町村の職員派遣のあっせんを要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 職員を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

第5 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要があり、また災害対策基本法第71条第2項の規定により、知事の権限の一部を市長に委任された場合は、市長は、従事命令等による応急業務を行う。

1 従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

- (1) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (2) 保健師、助産師又は看護師
- (3) 土木技術者又は建築技術者
- (4) 大工、左官又はとび職
- (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
- (6) 鉄道事業者及びその従事者
- (7) 自動車運送業者及びその従事者

2 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。

3 保管命令等

救助のため管理、使用、収用できるもの、また、保管させることができるものは次のとおりである。

- (1) 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で市長が管理し、使用し、又は収用することが適当と認めるもの。
- (2) 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、市長がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

4 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。

第24節 公共土木施設等の応急対策

(主な実施機関：都市整備班、農林振興班、生活環境班)

第1 目的

道路、鉄道等の交通基盤、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模な地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設の管理者については、それぞれの応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

第2 道路施設

1 緊急点検

道路管理者は関係団体と協力し、地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が被害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、角田市防災・減災構想及び宮城県道路整備プログラムに基づき、優先順位をつけ整備を進めるとともに、現在の資源の長寿命化を図るため、適切な維持管理に努める。

緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、市の緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。市の緊急輸送道路は、資料編2-15-1のとおりである。

3 二次災害の防止対策

道路管理者は、地震発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

4 対策情報の共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等には、国、県との情報の共有化に努める。

5 農道、林道の措置

- (1) 道路管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。
- (2) 幹線農道は避難路、延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。
- (3) 道路管理者は、円滑な救助活動の実施や日常生活を確保するため、迂回路として重要な役割を果たす林道整備の他、防災機能を発揮する付帯施設を整備する。

第3 河川管理施設

1 緊急点検

河川管理者は、大規模な地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

2 二次災害の防止対策

河川管理者は、施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生するおそれが生じた個所については、緊急に応急復旧工事を実施し、必要に応じて水防活動等の体制を講じるとともに、被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。

第4 砂防・地すべり関係施設

大河原土木事務所は、大規模な地震発生後に砂防施設等の点検を実施し、破壊、損壊等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

第5 鉄道施設（阿武隈急行線）

地震による異常事態が発生したときは、次の措置を取る。

1 地震発生時の運転規制

運転指令は、地震を感知したときは、直ちに施設課長及び駅長に通報するとともに、次の各号により運転規制を指令しなければならない。

(1) 震度4のとき

地震発生後、最初に運転する列車に対して、要注運転を指示すること。

(2) 震度5弱以上のとき

運転を中止すること。運転指令の通報を受けた施設課長は、線路等の点検を行い、その結果を報告する。

2 要注運転の運転士の対応

運転士は、要注運転の指令を受けた時は、毎時25km以下の速度で注意して運転し、前方停車場に到着した時は、その区間の線路等の状況について運転指令に報告しなければならない。

運転指令は、前項の報告を受けた時は、その状況について施設課長に通告しなければならない。

3 地震感知時の運転士等の対応

運転士及び車掌は、列車の運転中に地震を感知した時は、直ちに列車を停止させ、その旨を運転指令に報告し、指令を受けなければならない。

施設係員及び駅長は、地震を感知した時は、直ちにその旨を運転指令に報告しなければならない。

4 運転規制の解除

運転指令は、施設課長から運転規制の必要がなくなった旨の通告を受けたあとでなければ運転規制の解除を指示してはならない。

第6 農地、農林施設

市は、農地、農林業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、地震発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- 2 地震により農地・農林業用施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- 3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。
- 4 地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

第7 都市公園施設

都市公園施設管理者は、大規模な地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、避難地、避難路、広域防災拠点となる都市公園においては、救援、避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。

第8 廃棄物処理施設

- 1 仙南地域広域行政事務組合は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、県の助言・指導その他の支援を得て、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。
- 2 市は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- 3 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- 4 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。
また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第9 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定等の実施

市は、被災建築物に係る応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定の円滑な実施のため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士及び関係団体との連絡体制整備に努める。

- 1 市は、被災建築物の応急危険度判定業務を実施し、必要に応じて県に各種支援を要請する。
- 2 市は、被災宅地の危険度判定業務を実施し、必要に応じて県に支援を要請する。

第10 市自らが管理又は運営する施設に関する方針

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、市民センター、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ウ 出火防止措置
- エ 飲料水、食料等の備蓄
- オ 消防用設備の点検、整備
- カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータ等、情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 学校にあっては、
 - (ア) 学校が、市の定める浸水想定区域内にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (イ) 学校に保護を必要とする児童生徒等がいる場合のこれらの児童生徒等の安全確保のための必要な措置
- イ 社会福祉施設にあっては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、次に掲げる措置をとる。また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、施工者は、原則として工事を中断する。

第25節 ライフライン施設等の応急復旧

(主な実施機関：都市整備班、上下水道部)

第1 目的

大規模な地震災害により上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合には、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、住民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、市、県及びライフライン事業者等は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。その際、施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。

なお、市及び県は、情報収集で得た航空写真・画像・地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

第2 水道施設

- 1 市上下水道事業所は、大規模な地震発生後、直ちに施設の被害状況を調査し、被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧計画に基づき復旧活動を迅速に行う。
- 2 市上下水道事業所は、応急復旧計画に基づき、取水、導水、浄水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。
- 3 市上下水道事業所は、応急に必要な資機材、技術者等が不足する場合は、角田市管工会「災害時における水道施設復旧応援に関する協定」及び(公社)日本水道協会東北地方支部「災害時相互応援計画」に基づく応援要請を行い、円滑な復旧を確保する。
- 4 市上下水道事業所は、被災により水道施設から給水を受けられない住民に対して、仮設給水栓による給水や給水車等による応急給水を行う。
また仮設給水場の周辺住民は水道事業者等の給水活動の支援に努める。
- 5 市上下水道事業所は、応急給水場所、時間、復旧の見通し等について広報し、放送媒体等を通じて住民に周知する。

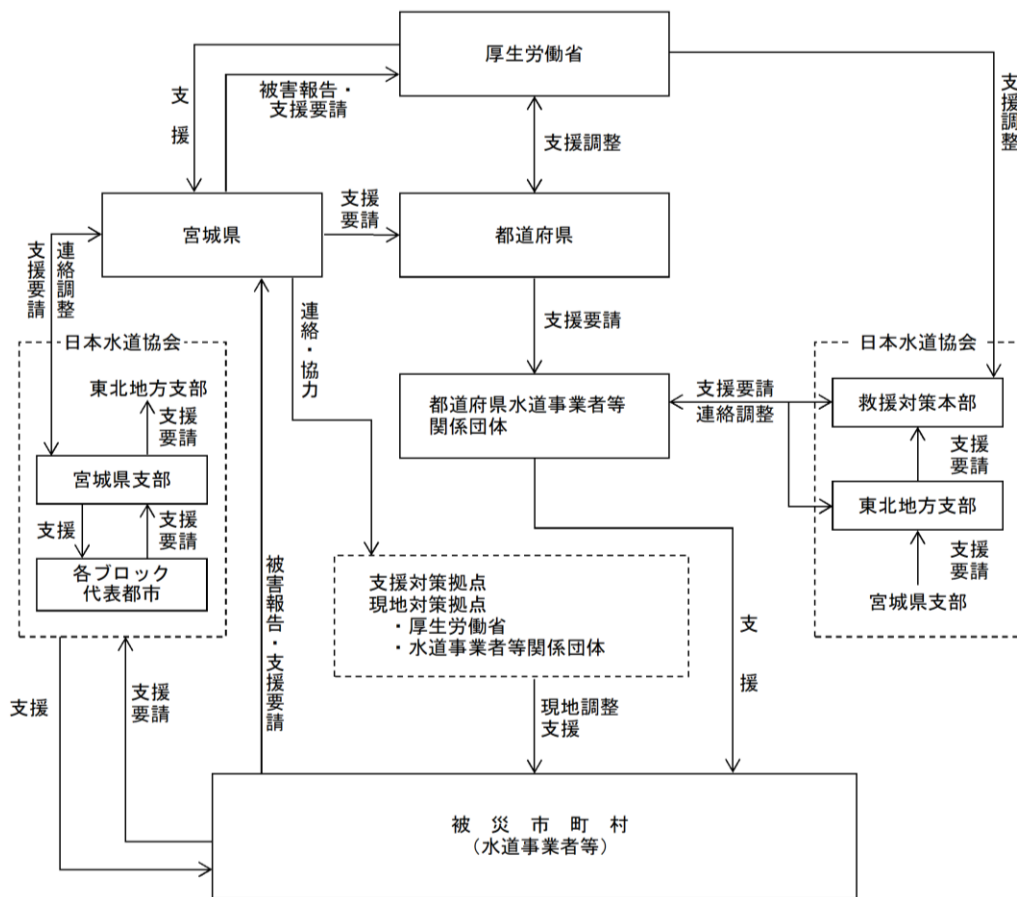


図 応急給水フローチャート

第3 下水道施設

上下水道事業所は、災害の発生時において、速やかに、汚水処理施設等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握した時には、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の汚水処理施設等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

1 管渠

上下水道事業所は、管渠施設の構造、機能的被害を調査、検討のうえ、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の布設等により最低限の下水排除機能を確保する。

2 汚水処理施設

上下水道事業所は、汚水処理施設の構造、機能的被害を調査の上、下水排除機能の確保に努める。

3 広報活動

汚水処理施設が被災により機能不全に陥った場合、上下水道事業所は広報を行い利用者に節水による下水道利用の低減を呼びかけ、汚水処理施設周辺の環境汚染を防止する。

第4 電力施設

電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。

1 要員の確保

供給区域内において、災害が発生した場合、復旧要員を非常呼集する。

2 店所間応援の要請及び派遣

被害が甚大で当該店所のみでは、早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。

3 広報活動

- (1) 災害時は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。
また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。
- (2) 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 復旧資材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 他電力からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

(3) 復旧資材置場の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

5 危険予防措置

電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

6 応急工事

(1) 応急工事の基本方針

非常災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を対策組織で勘案して、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

ヘリコプター、車両等の機動力を活用し、応急復旧用資材、移動用機器、流用可能機器、貯蔵品等を用いて応急復旧措置を迅速に行う。

ア 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工作に基づき、迅速に応急復旧措置を行う。

イ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器、機器、貯蔵品等の活用により応急復旧措置を行う。

ウ 配電設備

停電範囲、影響度を勘案し、応急用電源車等による仮送電を含め、重要度の高い線路から復旧する。

エ 通信設備

可搬型電源、衛星通信設備(可搬型)、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

第5 液化石油ガス施設

1 液化石油ガス販売事業者の対策

液化石油ガス販売事業者は、大規模な地震災害発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

(1) 応急措置と応援要請

大規模な地震発生後、直ちに緊急資機材の完備を確認し、ついで情報の収集(電話等)によって被害状況を掌握する。被災した供給先に急行して必要な措置をとり、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、(一社)宮城県L Pガス協会仙南第一協議会角田丸森班班長に連絡する。

供給先の多くが被災した場合、速やかに(一社)宮城県L Pガス協会仙南第一協議会角田丸森班班長に応援要請の措置をとる。

(2) 緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた、各設備の緊急点検を実施し、被害の状況(配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等)の把握に努める。結果は(一社)宮城県L Pガス協会仙南第一協議会角田丸森班班長に連絡する。

(3) 応援体制

液化石油ガス施設が直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売事業者についての情報を(一社)宮城県LPガス協会仙南第一協議会角田丸森班班長から入手し、応援に急行する。

(4) 情報提供

被災の概況、復旧の現状と見通し等について、(一社)宮城県LPガス協会仙南第一協議会角田丸森班班長に適宜、情報の提供を行う。

2 (一社)宮城県LPガス協会の対策

(一社)宮城県LPガス協会は、災害が発生した場合は、機能が有効に稼動するよう体制の充実強化に努めるとともに、次の対策を講じる。また、各協議会及び液化石油ガス販売事業者との必要な連絡調整を行う。

- (1) 二次災害防止のための緊急措置と応急措置の実施
- (2) 応急供給の実施
- (3) 被害状況及び復旧状況の確認調査と報告
- (4) 緊急資機材の受入れ及び応援隊の受入れ調整
- (5) 二次災害防止のための広報活動

第6 電信・電話施設

電気通信設備が被災した場合には、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。

1 応急対策の内容

通信施設の被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため、次の各号の措置をとる。

- (1) 非常用可搬型交換装置の出動
- (2) 衛星通信装置、可搬型無線装置等の出動
- (3) 移動電源車の出動
- (4) 応急ケーブルによる措置

2 応急措置

通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の措置をとる。

(1) 最小限の通信の確保

広範囲な家屋の倒壊、焼失等によって通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう努める。

(2) 災害時公衆電話の設置

- ア 市指定の避難所等に、必要に応じて災害時公衆電話を設置する。
- イ 孤立化する地域をなくすため、地域ごとに災害時公衆電話を設置する。
- ウ 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

(3) 回線の応急復旧

電気通信設備の被災に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施するが、通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。

ア 設備の状況を監視しつつトラフィックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。

イ 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)を提供し、ふくそうの緩和を図る。

ウ 被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報又は、救護を求める115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

第26節 危険物施設等の安全確保

(主な実施機関：防災安全班、消防署、消防部)

第1 目的

大規模な地震災害により危険物施設等が被害を受け、危険物等の流失、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

第2 住民への広報

市及び危険物施設等の管理者は、地震の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見等に適切な対応を行える体制を整備する。

第3 消防法に定める危険物の応急措置

- 1 危険物製造所等の管理者等は、災害時には、直ちに火気使用を禁止し、取扱いを中止する等の災害に対応する応急保安措置を実施するとともに、速やかに角田消防署に通報し、必要な指示を受ける。
- 2 仙南地域広域行政事務組合理事長は、災害が発生するおそれがある場合は、事前措置の周知徹底、立入検査又は巡回調査等を実施し、応急措置の万全を図る。
- 3 仙南地域広域行政事務組合理事長は、災害時において危険物製造所等の管理者等に対し、応急保安措置の実施及び対策、所要人員の配置等に関し、必要な指示を行い、又は報告を求める。
- 4 危険物製造所等の管理者等は、災害時における応急保安措置に必要な消防用機械器具及び防災資材等の確保並びにその機能の点検確認を行う。
- 5 災害が拡大するおそれがあり、地域住民に影響を与えると認められるときは、市長は、災害の状況について広報するとともに安全な場所への避難誘導を行う。

第4 高圧ガスの応急措置

- 1 高圧ガスの販売業者又は高圧ガスの消費者は、災害時において高圧ガスの施設に危険な状態が予想されるとき、又は高圧ガスによる災害の拡大が予想される場合は、速やかに使用を中止し、設備内のガス充てん容器を安全な場所に移し、又は放出する等の保安措置を実施するとともに、監視員を配置する等警戒体制に万全を期する。
- 2 市長は、災害時において高圧ガスによる災害の拡大が予想され、又は事前措置を図る必要があると認められる場合は、高圧ガスの所有者等及び地域内の関係機関に対し、速やかに応急保安措置を講じるよう要請するとともに、必要に応じ知事に連絡し、処分等を依頼する。
- 3 災害が拡大するおそれがあり、地域住民に影響を与えると認められるとき、市長は災害の状況について広報するとともに、安全な場所への避難誘導を行う。

第5 火薬類の応急措置

- 1 火薬類製造・販売等の事業者は、災害発生時には、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じる。
 - (1) 火薬類製造施設においては、製造を停止し、緊急点検を行う。
 - (2) 火薬庫及び庫外貯蔵所においては、施設及び貯蔵状態の異常の有無等を緊急確認する。
 - (3) 消費場所においては、火工所、切羽等の異常の有無を適宜確認する。
- 2 消防関係機関は、火薬類を取り扱う業者に対し、二次災害防止のため、警察等関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言を行う。
- 3 市長は、火薬による災害の拡大が予想される場合は、火薬庫又は火薬類の所有者及び防災関係機関に対し、速やかに応急保安措置を講ずるよう要請するとともに、必要に応じ知事に連絡する。

第27節 農林業の応急対策

(主な実施機関：農林振興班)

第1 目的

大規模な地震により、農業生産基盤、林道・治山施設等施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。

このため、市、県及び各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

第2 農業用施設

市及び県は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- 2 地震により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。
特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- 3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

第3 林道

市は、林道に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施する。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- 2 林道が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。

第4 農産物

1 活動体制

市は、県及び関係機関と連携し、病虫害防除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等の農業災害に係る応急対策を実施する。

2 湛水対策

地盤沈下等により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

3 営農用資機材の確保

(1) 営農機材

市は、国や県及び関係機関と連携し、必要に応じて、営農機材の購入等の支援を行う。

(2) 営農用資材

ア 稲・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるよう必要量の確保・供給に関し、(公社)みやぎ農業振興公社や関係機関と連携し、安定供給のための対策を講じる。

イ 肥料、農薬、野菜種子、飼料等について、関係機関と連携し、必要に応じ確保、あつせんのための対策を講じる。

4 応急技術対策

大河原地方振興事務所をはじめ関係機関と連携し、農業者は、災害に対応する次の技術対策を徹底し被害の軽減を図る。

(1) 農作物

ア 共通対策

(ア) 再播種等の実施

播種等可能な期間中に災害が発生した場合は、直ちに再播種か再定植を行う。

(イ) 作付転換の実施

生育時期により作付転換を要する程度の被害を受けた場合は、適時適切な作物に転作をする。

イ 水稲

(ア) 用排水路・けい畔等が損壊し、水不足が発生した場合、損壊箇所の修復を行い、用水の確保を図る。

(イ) 軟弱地盤地帯での苗の埋没、浮き上がり、横倒し、泥水の冠水等の被害や、液状化に伴う噴砂現象による堆砂被害が発生した場合、応急対策として補植、植え直し、土砂の撤去を行う。

ウ 畑作物

(ア) ほ場の復元に努める。

(イ) 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は、代替作物等の手当を行う。

エ 果樹

被害を受けた樹園地では樹勢の維持回復に努めるとともに、樹が傾いたり、倒れたりした場合は、根が乾かないうちに早めに起こし、土寄せして支柱で支える。

(2) 園芸等施設

ア 保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努める。

イ 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努める。

ウ 暖房機を稼働させるための電源を確保する。

エ 給水源等を確保する。

オ 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講じる。

第5 畜産

1 応急技術対策

大河原地方振興事務所をはじめ関係機関と連携し、農業者は、災害に対応する次の対策を徹底し被害の軽減を図る。

- (1) 倒壊のおそれのある畜舎では、速やかに家畜を退避させる。
 - ア 誘導する人間の安全確保に努めながら、家畜を退避させる。
 - イ 退避した家畜については、当分の間簡易畜舎等を設置し収容するとともに、畜舎の改修等を順次進める。
- (2) 近隣の河川、湖沼、井戸等から取水する等して、給水源を確保する。
- (3) 酪農、ブロイラー、採卵鶏及び大規模肉用牛では、発電機の調達等により、搾乳機械やバルククーラー、自動給餌機、空調及び地下水のポンプアップ等の電源を確保する。
- (4) 家畜排せつ物処理施設の倒壊や破損により周辺への排せつ物の流出のおそれがある場合は、被害施設の修繕資材の確保並びに排せつ物の処理の委託先等の確保に努める。
- (5) 指定生乳生産団体を主体として近隣の県に対し、牛乳の集乳、処理、輸送等を要請し、牛乳出荷先を確保する。
- (6) 飼料運搬車及び集乳車の運行路を確保する。

2 家畜伝染病の発生予防

- (1) 市は、県とともに家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するための施策を講じるとともに、宮城県が行う防疫措置の支援を行う。

(2) 防疫措置

- ア 患畜又は疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置
- イ 殺処分及び死体の焼却、埋却
- ウ 汚染物品の焼却等又は畜舎等の消毒

3 死亡獣畜の処理

災害等により死亡した家畜の処理については、本章「第20節 災害廃棄物処理活動」により処理を行う。

第6 林産物

1 活動体制

市は、県及び関係機関と連携し、林産物の災害対策を講じる。

2 応急対策

林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。

第28節 二次災害・複合災害防止対策

(主な実施機関：全部)

第1 目的

二次災害とは、地震等による自然災害が生じた後、災害調査・人命救助等に伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害等、二次的に生ずる災害を指す。

特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。

第2 二次災害の防止活動

1 市又は事業者の対応

- (1) 市又は事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン(電気、上下水道、ガス、通信施設)及び公共施設(道路、鉄道、水路の啓開)の応急復旧を速やかに行う。
- (2) 市は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止について事業者に助言等を行うとともに、ライフライン復旧時における火災警戒等については、事業者を指導する。
- (3) 消防職団員、水防団員、警察官、自衛隊員や市職員等、救難・救助・パトロールや支援活動に当る関係機関職員についても、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。
- (4) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、あわせ被害状況、復旧の見込み等、報道機関等の協力を得て周知する。
- (5) 上下水道事業者は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込み等、報道機関等の協力を得て周知する。
- (6) 下水道事業者等は、漏水による汚水の拡散防止、終末処理場被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制等を広報し、あわせ被害状況、復旧の見込み等、報道機関等の協力を得て周知する。
- (7) ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意等、報道機関等の協力を得て周知する。
- (8) 電気通信事業者は、重要通信の確保、通信の疎通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込み等、報道機関等の協力を得て周知する。
- (9) 道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。

2 水害・土砂災害

(1) 二次災害防止施策の実施

地震、降雨等による土砂災害危険個所の拡大等に備え、二次災害防止施策を講じる。
特に地震による地盤沈下の被害があった地域では、破堤箇所からの浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(2) 点検の実施

市は、地震災害による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。
その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計等の観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備等の応急対策を行う。

また、市は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するとともに、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、適切に避難情報の発令の判断が行えるよう土砂災害に関する情報を提供する。

3 土砂災害警戒情報

仙台管区気象台及び県は共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

4 爆発危険物等

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

5 有害物質等

市又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

6 余震・誘発地震

市又は事業者は、余震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中等の場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

7 空き家等

市は平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。また、災害時に適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。

第3 風評被害等の軽減対策

- 1 市は、地震、原子力災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。
- 2 放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

第29節 応急公用負担等の実施

(主な実施機関：防災安全班、総務班、消防部)

第1 目的

大規模な地震災害時において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させる等により、必要な措置を図る。

1 実施責任者

- (1) 応急公用負担等の権限の行使は、市長が行う。
- (2) 市長若しくは市長の職権を行使する市の職員が現場にいないとき又は市長等から要求があったときは、警察官が応急公用負担等の権限を行使する。
- (3) 消防のため、緊急の必要がある場合、応急公用負担の権限の行使は、消防吏員及び消防団員が行う。
- (4) 水防のため、緊急の必要がある場合、応急公用負担の権限の行使は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長が行う。

第2 応急公用負担等の権限

1 市長

- (1) 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置を取ることができる。
 - ア 私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。
 - イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置。
 - ウ 住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。
- (2) 市長が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

2 警察官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

市長若しくはその職権の委任を受けた市の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、市長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

3 知事

- (1) 県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用又は収用することができる。
- ア 被災者の救援、救助その他保護に関する事項
 - イ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
 - ウ 施設及び設備の応急復旧に関する事項
 - エ 清掃、防疫その他保護衛生に関する事項
 - オ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - カ 緊急輸送の確保に関する事項
 - キ その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事項
- (2) 災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、(1)に定める市長の応急公用負担等を代わって実施することができる。

4 指定地方行政機関の長

応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送事業者等に対しその取り扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収用することができる。

第3 立入検査等

- 1 市は、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、又は収用するため必要があると認めるときは、その職員に施設、土地、家屋もしくは物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入り検査させることができる。
- 2 市の職員が、1により立ち入る場合は、その職員は、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
- 3 市の職員が、1により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯し、かつ関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 市長は、必要と認めるときは、保管命令により物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

第4 実施手続き

1 人的公用負担

緊急の場合は、相手方に口頭で指示するが、後日速やかに文書によって通知する。

2 物的公用負担

(1) 工作物等の使用、収用

ア 使用又は収用を行うときは、対象となる土地建物等の占有者、所有者その他の土地建物等について権限を有する者に対し、その土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、その処分の期間又は期日その他必要な事項を通知する。

ただし緊急の場合は事後において、速やかに通知する。

イ 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明のときは、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を、角田警察署に掲示し、通知に代える。

(2) 工作等の障害物の撤去

ア 災害を受けた工作物等の障害物を除去したときは、適正な方法で保管する。

イ 保管した場合、当該工作物等の占有者、所有者その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示する。

ウ 保管した工作物等が滅失又は破損若しくは保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却しその代金を保管する。

エ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担する。

オ 工作物の保管に関する公示の日から起算して6ヵ月を経過しても当該工作物又は売却した代金を返還する相手方が不明等の場合は、市長が保管する工作物等は市に、警察署長が保管する工作物等は県に帰属する。

第5 公用令書の交付

- 1 従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合、市長は、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。
- 2 公用令書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 当該処分の根拠となった法律の規定
 - ア 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間
 - イ 保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
 - ウ 施設等の管理、使用又は収用にあっては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日
- 3 市長は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取消したときは、速やかに公用変更又は公用取消令書を交付しなければならない。
- 4 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則及び宮城県災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

第6 損失補償及び損害補償等

- 1 区域内において、物的公用負担により、通常生ずべき損失があった場合には、損失補償をしなければならない。
- 2 区域内の住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合について、実費弁償は行わない。ただし、応急措置業務に従事したことにより、死傷等をしたときは、条例の定めに従い損害を補償しなければならない。

第30節 ボランティア活動

(主な実施機関：保健福祉班)

第1 目的

大規模な地震災害時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、市は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、行政が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

第2 一般ボランティア

1 災害ボランティアセンターの設置

ボランティアのコーディネート調整組織としては、社会福祉協議会及びNPO等連携組織が中心となって、市レベル、県レベルの2段階に災害ボランティアセンターを設置するものとし、相互に連携の上、日本赤十字社宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。

この際、県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO法人等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。これにより、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

なお、ボランティアの受け入れに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が中心となって設置し、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

2 日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア等との連携

災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及びNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援する。

3 行政の支援

市は、ボランティアのコーディネートに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、市は災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

- (1) 災害ボランティアセンターの場所及び資機材の提供
- (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成

県から事務の委任を受けた場合は、共助のボランティア活動と県及び市の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

- (3) 職員の派遣
- (4) 被災状況についての情報提供
- (5) その他必要な事項

4 一般ボランティアの主な活動内容

- (1) 情報伝達・広報
- (2) 情報収集
- (3) 物資の仕分け
- (4) 物資の搬送
- (5) 炊き出し
- (6) 避難所の運営
- (7) 災害ボランティアの受入事務

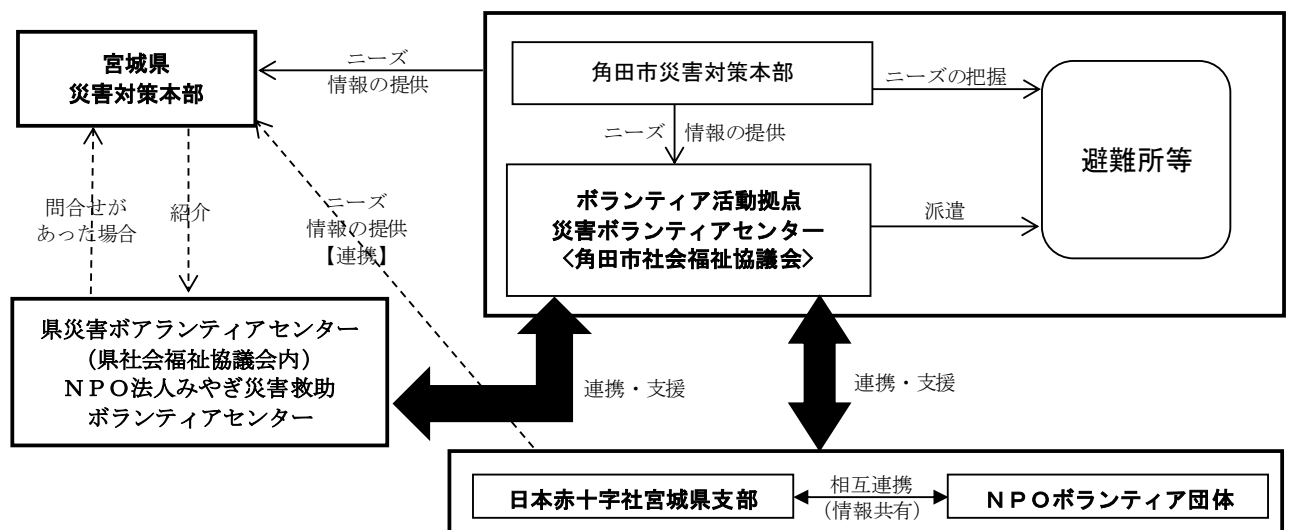


図 ボランティア活動支援計画イメージ

第3 専門ボランティア

関係する組織からの申し込みについては、市の各班で対応するものとし、主な種類は次のとおりである。

表 主な受け入れ項目と担当班

主な受入れ項目	担当班
1 救護所等での医療、看護、保健予防	保健福祉班
2 砂防関係施設診断	都市整備班
3 被災建築物応急危険度判定	建築住宅班
4 被災宅地危険度判定	都市整備班
5 外国人のための通訳	まちづくり推進班
6 被災者へのメンタルヘルスケア	保健福祉班
7 高齢者、障害者等への介護	〃
8 その他専門的知識が必要な業務	各班

第4 NPO・NGOとの連携

市は、一般ボランティアのコーディネート体制づくりを、社会福祉協議会、NPO等関係機関と連携しながら行い、その他のNPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

第31節 海外からの支援の受入れ

(主な実施機関：総務班)

第1 目的

大規模な地震災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣等の支援の申し出があった場合、県及び関係機関と十分連絡調整を図りながら対応する。

第2 海外からの救援活動の受入れ

市は、本章「第1節 情報の収集・伝達」の「第5 県への被害状況の報告」を活用して具体的な被害状況を県へ提供するとともに、海外からの救援活動の受入れについて、県と連絡調整を行う。

県に提供する情報事項は、次のとおりである。

- 1 救援を必要とする場所及びその緊急性
- 2 現地までの交通手段及び経路の状況
- 3 現地の宿泊の適否等
- 4 必要な携帯品等
- 5 その他必要と思われる事項

第3 救援内容の確認

海外から救援隊派遣の申し出や救援物資の提供の申し出があった場合、次の事項について確認し、県と連絡調整を図りながら対応する。

1 救援隊の派遣内容

- (1) 協力内容、人数、派遣日程
- (2) 受入れ方法
- (3) 案内、通訳の必要性

2 救援物資の内容

- (1) 品名、数量
- (2) 輸送手段、ルート
- (3) 到着予定

第4 関係機関との協力体制

海外から救援隊派遣や救援物資の受入れについて、警察、消防、自衛隊及び航空会社、トラック協会等の関係機関と円滑な協力体制を確保する。

第4章 原子力災害対策

(主な実施機関：全部)

基本的な考え方について

1 東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故による状況と対応

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射性物資が広範囲にわたって拡散し、角田市でも影響があった。

(1) 農産物の出荷制限

肉牛：平成23年7月28日に県内全域で出荷制限の指示がなされ、その後8月19日出荷の一部解除。現在は、全頭検査を実施で出荷

しいたけ：露地原木しいたけについて、平成24年1月16日に出荷制限の指示がなされ、その後、平成30年4月24日に一部解除

牧草：平成23年5月18日に県内全域で利用自粛要請がなされ、単年性牧草については、平成24年から利用解除。永年性牧草は、個別に検査後に解除

稲わら：事故後に収集したものは、平成23年7月15日に県内全域で利用自粛。その後、平成23年10月12日に解除

(2) 保育所や学校等の除染

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づく「汚染状況重点調査地域」に平成23年12月28日付けで環境大臣から指定されたことから、市全域を除染実施計画の対象とした計画を平成24年6月11日策定した。

長期的に市民の日常生活における追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト（mSv／年）以下（1時間あたり0.23マイクロシーベルト（ μ Sv／時間）未満）になることを目指している。除染は、市民の放射線からの不安を早期に取り除くべき生活圏を中心に除染を進め、放射性物質の影響を最も受けやすい子どもへの影響の低減を目指し、保育所や学校等、子どもが利用する公園等を優先に除染を実施している。

平成24年度 市内幼稚園、児童館、保育所、小中学校の除染

平成25年度 中央公園、街区公園、児童遊園等の公園の除染

(3) その他の放射性物質への対応について

ア 空間放射線量の測定（市内全域の空間線量、小中学校・保育所等空間線量の測定）

イ 水道水・井戸水の放射能測定

ウ 農産物の放射能測定

エ 学校給食・保育所給食食材の放射能測定

オ 食品（自家農産物・井戸水・薪等の焼却灰）の放射能測定

カ 市民向け家庭用測定器の貸出

キ 放射能に関する情報提供・相談会の開催

ク 農作物放射性物質吸収低減対策の実施

第1 目的

本市には、原子力施設が存在せず、東京電力福島第一原子力発電所から60キロ、県内にある東北電力女川原子力発電所から79キロの位置にある。また、宮城県地域防災計画原子力災害対策編においての「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（30キロ）」^{※1}の圏外でもある。

しかし、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故では、様々な影響を受けた。この経験を踏まえて、原子力災害対策について市民の経済活動への影響、子どもの健康への不安等をできる限り低くするような対策を講ずる。

※1 原子力災害対策重点区域（宮城県地域防災計画原子力災害対策編から）

1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）の考え方

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、先述の緊急事態区分に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域で、「原子力施設からおおむね半径5km」が目安となる。

2 緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）の考え方

確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OILに基づき、緊急防護措置を準備する区域で、「原子力施設からおおむね半径30km」が目安となる。

第2 情報の収集・伝達

1 情報の収集・連絡

原子力緊急事態が発生した場合、本市に影響を及ぼすかどうかは、事故の状況や気象状況により変化するので、警戒時から情報収集が重要である。市に影響を及ぼすことが予想されるときは、県から情報提供を受けるとともに、消防、警察及び防災関係機関との情報収集や連絡を密に行う。

2 住民への情報伝達

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない等の原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県、関係機関等と連携し、必要に応じて、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立するものとする。また、住民のニーズを見極めた上で情報の収集・整理・発信を行うものとする。

第3 屋内退避、避難収容等の防護活動

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等

市は、国・県から屋内退避若しくは避難に関する指示があった場合や、放射線量等の測定の結果、原子力災害対策指針（平成25年9月全部改定）による「O I Lと防護措置について」に達する放射性物質による汚染地域を確認した場合は、県と連携し、屋内退避等の必要性について速やかに住民に対し広報する。

また、他の被災市町村からの当該市町村の区域を越えて本市区域に避難を行う必要が生じた場合は、県の指示のもと、収容施設の提供や避難者の受入れに協力する。

市（市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは県）は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、自らの判断で避難指示を行うものとする。

(2) 指定避難所等

市は、避難所等において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下においては、避難先における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生等の感染対策を講ずるものとする。

第4 飲料水、飲食物の摂取等

市は、国・県から飲食物の出荷制限、摂取制限の指示があった場合や、原子力災害対策指針（平成25年9月全部改定）による「O I Lと防護措置について」による飲食物摂取制限（O I L 6）に従い、水道水、農作物から規制値を超える放射性物質及び放射線量の値が示された場合は、県と連携して、出荷制限・摂取制限等の必要な措置を講じる。また、市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置が講じられたときは、県と協力して関係市民への応急措置を講ずる。

第5 緊急事態における判断基準

1 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

放射性物質放出前の段階で避難等の予防防護措置を講ずるための判断基準で、発電所の状態等で判断する。

表 緊急事態区分と原災法の枠組みとの関係

緊急事態区分	概要	原災法との関係
警戒事態	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階	
施設敷地緊急事態	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階	原災法第10条
全面緊急事態	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する段階	原災法第15条 （原子力緊急事態宣言）

2 運用上の介入レベル（OIL：Operation Intervention Level）

放射性物質放出後、緊急モニタリング結果と照らし併せて判断するための基準で、線量率等計測可能な値で設定する。

表 運用上の介入レベル

	基準の種類	基準の概要		初期設定値 ^{※1}	
		防護措置の概要			
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内避難させるための基準		500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	
		数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内避難を含む)甲状腺の被ばく線量を推定するために行う測定(以下「甲状腺被ばく線量モニタリング」という。)を実施。			
緊急防護措置	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準		β 線: 40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	
		避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易な方法による除染(以下「簡易除染」という。)等を実施。		β 線: 13,000cpm ^{※3} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※4} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準		20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	
		1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 甲状腺被ばく線量モニタリングを実施。			
早期防護措置	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準		0.5 μ Sv/h ^{※5} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	
		数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。			
飲食物摂取制限	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類 穀類 肉、卵、魚、 その他
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※6}
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ各種	1 Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20 Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値。
 ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。
 OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
 ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率
 ※4 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
 ※5 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
 ※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

第6 空間放射線量等の測定

市は、市民の不安解消、農産物風評被害の防止するために以下の測定等を実施するように努める。

- 1 空間放射線の測定（市内全域の空間線量、小中学校・保育所等空間線量の測定）
- 2 水道水・井戸水の放射能測定
- 3 農産物の放射能測定
- 4 学校給食・保育所給食の食材の放射能測定
- 5 食品（自家農産物・井戸水・薪等の焼却灰）の放射能測定
- 6 市民向け家庭用測定器の貸出
- 7 放射能に関する情報提供・相談会の開催
- 8 農作物放射性物質吸収低減対策の実施

第7 放射性物質の除染

市は、国及び県その他関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対応について必要な措置を講ずる。

第8 広報活動

市は、市民に対して広報を迅速かつ的確に行う。広報の窓口を一元化して情報の不統一を避けるとともに、定期的な情報提供に努める。

広報内容は、災害の時間的な経過に伴って、災害直後の段階と風評被害防止や心身の健康相談情報等にある程度経過した後に分けて行う。

【災害直後】

- 1 被害状況
- 2 屋内退避及び避難の必要性の有無
- 3 飲食物の摂取制限の必要性の有無
- 4 市の活動体制、応急対策実施状況に関すること

【災害経過後】

- 1 空間放射線量の測定情報
- 2 市内の水道水・農産物等の放射性物質測定情報
- 3 放射線の健康への影響等について情報
- 4 風評被害防止のための情報

第9 風評被害等の影響の軽減

市は、県及び関係機関と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響軽減するために、農林業、地場産業の商品等の適正な流通等が確保されるよう科学的根拠に基づく広報活動を行うものとする。

第10 心身の健康相談体制

市は、県及び関係機関と連携し、必要に応じて市民に対する心身の健康相談及び内部被ばく線量を検査するための体制の整備し、実施する。

第5章 災害復旧・復興対策

本章については、第2編風水害等災害対策編の第4章災害復旧・復興対策を参照のこと。

